



毎月2回10日・25日発行
 発行所
 川崎市役所
 (総務企画局総務部法制課)
 川崎市川崎区宮本町1
 電 話 044-200-2062
 F A X 044-200-3748

目 次

規 則

◇川崎市職員の特殊勤務手当に関する
 条例施行規則の一部を改正する規則
 (第63号) 2714

◇川崎市子ども・子育て支援法施行細
 則の一部を改正する規則(第64号) 2715

告 示

- ◇道路区域の変更(第489号)..... 2720
- ◇道路の供用開始(第490号)..... 2720
- ◇自転車等の撤去と保管(第491号)..... 2720
- ◇道路区域の変更(第492号)..... 2720
- ◇道路の供用開始(第493号)..... 2721
- ◇定期予防接種の実施(第494号)..... 2721
- ◇予防接種の業務を行う医師(第495
 号) 2721
- ◇生活保護法等による指定医療機関の
 指定(第496号)..... 2736
- ◇生活保護法等による指定施術機関の
 指定(第497号)..... 2736
- ◇生活保護法等による指定医療機関の
 変更(第498号)..... 2736
- ◇生活保護法等による指定施術機関の
 変更(第499号)..... 2736
- ◇生活保護法等による指定医療機関の
 廃止(第500号)..... 2736
- ◇生活保護法等による指定医療機関の
 辞退による廃止(第501号)..... 2736
- ◇自転車等の撤去と保管(第502号)..... 2736
- ◇個人情報保護条例の規定による個人
 情報ファイルの届出(第503号)..... 2737
- ◇個人情報保護条例の規定による目的
 外利用等の届出(第504号)..... 2737
- ◇生活保護法等による指定介護機関の
 変更(第505号)..... 2737
- ◇生活保護法等による指定介護機関の
 廃止(第506号)..... 2737

◇国民健康保険被保険者証の無効(第
 507号)..... 2737

税 告 示

- ◇平成29年度の固定資産の価格等の固
 定資産課税台帳への登録(第1号) 2738
- ◇川崎市市税条例の規定による寄附金
 の指定の一部改正(第2号) 2738
- ◇川崎市市税条例の規定による寄附金
 の指定(第3号) 2738

公 告

- ◇開発行為に関する工事の完了(第516
 号) 2738
- ◇一般競争入札の執行(第517号)..... 2738
- ◇道路位置の廃止(第518号)..... 2740
- ◇道路位置の廃止(第519号)..... 2740
- ◇道路位置の指定(第520号)..... 2740
- ◇道路の指定(第521号)..... 2740
- ◇一般競争入札の執行(第522号)..... 2740
- ◇一般競争入札の執行(第523号)..... 2742
- ◇一般競争入札の執行(第524号)..... 2743
- ◇一般競争入札の執行(第525号)..... 2745
- ◇一般競争入札の執行(第526号)..... 2746
- ◇開発行為に関する工事の完了(第527
 号) 2747
- ◇一般競争入札の執行(第528号)..... 2748
- ◇都市公園の供用開始(第529号)..... 2750
- ◇一般競争入札の執行(第530号)..... 2750
- ◇道路の指定(第531号)..... 2751
- ◇一般競争入札の執行(第532号)..... 2751
- ◇一般競争入札の執行(第533号)..... 2752
- ◇道路の指定(第534号)..... 2753
- ◇条例環境影響評価審査書の公告(第
 535号)..... 2754
- ◇特定非営利活動法人の設立認証申請
 (第536号)..... 2759

公 告 (調 達)

- ◇一般競争入札の執行(第313号)..... 2759
- ◇一般競争入札の執行(第314号)..... 2761
- ◇一般競争入札の公告(第315号)..... 2763
- ◇一般競争入札の執行(第316号)..... 2764

◇一般競争入札の執行 (第317号).....	2766	送達 (川崎区第105号).....	2794
◇一般競争入札の執行 (第318号).....	2768	◇住民票の職権消除 (川崎区第106号).....	2794
◇一般競争入札の執行 (第319号).....	2769	◇印鑑登録の抹消 (川崎区第107号).....	2795
◇一般競争入札の公告 (第320号).....	2771	◇国民健康保険料に係る督促状の公示	
◇一般競争入札の執行 (第321号).....	2773	送達 (幸区第46号)	2795
◇一般競争入札の公告 (第322号).....	2774	◇介護保険料に係る督促状の公示送達	
◇一般競争入札の執行 (第323号).....	2776	(幸区第47号)	2795
税公告		◇介護保険料に係る督促状の公示送達	
◇交付要求通知書の公示送達 (第168		(中原区第37号)	2796
号)	2778	◇国民健康保険料に係る督促状の公示	
◇差押調書 (謄本) の公示送達 (第169		送達 (中原区第38号)	2796
号)	2778	◇介護保険料に係る督促状の公示送達	
◇差押調書 (謄本) の公示送達 (第170		(高津区第42号)	2796
号)	2778	◇国民健康保険料に係る督促状の公示	
◇督促状の公示送達 (第171号).....	2778	送達 (高津区第43号)	2796
上下水道局規程		◇国民健康保険料に係る督促状の公示	
◇川崎市上下水道局契約規程の一部を		送達 (宮前区第50号)	2797
改正する規程 (第20号)	2779	◇後期高齢者医療保険料に係る督促状	
上下水道局告示		の公示送達 (宮前区第51号)	2797
◇川崎市上下水道局指定給水装置工事		◇介護保険料に係る督促状の公示送達	
事業者の指定 (第35号)	2782	(宮前区第52号)	2797
◇川崎市上下水道局指定給水装置工事		◇住民票の職権消除 (宮前区第53号)	2797
事業者の指定事項の変更 (第36号)	2782	◇印鑑登録の抹消 (宮前区第54号)	2797
◇川崎市上下水道局指定給水装置工事		◇住民票の職権消除 (宮前区第55号)	2798
事業者の休止 (第37号)	2783	◇印鑑登録の抹消 (宮前区第56号)	2798
上下水道局公告		◇介護保険料に係る督促状の公示送達	
◇一般競争入札の執行 (第75号)	2783	(多摩区第46号)	2798
◇一般競争入札の執行 (第76号)	2784	◇国民健康保険料に係る督促状の公示	
◇一般競争入札の執行 (第77号)	2784	送達 (多摩区第47号)	2798
◇一般競争入札の執行 (第78号)	2788	◇国民健康保険料に係る差押調書 (謄	
◇一般競争入札の執行 (第79号)	2789	本) 及び配当計算書 (謄本) の公示	
交通局規程		送達 (多摩区第48号)	2798
◇川崎市乗合自動車乗車料条例施行規		◇国民健康保険料に係る督促状の公示	
程の一部を改正する規程 (第17号)	2792	送達 (麻生区第53号)	2799
交通局公告 (調達)			
◇落札者等の公示 (第11号)	2793		
教育委員会告示			
◇教育委員会臨時会の招集 (第28号)	2793		
区公告			
◇国民健康保険料に係る督促状の公示			
送達 (川崎区第101号).....	2793		
◇国民健康保険料に係る督促状の公示			
送達 (川崎区第102号).....	2794		
◇介護保険料に係る督促状の公示送達			
(川崎区第103号).....	2794		
◇後期高齢者医療保険料に係る督促状			
の公示送達 (川崎区第104号).....	2794		
◇国民健康保険料に係る督促状の公示			

規 則

川崎市職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年9月29日

川崎市長 福田紀彦

川崎市規則第63号

川崎市職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

川崎市職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則 (平成20年川崎市規則第21号) の一部を次のように改正する。
別表福祉業務等手当の部(5)の項ア中「又は区役所」を

「、区役所又は教育委員会事務局」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の規則の規定は、平成29年4月1日から適用する。

川崎市子ども・子育て支援法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年9月29日

川崎市長 福 田 紀 彦

川崎市規則第64号

川崎市子ども・子育て支援法施行細則の一部を改正する規則

川崎市子ども・子育て支援法施行細則（平成26年川崎市規則第71号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「当該支給認定に係る小学校就学前子どもの保護者に通知し、及び支給認定証（第3号様式）を交付するものとする」を「支給認定保護者に通知するものとする」に改め、同条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 法第20条第4項の支給認定証は、第3号様式によるものとする。

様式目次中

「	3	支給認定証	第6条第1項
	4	支給認定申請却下通知書	第6条第2項
」			

を

「	3	支給認定証	第6条第2項
	4	支給認定申請却下通知書	第6条第3項
」			

に改める。

第1号様式（表面）を次のように改める。

第1号様式

施設型給付費・地域型保育給付費 支給認定(変更)申請書

- 1 子ども・子育て支援法第16条の規定に基づき、申請者や同居親族の市町村民税課税状況その他支給認定及び利用者負担額の算定に際し、官公署に対し必要な文書の閲覧又は資料の提供を求めることがあります。
- 2 申請書等に記載した事項については、利用調整や教育・保育の運営に必要と認められる場合に、施設・事業者に提供することがあります。
- 3 施設型給付費・地域型保育給付費は、申請者に代わり、利用する施設・事業者が受領します。
- 4 翌年4月利用開始の場合は、支給認定事務が集中し審査等に日時を要するため、一次利用申請締切日までに提出された支給認定申請については、翌年3月までに審査の結果をお知らせします。
- 5 申請内容が事実と相違した場合は、支給認定を取り消すことがあります。

受付	収受印
入力	
確認	

以上のことに同意し、次のとおり施設型給付費・地域型保育給付費に係る支給認定を申請します。

(宛先) 川崎市 区長 申請日 年 月 日

(保護申請者)	フリガナ	住所		〒	区	
	氏名	印				
	日中の連絡先(電話番号) *確実に連絡の取れる順に記入してください。					
	①	父携帯・母携帯 父勤務先・母勤務先 自宅・その他()	②	父携帯・母携帯 父勤務先・母勤務先 自宅・その他()	③	父携帯・母携帯 父勤務先・母勤務先 自宅・その他()
子ども	フリガナ	性別	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女	続柄	生年月日	年 月 日
	氏名				個人番号	
希保育望の理由	<input type="checkbox"/> 有： 保護者の就労、疾病その他の理由により、保育所等での保育の利用を希望する(幼稚園等との併願の場合を含む。)					
	(理由)	保護者： <input type="checkbox"/> 就労 <input type="checkbox"/> 妊娠出産 <input type="checkbox"/> 疾病障害等 <input type="checkbox"/> 介護看護 <input type="checkbox"/> 災害復旧 <input type="checkbox"/> 求職活動等 <input type="checkbox"/> 就学 <input type="checkbox"/> その他()				
		配偶者： <input type="checkbox"/> 就労 <input type="checkbox"/> 妊娠出産 <input type="checkbox"/> 疾病障害等 <input type="checkbox"/> 介護看護 <input type="checkbox"/> 災害復旧 <input type="checkbox"/> 求職活動等 <input type="checkbox"/> 就学 <input type="checkbox"/> その他()				
	<input type="checkbox"/> 無： 幼稚園等の利用を希望する(保育所等との併願の場合を除く。)					
(幼稚園等の名称)						

※ 「保育所等」とは、保育所、認定こども園(保育所機能部分)及び地域型保育事業(小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育及び事業所内保育)をいいます。

※ 「幼稚園等」とは、幼稚園及び認定こども園(幼稚園機能部分)をいいます。

(生計の中心者申請児童の番号に○を付けてください。)	フリガナ	性別	続柄	生年月日	就労・通学・通園先 又は単身赴任先	要介護認定 又は障害者 手帳
	氏名			個人番号		
1		<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女	世帯主	年 月 日		<input type="checkbox"/> 有
2		<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女		年 月 日		<input type="checkbox"/> 有
3		<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女		年 月 日		<input type="checkbox"/> 有
4		<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女		年 月 日		<input type="checkbox"/> 有
5		<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女		年 月 日		<input type="checkbox"/> 有
6		<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女		年 月 日		<input type="checkbox"/> 有
7		<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女		年 月 日		<input type="checkbox"/> 有

支給認定希望日	<input type="checkbox"/> 翌年度4月1日	利用区分の希望	<input type="checkbox"/> 教育標準時間利用(幼稚園等に通う場合)
	<input type="checkbox"/> その他 (年 月 日)		<input type="checkbox"/> 保育短時間利用(1日最大8時間までの利用) <input type="checkbox"/> 保育標準時間利用(1日最大11時間までの利用)

支給認定証の交付の希望 支給認定証の交付を希望する。

※ 支給認定を行った場合は、支給認定決定通知書を交付します。この通知書には、支給認定に係る事項が全て記載されます。支給認定証の所持は任意ですが、支給認定証の交付を希望する場合は、にチェックをしてください。

< 保育の希望“有”の場合は、必ず裏面も記入してください。 >

第2号様式を次のように改める。

第2号様式

様

第 号
年 月 日

支給認定決定通知書

川崎市 区長 印

先に申請のありました施設型給付費、地域型保育給付費等の支給認定については、次のとおり決定しましたので通知します。

子ども	支給認定番号														
	フリガナ														
	氏名														
	生年月日	年 月 日						性別							
保護者	住所														
	氏名														
	生年月日	年 月 日													
決定年月日		年 月 日													
認定区分															
認定期間															
保育の必要性 の事由															
保育必要量															

この決定について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3月以内に、川崎市長に対して審査請求をすることができます。この決定の取消しを求める訴えは、この通知書を受け取った日（前記の審査請求をした場合は、当該審査請求に係る裁決の送達を受けた日）の翌日から起算して6月以内に、川崎市を被告として（川崎市長が被告の代表者となります。）提起することができます。

第5号様式を次のように改める。

第5号様式

様

第 号
年 月 日

支給認定変更通知書

川崎市 区長 印

施設型給付費、地域型保育給付費等の支給認定については、子ども・子育て支援法第23条第2項又は第4項の規定により、次のとおり変更の認定を行いましたので通知します。

子ども	支給認定番号														
	フリガナ														
	氏名														
	生年月日	年 月 日									性別				
保護者	住所														
	氏名														
	生年月日	年 月 日													
変更年月日		年 月 日													
認定区分															
認定期間															
保育の必要性の事由															
保育必要量															
変更理由															

支給認定証の交付を受けている方は、支給認定証を次のとおり提出してください。ただし、既に提出されている方は、不要です。

提出先：
提出期限：

この決定について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3月以内に、川崎市長に対して審査請求をすることができます。この決定の取消しを求める訴えは、この通知書を受け取った日（前記の審査請求をした場合は、当該審査請求に係る裁決の送達を受けた日）の翌日から起算して6月以内に、川崎市を被告として（川崎市長が被告の代表者となります。）提起することができます。

第7号様式中

「

支給認定証を次のとおり提出してください。ただし、既に提出されている方は、不要です。

返還先：

返還期限：

この決定について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3月以内に、川崎市長に対して審査請求をすることができます。この決定の取消しを求める訴えは、この通知書を受け取った日（前記の審査請求をした場合は、当該審査請求に係る裁決の送達を受けた日）の翌日から起算して6月以内に、川崎市を被告として（川崎市長が被告の代表者となります。）提起することができます。

」

を

「

支給認定証の交付を受けている方は、支給認定証を次のとおり提出してください。ただし、既に提出されている方は、不要です。

返還先：

返還期限：

この決定について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3月以内に、川崎市長に対して審査請求をすることができます。この決定の取消しを求める訴えは、この通知書を受け取った日（前記の審査請求をした場合は、当該審査請求に係る裁決の送達を受けた日）の翌日から起算して6月以内に、川崎市を被告として（川崎市長が被告の代表者となります。）提起することができます。

」

に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の規則の規定は、平成30年4月1日以後の教育・保育の利用に係る支給認定、支給認定の変更若しくは支給認定の取消し又は支給認定証の交付について適用し、同日前の教育・保育の利用に係る支給認定、支給認定の変更若しくは支給認定の取消し又は支給認定証の交付については、なお従前の例による。

3 改正前の規則の規定により調製した帳票で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。

告 示

川崎市告示第489号

道路の区域の変更に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、平成29年9月19日から平成29年10月3日まで一般の縦覧に供します。

平成29年9月19日

川崎市長 福田紀彦

道路の種類 市道

旧・新別	路線名	区 間	敷地の幅員(m)	延長(m)	備考
旧	千年第200号線	川崎市高津区千年747番17先 川崎市高津区千年747番17先	3.10	2.09	
新	千年第200号線	川崎市高津区千年747番2先 川崎市高津区千年747番2先	3.10	2.09	隅きり部

川崎市告示第490号

道路供用開始に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成29年9月19日から開始します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、平成29年9月19日から平成29年10月3日まで一般の縦覧に供します。

平成29年9月19日

川崎市長 福田紀彦

道路の種類 市道

路線名	供用開始の区間	備考
千年第200号線	川崎市高津区千年747番2先 川崎市高津区千年747番2先	隅きり部

川崎市告示第491号

川崎市自転車等の放置防止に関する条例（昭和62年川崎市条例第4号。以下「条例」という。）第10条第2項、第11条第2項及び第3項並びに第27条第2項の規定に基づき自転車等を撤去し、保管しましたので、条例第12条第1項（第27条第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づき告示します。

平成29年9月19日

川崎市長 福田紀彦

1 撤去年月日、撤去場所、撤去自転車等並びに保管場所の名称及び位置

別紙のとおり

2 保管期間

当該告示をした日から起算して1箇月間

3 引取りの方法

(1) 引取りの場所

別紙表記載の保管場所

(2) 引取りのできる日時

火曜日から金曜日までの午前11時から午後7時まで並びに土曜日及び日曜日の午前11時から午後5時まで。ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から1月3日までを除く。

(3) 引取りに要する費用

自転車	2,500円
原動機付自転車	5,000円
自動二輪車	10,000円

(4) 持参するもの

自転車等の鍵
印鑑
住所等身分を証明するもの

4 その他

この告示に関する撤去自転車等で上記の保管期間を経過するまでの間に利用者又は所有者の引取りのないものについては、条例第14条に基づき売却その他の処理をします。

(別紙省略)

川崎市告示第492号

道路の区域の変更に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、平成29年9月22日から平成29年10月6日まで一般の縦覧に供します。

平成29年9月22日

川崎市長 福田 紀彦

道路の種類 市道

旧・新別	路線名	区 間	敷地の幅員(m)	延長(m)	備考
旧	神木本町第54号線	川崎市宮前区神木本町4丁目2224番1先 川崎市宮前区神木本町4丁目2212番24先	4.00	43.70	
新	神木本町第54号線	川崎市宮前区神木本町4丁目2224番1先 川崎市宮前区神木本町4丁目2212番39先	6.00	43.70	

川崎市告示第493号

道路供用開始に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成29年9月22日から開始します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、平成29年9月22日から平成29年10月6日まで一般の縦覧に供します。

平成29年9月22日

川崎市長 福田 紀彦

道路の種類 市道

路線名	供用開始の区間	備考
神木本町第54号線	川崎市宮前区神木本町4丁目2224番1先 川崎市宮前区神木本町4丁目2212番39先	

川崎市告示第494号

定期予防接種の実施について、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第5条の規定に基づき、次のとおり告示します。

平成29年9月26日

川崎市長 福田 紀彦

- 1 予防接種の種類
インフルエンザ
- 2 実施期間
平成29年10月1日から平成29年12月31日まで
- 3 実施機関
市内の予防接種個別協力医療機関及び専門相談協力医療機関等
- 4 実施対象者
 - (1) 接種日に65歳以上の者

(2) 接種日に60歳以上65歳未満の者であって、心臓、腎臓若しくは呼吸器の機能又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害を有するもの

5 次のいずれかに該当する者に対しては、予防接種法（昭和23年法律第68号）第7条の規定に基づき予防接種を行わない。

- (1) 当該予防接種に相当する予防接種を受けたことのある者で当該予防接種を行う必要がないと認められるもの
- (2) 明らかな発熱を呈している者
- (3) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者
- (4) 当該疾病に係る予防接種の接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことがあることが明らかな者
- (5) 上記(1)から(4)までに掲げる者のほか、予防接種を行うことが不適当な状態にある者

川崎市告示第495号

川崎市長が予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条、第6条の規定により行う平成29年度インフルエンザ予防接種については、別表に掲げる場所で同表に掲げる医師等が当該業務を行うので、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項の規定に基づき告示します。

平成29年9月26日

川崎市長 福田 紀彦

施設名	医師名	住所
ベイククリニック	野本文子	川崎区本町1-8-2 トラストビル3F
松田内科医院	松田文男	川崎区堀之内10-24
いしいクリニック乳腺外科	石井誠一郎	川崎区砂子2-6-2 三恵ビル10F B
伊藤内科クリニック	伊藤周治	川崎区砂子1-1-18 野崎ビル
稲葉医院	稲葉周作	川崎区砂子1-5-22
入江医院	入江宏	川崎区砂子2-6-2 三恵ビル
うすい整形外科医院	薄井利郎	川崎区砂子2-2-10 第2園ビル
かわさき診療所	高橋達一郎	川崎区砂子2-6-2 川崎三恵ビル10F
安岡クリニック	安岡昇二	川崎区砂子2-6-2 三恵ビル7F
おおしま内科	大島康男	川崎区駅前本町14-6 マーヴェル川崎3階・4階
大塚眼科クリニック	大塚宏之	川崎区駅前本町12-1 川崎駅前タワーリパーク7F
ナビタスクリニック川崎	河野一樹	川崎区駅前本町26-1 アトレ川崎8F
川崎健診クリニック	塚田一義	川崎区駅前本町10-5 クリエ川崎7階・8階
川崎駅前クリニック	古川智洋	川崎区駅前本町12-1 川崎駅前タワーリパーク6F
三島クリニック	三島雅辰	川崎区駅前本町5-2 大星川崎ビル6F
川崎駅東口クリニック	門田英子	川崎区駅前本町4-6
畑医院	畑章一	川崎区宮前町5-1
総合新川橋病院	内海通	川崎区新川通1-15
川崎市立川崎病院	成松芳明	川崎区新川通12-1
阿部医院	阿部能明	川崎区貝塚1-9-10
川崎すずき内科クリニック	鈴木竜司	川崎区貝塚1-15-4 ESTA BILDING 3階
由井クリニック	由井史樹	川崎区貝塚2-4-19
かわさきデイクア・クリニック	今井聡	川崎区南町1-8 林ビル川崎1F
第一病院	方波見剛	川崎区元木2-7-2
ささきクリニック	佐々木博一	川崎区池田1-6-3 2階
佐藤クリニック	佐藤龍男	川崎区池田2-4-17
内科小児科宮島医院	宮島真之	川崎区池田2-7-4
いしぐる耳鼻科	石黒隆一郎	川崎区池田1-6-3-3F
太田総合病院	太田史一	川崎区日進町1-50
馬嶋病院	馬嶋正和	川崎区日進町24-15
川崎クリニック	宍戸寛治	川崎区日進町7-1 川崎日進町ビルディング6.7.8階
宮川病院	宮川政久	川崎区大師駅前2-13-13
川崎大師みずの耳鼻咽喉科	水野浩美	川崎区大師駅前1-6-17 パークホームズ川崎大師表参道102
村山整形外科	村山均	川崎区大師駅前1-6-17 パークホームズ川崎大師表参道2F
協同ふじさきクリニック	竹内啓哉	川崎区藤崎4-21-2
野田眼科内科小児科医院	野田俊子	川崎区藤崎1-1-3
平安医院	平安良博	川崎区藤崎4-19-15
青山クリニック	青山眞一	川崎区伊勢町25-3
なかじまクリニック	木村美根雄	川崎区中島3-9-9
総合川崎臨港病院	渡邊嘉行	川崎区中島3-13-1
富士見整形外科医院	金賢	川崎区中島1-1-1
港町つばさクリニック	東根達也	川崎区港町5-2-104
門前外科医院	阿保雅也	川崎区東門前1-14-4
和田内科医院	和田齊	川崎区東門前3-1-6
相澤整形外科	相澤策郎	川崎区昭和1-2-12

施設名	医師名	住所
後藤医院	後藤雅彦	川崎区昭和2-16-16
大師診療所	杉山靖	川崎区大師町6-8
さくら中央クリニック	櫻井与志彦	川崎区大師本町9-11
AOI国際病院	古川良幸	川崎区田町2-9-1
鈴木医院	鈴木真	川崎区田町1-6-15
介護老人保健施設 葵の園・川崎南部	石井高暁	川崎区田町2-9-2
昭和医院	田添克衛	川崎区出来野7-20
川崎大師いしまる内科クリニック	石丸尚	川崎区観音2-10-6 第3忠ぶねビル1F
川崎協同病院	田中久善	川崎区桜本2-1-5
いしい医院	石井貴士	川崎区桜本2-4-9
高良医院	高良憲光	川崎区大島3-15-17
花田内科胃腸科医院	花田徹野	川崎区大島4-16-1
村上外科医院	村上俊一	川崎区大島1-5-14
森田クリニック	森田裕人	川崎区大島5-10-5
渡辺外科内科医院	渡辺健児	川崎区大島2-17-16
山下整形外科	山下方也	川崎区追分町5-2 青木楽山堂ビル2F
田辺医院	田邊裕明	川崎区大島上町1-10
はた内科胃腸科クリニック	畑英司	川崎区渡田向町15-2
介護老人保健施設 葵の園・川崎	新谷幸義	川崎区小田栄2-1-6
元木町眼科・内科	方波見隆史	川崎区渡田新町2-1-1
第一クリニック	横峯憲吾	川崎区渡田新町2-3-5
菊地外科内科クリニック	菊地弘毅	川崎区小田6-5-1
熊谷医院	倉田典子	川崎区小田5-28-15
川崎七福診療所	大黒学	川崎区小田1-1-2 ソルスティス京町ビル4F
野末整形外科歯科内科	野末洋	川崎区小田5-1-3
柴田医院	清水泉	川崎区浅田3-10-12
飯塚医院	飯塚和弘	川崎区京町2-14-2
京町診療所	倉田眞行	川崎区京町2-15-6 神和ビル
京町クリニック	栗須修	川崎区京町1-9-11
黒坂医院	黒坂きょう子	川崎区京町2-8-17
竹内クリニック	竹内明男	川崎区京町2-24-4 セゾール川崎京町ハイライズ111
小林整形外科歯科医院	小林ひろみ	川崎区京町2-14-3
悠翔会在宅クリニック川崎	宮原光興	川崎区浜町4-6-19
安土医院	安土達夫	川崎区浜町1-22-6
ヨシムラ耳鼻咽喉科医院	吉邨博孝	川崎区浜町1-7-6
日本鋼管病院	小川健二	川崎区鋼管通1-2-1
こうかんクリニック	豊間博	川崎区鋼管通1-2-3
東扇島診療所	新井理之	川崎区東扇島78 福利厚生センター2F
地域密着型特別養護老人ホームこむかい	酒井亮介	幸区小向仲野町1-3
佐々木内科クリニック	佐々木明德	幸区小向町3-21
介護老人保健施設千の風・川崎	廣瀬好文	幸区小向町15-25
田代医院	田代尚美	幸区小向西町1-47
田村外科病院	田村哲郎	幸区戸手1-9-13
橋爪医院	橋爪誠	幸区戸手2-3-12
さいわい整形外科	山本憲一	幸区戸手1-2-1 みゆきコーポラス1F

施設名	医師名	住所
特別養護老人ホームクロスハート幸・川崎	足立聖子	幸区河原町1-37
青木整形外科	青木晴彦	幸区幸町4-18
三條医院	三條明良	幸区幸町2-697
関クリニック	関文雄	幸区幸町3-7
川越産婦人科医院	川越忠夫	幸区中幸町3-11
米田医院	米田直人	幸区中幸町3-13
川崎ライフケアクリニック	菊岡良考	幸区中幸町4-42 菊岡ビル201
大野クリニック	大野直規	幸区堀川町580 ソリッドスクエア西館2F
スクエアクリニック	本間良子	幸区堀川町580 ソリッドスクエア東館1F
川崎幸病院	笹栗志朗	幸区大宮町31-27
中村クリニック泌尿器科	中村薫	幸区大宮町1310 ミューザ川崎227
横山クリニック	横山勲	幸区大宮町14-4 尊昌ビル4F
川崎ファミリーケアクリニック	飯田茂	幸区大宮町12-7
おさないクリニック	長内佳代子	幸区南幸町2-80 K S 紅屋ビル4F
おんだクリニック	恩田威文	幸区南幸町2-80
小林クリニック	小林英之	幸区南幸町2-80
川崎幸クリニック	杉山孝博	幸区南幸町1-27-1
いきいきクリニック	武知由佳子	幸区南幸町2-34-2 川崎クリスチャンセンター1F
藤田医院	藤田健一	幸区南幸町2-21 2F
けいクリニック	正村謙二	幸区南幸町3-104 中川ビル3F
ましも内科循環器内科	真下好勝	幸区南幸町2-26-12
まつくら整形外科	松倉陽一	幸区南幸町2-21-7-1F
森田医院	森田由里	幸区南幸町3-14
特別養護老人ホーム 南さいわい	酒井亮介	幸区南幸町3-149-3
第二川崎幸クリニック	関川浩司	幸区都町39-1
あいホームケアクリニック	塗木裕也	幸区都町37-10 さいわい都町ビル1階
黒瀬クリニック	黒瀬恒幸	幸区神明町2-1-1
小泉クリニック	小泉実意子	幸区神明町2-9-5
鈴木医院	小柳順子	幸区神明町2-14-7
川崎中央クリニック	松井康信	幸区神明町2-68-7
植村内科医院	植村信之	幸区戸手本町1-44-5-1F
田中小児科医院	榊井志保	幸区塚越2-217
松葉医院	松葉育郎	幸区塚越2-159
矢野内科医院	矢野春雄	幸区塚越4-314-2
山田小児科医院	山田尚士	幸区塚越1-121
みつや内科診療所	三適信之	幸区古川町120
小林内科医院	小林敏則	幸区紺屋町39
さいわい鹿島田クリニック	朝倉裕士	幸区新塚越201 ルリエ新川崎
くちかた整形外科	朽方秀人	幸区新塚越201 ルリエ新川崎3F
よしかわ耳鼻咽喉科	吉川琢磨	幸区新塚越201 ルリエ新川崎3F
まつの内科クリニック	松野久子	幸区新川崎5-2 シンカモール3F
新川崎ひたち整形外科	月出康平	幸区新川崎5-2 シンカモール3F
関口医院	関口博仁	幸区古市場1-21
川崎セツルメント診療所	高木博	幸区古市場2-67
中村整形外科	中村信之	幸区古市場1-21

施設名	医師名	住所
石永医院	石永隆成	幸区下平間130
千梨内科クリニック	関江里子	幸区下平間359 レオナV201
ナカオカクリニック	中岡康	幸区下平間38
南武医院	西脇博一	幸区下平間205
まつやまクリニック	松山恭輔	幸区下平間341 レオナⅢ2F
松山整形外科	松山武司	幸区下平間341 レオナⅢ1F
柴田皮膚科医院	柴田明彦	幸区下平間250-8
内科・いまいクリニック	今井久美雄	幸区下平間84-3
栗田病院	寺崎大洋	幸区小倉2-30-13
パークシティクリニック	大森尚文	幸区小倉1-1 パークシティ新川崎クリニック棟217
柁原医院	柁原啓一	幸区小倉3-23-4
小倉かとう内科	加藤義郎	幸区小倉5-19-23 クロスガーデン川崎209号
木村整形外科	木村記行	幸区小倉1-3-14
たぐま幸クリニック	詫摩哲郎	幸区小倉3-28-12 シャリオ佐野1F
パークシティ皮膚科・泌尿器科	牧三樹子	幸区小倉1-1 パークシティ新川崎クリニック棟211
つかさクリニック	水野斎司	幸区小倉5-5-23 101
生駒クリニック	生駒光博	幸区南加瀬4-27-6
川崎南部在宅診療所	岩田道圭	幸区南加瀬2-8-15-1F-B
鎌田医院	鎌田健司	幸区南加瀬4-30-2
かい小児科・内科・耳鼻咽喉科医院	坂本園子	幸区南加瀬3-25-1
高取内科医院	高取正雄	幸区矢上13-6
メディ在宅クリニック	高橋保正	幸区矢上2-7
高橋クリニック	高橋薫	幸区北加瀬2-7-20
鹿島田病院	川田忠典	幸区鹿島田1-21-20
新川崎耳鼻咽喉科医院	庄司稔	幸区鹿島田2-24-11
はとりクリニック	羽鳥裕	幸区鹿島田1-8-33 はとりビル3F
川崎リウマチ・内科クリニック	小井戸則彦	幸区大宮町1310 ミュージア川崎222区画
あむろ内科クリニック	安室尚樹	中原区上丸子八幡町796
近藤産婦人科	近藤俊彦	中原区上丸子山王町1-1454
新丸子整形外科	大坪材	中原区新丸子東1-831 KAHALAEAST1 2F
武蔵小杉くれ耳鼻咽喉科	呉晃一	中原区新丸子東3-1100-14 2F
丸子クリニック	酒井紗織	中原区新丸子東1-840 ダイアパレス新丸子1F
むさし小杉内科クリニック	鈴木健修	中原区新丸子東3-1302 ららテラス武蔵小杉4階
さくらクリニック武蔵小杉内科・小児科	高田茂	中原区新丸子東3-1100-14 フーディウム武蔵小杉2F
田中内科クリニック	田中洋一	中原区新丸子東1-774
こすぎ駅前クリニック	宮脇誠	中原区新丸子東2-925 白誠ビル1F
渡辺こども診療所	渡邊慎	中原区新丸子東1-788
武蔵小杉皮膚科	山本重偉策	中原区新丸子東3-1302-454 4F
あんしんクリニック	吉嶺太輔	中原区新丸子東2-897-11 ラポール新丸子2F 202
荒田内科クリニック	荒田浩久	中原区新丸子町747 グランイーサ新丸子Ⅱ1F
新丸子皮膚科・アレルギー科クリニック	生富公明	中原区新丸子町748 1F
えじり子供クリニック	江尻和夫	中原区新丸子町734-1 アベニオ新丸子1F
前田医院	小関克彦	中原区新丸子町765
こやま耳鼻咽喉科アレルギー科クリニック	小山守	中原区新丸子町765
山出内科	柳澤尚紀	中原区新丸子町727-1

施設名	医師名	住所
山口外科	山口裕史	中原区新丸子町745-3
こだま診療所	児玉文雄	中原区丸子通1-403-10 ケアーハウスこだまビル2F
松本クリニック	松本正智	中原区丸子通2-441
新丸子ペインクリニック内科	宗像和彦	中原区丸子通2-682 エデフィスAN101号室
わたたに医院	豊田隆世	中原区下沼部1747
やまと診療所武蔵小杉	程塚明	中原区下沼部1760 カインド玉川1F101
中村医院	山下晃徳	中原区下沼部1930-2
武蔵小杉内科・漢方・循環器	横瀬友好	中原区下沼部1810-1 シティハウス武蔵小杉2F
平間クリニック	金谷通	中原区中丸子589-11
亀谷内科クリニック	亀谷麒興隆	中原区中丸子361
小杉内科ファミリークリニック	田中栄	中原区中丸子13-21 LROCKSビル2F
内川整形外科医院	内川友義	中原区上平間1700-282
菊岡内科医院	菊岡正和	中原区田尻町35
小林医院	小林洋一	中原区北谷町31
平間耳鼻咽喉科医院	須藤光	中原区北谷町693 マルヨシビル1F
中橋メディカルクリニック	中橋栄太	中原区北谷町51-9
二宮内科小児科クリニック	二宮嵩寛	中原区北谷町693
内田クリニック	内田竜生	中原区市ノ坪223 スカイ来夢101
もくほ内科クリニック	壺保敦子	中原区木月住吉町2-25 エバビル2 4階
宇藤内科医院	宇藤浩	中原区苅宿24-37
川崎中原クリニック	岸田麻子	中原区西加瀬17-8 エクセレントビュー元住吉1F
野口クリニック	野口肇	中原区西加瀬16-10 メディカルブレイス元住吉
古矢整形外科医院	古矢仁	中原区西加瀬4-12
綾部内科クリニック	綾部晃久	中原区木月1-23-7
もとすみ皮フ科	飯田秀雄	中原区木月1-21-7 小山ワールドビル2F
おおたクリニック	大田勝弘	中原区木月1-28-5 メディカルプラザD元住吉2F
元住吉こころみクリニック	大澤亮太	中原区木月1-28-5 メディカルプラザD元住吉3F
北村医院	北村修一	中原区木月2-14-6
住吉診療所	佐藤温	中原区木月3-7-3
元住吉クリニック	高村和大	中原区木月2-12-18
徳植医院	徳植純也	中原区木月1-2-24
豊崎医院	豊崎信雄	中原区木月1-31-10
宮尾クリニック	宮尾直彦	中原区木月1-6-14
みやぎ内科クリニック	宮城憲一	中原区木月3-25-10
毛利医院	毛利誠	中原区木月3-5-33
田中整形外科	田中慎一	中原区木月3-32-18
江島整形外科クリニック	江島正春	中原区木月祇園町14-16-115
久保田クリニック	久保田勇人	中原区木月祇園町15-1
澤口内科クリニック	澤口健太郎	中原区木月祇園町14-16 グランリビオ元住吉116
中島クリニック	中島一巳	中原区井田中ノ町8-36
川崎市立井田病院	増田純一	中原区井田2-27-1
さかもと内科クリニック	坂本和彦	中原区井田1-36-3
すずき耳鼻咽喉科クリニック	鈴木敏幸	中原区井田1-36-3
島脳神経外科整形外科医院	島浩史	中原区井田杉山町29-10
竹本小児科医院	竹本桂一	中原区井田杉山町13-48

施設名	医師名	住所
上杉クリニック	上杉毅彦	中原区下小田中1-15-33
ますみ皮膚科	黒澤真澄	中原区下小田中2-16-1 福康ビル1F
神保内科クリニック	神保芳宏	中原区下小田中2-1-31 中原クリニックビル1F
ひろせクリニック	鈴木健太	中原区下小田中3-31-1 フェニックスコート1F
たかはし内科	高橋正光	中原区下小田中1-3-6 J O Jビル1F
田中耳鼻咽喉科クリニック	田中一仁	中原区下小田中2-4-29 トバダナウ武番館1F
むさし整形外科	本庄雄司	中原区下小田中2-1-31 中原クリニックビル2F
なかはら内科クリニック	柳田洋平	中原区下小田中3-30-3
山形皮膚科クリニック	山形健治	中原区下小田中2-4-29 トバダナウ武番館2F
山高クリニック	山高浩一	中原区下小田中2-33-39
武蔵中原しくらクリニック	四蔵朋之	中原区下新城2-1-38 キュイブルⅢ101
回生医院	秋丸大理	中原区新城中町2-10
京浜総合病院	永井孝三	中原区新城1-2-5
新城皮フ科	海野俊雄	中原区新城4-10-1
大迫内科クリニック	大迫宏次	中原区新城2-15-2
ごんどう整形外科	権藤宏	中原区新城3-2-13 ラヴィスタ5F・6F
春原内科クリニック	春原経彦	中原区新城3-2-13
中島医院	中島夏樹	中原区新城3-5-1
新城整形外科	原田俊隆	中原区新城4-1-4
宮崎医院	宮崎彰	中原区新城3-13-8
中原整形外科	原山国秀	中原区新城1-8-9
新城内科クリニック	菅原徹	中原区新城3-7-6
うちだこどもクリニック	内田啓司	中原区上新城2-14-23 アドヴァンススクエア武蔵新城1F
おばな内科クリニック	小花光夫	中原区上新城2-4-8
ふじむら耳鼻咽喉科	藤村昭子	中原区上新城2-11-29 武蔵新城メディカルビル2F
やまだ内科クリニック	山田修司	中原区上新城1-2-28-201
さかね内科クリニック	坂根健志	中原区宮内2-12-1
ハウズクリニック渡辺内科	渡邊富博	中原区宮内1-8-3
池田整形外科	池田崇	中原区上小田中3-23-34
おくせ医院	奥瀬紀晃	中原区上小田中1-26-1 ハイムチェリーB101
だんのうえ眼科クリニック	檀之上和彦	中原区上小田中3-23-34 メディ中原ビル3F
つちや内科・循環器内科	土屋勝彦	中原区上小田中5-2-7 クレシア武蔵中原1F
ポプラメディカルクリニック	寺田江里	中原区上小田中3-29-2 ザ・クレストシティパークコート1F
武蔵中原まちいクリニック	町井克行	中原区上小田中6-23-10 小川ビル1F
白沢医院	白沢光太郎	中原区小杉陣屋町1-17-12
聖マリアンナ医科大学東横病院	宮島伸宜	中原区小杉町3-435
あさひ小児科・内科クリニック武蔵小杉	安藤昌守	中原区小杉町3-432 尾村ビル2F
前田記念武蔵小杉クリニック	小川千恵	中原区小杉町1-403 武蔵小杉STMビル6F
小田切医院	小田切研一	中原区小杉町3-253
加藤順クリニック	加藤順一	中原区小杉町3-441-1 エントピア安藤2F
こすぎ耳鼻咽喉科クリニック	金井憲一	中原区小杉町3-1501-1 セントア武蔵小杉A棟3階
武蔵小杉整形外科	小谷野康彦	中原区小杉町1-403 武蔵小杉タワープレイス2F
さとうクリニック	佐藤牧	中原区小杉町3-8-6 レヂデンス小杉1F
こすぎレディースクリニック	椎名邦彦	中原区小杉町3-1501-1 セントア武蔵小杉A棟305B
柴崎整形外科	柴崎徹	中原区小杉町1-529-15

施設名	医師名	住所
塚原クリニック	塚原浩章	中原区小杉町1-529 STEPS-3 1F
のなみクリニック	沼波良太	中原区小杉町1-547-83
小杉中央クリニック	布施純郎	中原区小杉町1-403-35 武蔵小杉タワープレイス2F
みのわ耳鼻咽喉科	養輪仁	中原区小杉町3-257-4 小杉第二山協ビル2F
むらた内科クリニック	村田亜紀子	中原区小杉町3-1501 セントア武蔵小杉A棟1階
山越泌尿器クリニック	山越昌成	中原区小杉町3-252 朝日パリオ武蔵小杉104
こすぎ皮膚科	山本亜偉策	中原区小杉町3-441-1 ベル・クレール武蔵小杉2階
医大前内科クリニック	野口恵生	中原区小杉町1-509-1 マイキャッスル武蔵小杉Ⅲ
はりまや耳鼻咽喉科	播磨谷敦	中原区小杉町1-403 武蔵小杉タワープレイス1階
岡島クリニック	岡島一雄	中原区今井南町21-35-102 ルミエール南Ⅱ1階A
さかい医院	堺浩之	中原区今井南町9-34
高見整形外科	高見博	中原区今井南町21-35-101 ルミエール南Ⅱ1階(B)・2階(B)
中原すみれクリニック	林 明伸	中原区今井南町28-50 アベビル1F
清水医院	清水歩	中原区今井仲町12-12
たむらクリニック	田村義民	中原区今井西町12-14 柳田ビル1F
介護老人保健施設 葵の園・武蔵小杉	高柳和江	中原区今井西町2-58
神田クリニック	神田東人	中原区今井上町4-4 ハルセン武蔵小杉1F
鈴木医院	鈴木紘之	中原区小杉御殿町2-53-3 小杉スカイビル
小杉外科内科医院	寺戸孝之	中原区小杉御殿町2-88
はなまる在宅クリニック	山本英世	中原区小杉御殿町1-974-2
関東労災病院	佐藤譲	中原区木月住吉町1-1
日本医科大学武蔵小杉病院	田島廣之	中原区小杉町1-396
富士通クリニック	狭間比左徳	中原区上小田中4-1-1
総合高津中央病院	小林進	高津区溝口1-16-7
溝のロクリニック	井出真弓	高津区溝口1-12-20 ウエストキャニオンビルⅡ2F
優ウィメンズクリニック	井上美由起	高津区溝口3-7-1 フロントビル4F
高津駅前みみ・はな・のどクリニック	加藤功	高津区溝口4-1-17 SKD高津駅前ビル1-3F
猿谷耳鼻咽喉科医院	猿谷昌司	高津区溝口3-10-38 猿谷ビル1F
柴崎医院	柴崎慎一	高津区溝口3-9-4
鈴木医院	鈴木宗紀	高津区溝口2-18-46
洲之内内科	洲之内建二	高津区溝口1-13-16-102
住永クリニック	住永雅司	高津区溝口2-6-26 アズマヤ栄橋ビル2F
溝の口駅前皮膚科	玉城有紀	高津区溝口2-9-12 マルヒロビル6-2F
ふじクリニック	藤下昌彦	高津区溝口1-8-6
宮川内科医院	宮川浩	高津区溝口1-6-1
田園二子クリニック	山岡桂太	高津区溝口2-16-5 アイビー溝のロビル2F
川崎高津診療所	松井英男	高津区溝口4-1-3 T・Iビルディング4F
高津内科クリニック	上田裕司	高津区二子3-33-20
窪田医院	田中美砂子	高津区二子5-10-1
二子クリニック	山田恭司	高津区二子1-11-15
宮川クリニック	久保田亘	高津区諏訪1-3-15 FMフラット1F
高橋内科医院	高橋重人	高津区諏訪1-9-1 諏訪平壺番館101
はじかの医院	初鹿野誠彦	高津区北見方3-6-35-A
はっとりファミリークリニック	服部隆志	高津区北見方2-16-1 高津ゆうあいメディカルモール1F
ハートフル川崎病院	天保英明	高津区下野毛2-1-3

施設名	医師名	住所
そめや内科クリニック	染谷貴志	高津区末長1-45-1 秋本ビル1階
たかぎ内科クリニック	高木淳彦	高津区久本3-14-1-1F
高山クリニック	高山鉄郎	高津区久本3-2-3 ヴェルビュー溝の口
つるや内科クリニック	鶴谷孝	高津区久本1-6-5
廣津医院	廣津伸夫	高津区久本3-6-1-212
もぎたて耳鼻咽喉科	茂木立学	高津区久本1-2-5 関口第一ビル4階401
サンライズクリニック	水戸部知代	高津区久本3-2-22-102
溝の口胃腸科・内科クリニック	石川泰郎	高津区坂戸1-6-20 ハイランド・ベイ溝の口
坂戸診療所	内野和顕	高津区坂戸1-6-18
KSPクリニック	俵美河	高津区坂戸3-2-1 KSPビル西503
梶ヶ谷耳鼻咽喉科	巖文雄	高津区末長1-40-1-103 姿見台スカイハイツ
そめや内科クリニック	染谷貴志	高津区末長1-45-1 秋本ビル1階
梶ヶ谷クリニック	羽生健	高津区末長1-23-17 梶ヶ谷Jビル1F
福住医院	福住亮雄	高津区末長3-12-3
山本整形外科医院	山本茂樹	高津区末長1-8-20
片倉病院	光野貫一	高津区新作4-11-16
田園都市溝の口つつじ内科クリニック	竹野景海	高津区新作3-1-4
介護老人保健施設 ゆい	西木俊一	高津区新作3-7-1
かたおか小児科クリニック	片岡正	高津区梶ヶ谷3-7-28-101
あおば内科クリニック	難波康夫	高津区梶ヶ谷6-2-8
千年診療所	大関一郎	高津区千年新町29-5
ハタカズコ婦人クリニック	秦和子	高津区千年新町28-9
つきおかメディカルクリニック	月岡稔雄	高津区千年新町28-3
いずみ泌尿器科皮膚科	泉博一	高津区千年301-1 グランドコスモ千歳203
桐村医院	桐村拓明	高津区千年200-5
千年ファミリークリニック	林ゆき子	高津区千年637-4 グランドウールチトセ1階
子母口整形外科	青柳充	高津区子母口497-2 子母口クリニックモール2F
子母口耳鼻咽喉科医院	岡坂吉記	高津区子母口970-1
しまむらクリニック	巖村健	高津区子母口497-2 子母口クリニックモール1F
山本医院	山本均	高津区子母口728-4
介護老人保健施設たかつ	原 孝	高津区子母口498-2
伊藤医院	伊藤達也	高津区久末1894
森クリニック	森久美子	高津区久末9-1
渡部産婦人科医院	渡部秀哉	高津区久末1933
大久保クリニック	大久保賢治	高津区野川3949-1
野川整形外科	嶋崎宣孝	高津区野川3625-1 メディカルクリア野川1F
田中クリニック	田中柳水	高津区野川3949 久末メディカルビレッジA棟1F
成宮医院	成宮達善	高津区野川3777-4
福西内科クリニック	福西康夫	高津区野川3625-1 メディカルクリア野川2F
久地さとう医院	佐藤浩則	高津区宇奈根637-5
川崎高津クリニック	小穴正博	高津区宇奈根638-1
内田内科	内田和仁	高津区久地4-24-30 グリーンスクエア1F
久地診療所	喜瀬守人	高津区久地4-19-8
介護老人保健施設 樹の丘	桑島政臣	高津区久地4-19-1
木下耳鼻咽喉科医院	木下俊之	高津区下作延6-5-11

施設名	医師名	住所
国島医院	國島友之	高津区下作延3-22-7
木暮クリニック	木暮悦子	高津区下作延2-4-3
武井クリニック	武井裕	高津区下作延2-7-26 シティーフォーラム溝ノ口101号
長瀬クリニック	長瀬良彦	高津区下作延3-3-10 スルバリエ梶ヶ谷2F
メディクスクリニック溝の口	南陸彦	高津区下作延5-11-12
津田山クリニック	横山護	高津区下作延6-4-1
渡辺クリニック	渡辺茂	高津区下作延2-9-10
松岡クリニック	松岡道夫	高津区下作延2-35-1 スペースアムニティ梶ヶ谷2F
溝ノ口診療所	多田靖	高津区下作延4-10-11
メディクス溝の口ガーデンクリニック	田中武則	高津区下作延5-29-1
にし医院	伊藤園子	高津区上作延151-4
帝京大学医学部附属溝口病院	沖永恵津子	高津区二子5-1-1
虎の門病院分院	熊田博光	高津区梶ヶ谷1-3-1
野川クリニック	亀谷雄一郎	宮前区野川3021
北見整形外科	北見圭司	宮前区野川3000 野川メディカルセンター1F
佐治医院	佐治正勝	宮前区野川2238-7
風の道クリニック	須藤みか	宮前区野川3134-5
好生堂医院	田村俊	宮前区野川963
こども元気!内科クリニック	手塚勝也	宮前区野川3000
馬目整形外科・内科クリニック	馬目晃匡	宮前区野川122
村上循環器科内科皮膚科	村上康文	宮前区野川3000 野川メディカルセンター2F
特別養護老人ホームみかど荘	金子美子	宮前区野川1413
帝京大学老人保健センター	佐藤友英	宮前区野川907
介護老人保健施設 ブラチナ・ヴィラ宮前	土橋孝之	宮前区野川1430-1
ありま眼科	御宮知達也	宮前区東有馬5-23-22
菅野耳鼻咽喉科	菅野澄雄	宮前区東有馬3-5-29 KUMANOビル1F
本村医院	本村智子	宮前区東有馬5-24-1
森島小児科内科クリニック	森島昭	宮前区東有馬3-15-10
れいんぼう川崎診療所	齋藤薫	宮前区東有馬5-8-10
東横恵愛病院	石垣達也	宮前区有馬4-17-23
有馬病院	大沼秀樹	宮前区有馬3-10-7
薄井胃腸科外科	薄井武人	宮前区有馬1-1-18
鷺沼診療所	行形毅	宮前区有馬1-22-16
さがらクリニック	相良憲彦	宮前区有馬5-19-7
鷺沼人工腎臓石川クリニック	石川丈之	宮前区鷺沼1-10-3
さぎぬま公園クリニック	石川雅也	宮前区鷺沼1-18-1 ブレール鷺沼ヴェルエスタ203
鷺沼整形外科クリニック	古梶正洋	宮前区鷺沼3-2-6-2F
こにしクリニック	小西一男	宮前区鷺沼1-3-13
さぎぬま脳神経クリニック	島崎賢仁	宮前区鷺沼3-2-6
川崎ヒューマンクリニック	白井希明	宮前区鷺沼1-11-6 鷺沼第1ビル2F
原クリニック	原俊雄	宮前区鷺沼4-10-5
本田医院	本田智嗣	宮前区鷺沼1-10-11
丸田クリニック	丸田和夫	宮前区鷺沼3-4-5
田園都市クリニック	横田雅史	宮前区鷺沼1-22-7 カーサエステレーヤ1F
吉田皮フ科	吉田秀也	宮前区鷺沼1-18-1 ブレール鷺沼ヴェルエスタ202

施設名	医師名	住所	
鷺沼ファミリークリニック	畠中正孝	宮前区鷺沼3-2-6	鷺沼センタービル6F
青野診療所	大田和枝	宮前区鷺沼1-11-6	鷺沼第1ビル406
宮前平医院	青山弘毅	宮前区土橋2-1-30	
おおば内科クリニック	大庭治雄	宮前区土橋3-3-1	ドゥーエ・アコルデ204
河野医院	河野勝驥	宮前区土橋3-3-4	
すずか小児科・皮ふ科クリニック	鈴鹿隆久	宮前区土橋1-21-11	ビル・ベルディア2F
つじ耳鼻咽喉科クリニック	辻富彦	宮前区土橋3-3-1	ドゥーエ・アコルデ203
宮前平内科クリニック	伊東克彦	宮前区宮前平2-15-2	
神奈川ひまわりクリニック	小野龍太	宮前区宮前平3-3-26	
Kクリニック	河上哲	宮前区宮前平2-1-6	
川本整形外科	川本守	宮前区宮前平2-1-3	
根岸耳鼻咽喉科医院	根岸達郎	宮前区宮前平2-1-5	
福島内科医院	福島淑隆	宮前区宮前平2-19-9	
三倉医院	三倉亮平	宮前区宮前平2-15-15	
宮前平第2クリニック	山田耕永	宮前区宮前平2-5-16	ネバーランド3F
宮前平トレーン耳鼻咽喉科	伊東祐永	宮前区小台2-6-6	宮前平メディカルモール3階
鷺沼透光診療所	氏家茂樹	宮前区小台1-20-1	アン・ビジネスパーク601・602号室
菊岡医院	菊岡理	宮前区小台2-22-7	
東方医院	佐々木健一	宮前区小台2-6-2	ラポール宮前平3F
宮前平すがのクリニック	菅野雅彦	宮前区小台2-6-6	宮前平メディカルモール3F
宮前平整形外科クリニック	田中達朗	宮前区小台2-6-6	宮前平メディカルモール2F
宮前平健康クリニック	出川寿一	宮前区小台2-5-2	宮前平ハイツ2F
原田皮フ科	原田昭一郎	宮前区小台1-20-1	アンビジネスパーク702号
クリニック医庵たまブラザー	高橋正彦	宮前区犬蔵2-7-1	
老人保健施設レストア川崎	山本登	宮前区犬蔵2-25-9	
いぬくら内科医院	島田貴	宮前区犬蔵1-9-45	エスマンション101
北部市場クリニック	藤野喜理子	宮前区水沢1-1-1	川崎市中央卸売市場北部市場管理棟内
水沢クリニック	米波浩二	宮前区水沢2-20-1	
介護老人保健施設 ろうけん宮前	米波浩二	宮前区水沢2-20-1	
かわさき記念病院	福井俊哉	宮前区潮見台20-1	
潮見台植木クリニック	植木茂年	宮前区潮見台6-7	グリーンヒルズ潮見台103
あおやぎ内科循環器クリニック	青柳昭彦	宮前区菅生2-1-9	
宮前白百合クリニック	山本剛	宮前区菅生5-5-21	
五所塚診療所	浜島秀典	宮前区五所塚1-21-4	
いしだ内科外科クリニック	石田孝雄	宮前区平4-4-1	
おおたけファミリークリニック	大竹普	宮前区平1-1-4	平橋クリニックガーデン2F
鎌田クリニック	鎌田正広	宮前区平2-11-3	YOUビル1F
くさか整形外科クリニック	日下達夫	宮前区平1-1-4	平橋クリニックガーデン1F
宮前平グリーンハイツ診療所	大熊由美子	宮前区けやき平1-16-209	
木山医院	木山博夫	宮前区けやき平8-1	
鎌田クリニック南平台	富樫秀生	宮前区南平台3-30	
みやびクリニック	中田雅弘	宮前区南平台3-17	
山本内科クリニック	山本一哉	宮前区白幡台1-9-10	
小林外科胃腸科	藤田美弥子	宮前区神木本町2-2-17	
くりう内科クリニック	栗生和幸	宮前区神木2-2-1	宮崎台メディカルプラザA-2

施設名	医師名	住所
宮崎台クリニック	泉正紀	宮前区宮崎3-14-23
加藤クリニック	加藤剛志	宮前区宮崎2-12-1 宮崎台プラザビル1F
宮前つばさクリニック	幸田恭子	宮前区宮崎6-9-5 東急宮前平ショッピングパーク2F
たかはしクリニック	高橋俊光	宮前区宮崎2-13-1 ドンジョン宮崎台1F
原医院	原亨	宮前区宮崎2-10-9 オーミヤ宮崎台ビル1F
宮崎台耳鼻咽喉科	細井広道	宮前区宮崎2-10-8 トラペズ宮崎台2F
ニコットこどもクリニック	三森謙一	宮前区宮崎2-9-3 メゾン・ド・パッサ1階
もぎ循環器科内科医院	茂木純一	宮前区宮崎5-14-19
大野医院	大野祐子	宮前区馬絹1745
小野田医院	小野田恵一郎	宮前区馬絹526-7 第一ケーエービル
かねこクリニック	金子光延	宮前区馬絹1172-2
聖マリアンナ医科大学病院	北川博昭	宮前区菅生2-16-1
稲田堤メディカルクリニック	安彦篤	多摩区菅2-15-5
清水小児科クリニック	清水晃	多摩区菅6-13-20
コハル内科	鈴木春彦	多摩区菅4-1-1 コントライ101号
関口内科医院	関口信哉	多摩区菅2-8-27 第一平山ビル1階
てづか内科・循環器クリニック	手塚尚紀	多摩区菅1-5-12 エピドール稲田堤1A
西村クリニック	西村真	多摩区菅2-4-2 サニーサイド202
いなだ整形外科ひふ科	野村房江	多摩区菅2-1-21
稲田堤駅前脳神経外科内科クリニック	荘司光彦	多摩区菅稲田堤1-17-28-201
にし整形外科ペインクリニック	西 勇樹	多摩区菅稲田堤1-17-28 カーサフトゥールム1F
牛山クリニック	瀧之上弘道	多摩区菅馬場3-7-5
前原医院	前原真司	多摩区菅馬場1-1-27
大倉消化器科外科クリニック	大倉聡	多摩区菅仙谷4-1-5
つじ内科クリニック	辻正人	多摩区菅仙谷4-1-5
介護老人保健施設まいうりランドケアセンター	長尾立子	多摩区菅仙谷4-1-3
稲田小児科医院	大出集	多摩区菅北浦2-2-24
土井医院	土井義之	多摩区菅北浦4-11-25
稲田登戸クリニック	松本秀平	多摩区菅北浦4-3-1 オークヒルズ101号
多摩クリニック	桜井淳	多摩区布田2-24
前田医院	前田暢彦	多摩区布田10-8
池田小児科医院	生駒雅昭	多摩区中野島3-15-15
中野島小児科クリニック	池上香	多摩区中野島6-22-9
中野島糖尿病クリニック	大津成之	多摩区中野島1-9-2 チャコBLDG-II101号
中野島北口コガワクリニック	古河哲哉	多摩区中野島6-26-2 F&Fハイム2F
中野島診療所	高橋伸之	多摩区中野島4-9-1
藤田クリニック	藤田毅	多摩区中野島3-14-37
牧野クリニック	牧野秀樹	多摩区中野島3-27-34 バードタウン7番館1F
中野島整形外科クリニック	三科正彦	多摩区中野島6-26-2
多摩ファミリークリニック	大橋博樹	多摩区登戸新町337 エニービル1F
登戸内科・脳神経クリニック	加茂力	多摩区登戸新町434
木下医院	木下藤英	多摩区登戸新町98
鈴木内科医院	鈴木雅之	多摩区登戸新町188
中村医院	中村全	多摩区登戸新町358-1
やまもとクリニック	山本勝	多摩区登戸新町404 古谷ビル3F

施設名	医師名	住所
武田病院	武田龍太郎	多摩区登戸3193
あさい内科医院	浅井洋貴	多摩区登戸538
多摩脳神経外科	諫山和男	多摩区登戸1654
たま耳鼻咽喉科	及川貴生	多摩区登戸1842 M's core 1F
大串整形外科	大串一彦	多摩区登戸1801-1 瑞穂第一ビル2F
桜クリニック	岡野公一	多摩区登戸3292 グランシャリオ1F
岡野内科医院	岡野敏明	多摩区登戸1737
登戸きむら皮フ科クリニック	木村聡子	多摩区登戸3356-1 ルークス1F-A
向ヶ丘久保田内科	久保田章	多摩区登戸2708-1 YMビル3F・4F
公文内科クリニック	公文大輔	多摩区登戸1792-2 アムクレスト向ヶ丘1階
こう内科クリニック	洪基哲	多摩区登戸2766-5 SKビル101
向ヶ丘胃腸・肛門クリニック	櫻井丈	多摩区登戸2662-1 ブラザ向ヶ丘遊園3F
しんたに耳鼻咽喉科クリニック	新谷敏晴	多摩区登戸3356-1
多摩ハートケアクリニック	高橋延和	多摩区登戸2130-2 アトラスタワー向ヶ丘遊園208
登戸クリニック	友廣忠寿	多摩区登戸3388-3
豊田クリニック	豊田博史	多摩区登戸3200
藤井整形外科	藤井壯一	多摩区登戸3375-1 第2TSSビル2F
吉田内科	吉田博美	多摩区登戸2710-6 第2ネスト向ヶ丘202
若松整形外科	若松次郎	多摩区登戸2692-6
むこうがおかクリニック	高木秀学	多摩区登戸2775-1
さつきクリニック	大屋喜章	多摩区登戸3024 リバティールハイツ1F
登戸診療所	飯田茂	多摩区登戸3375-1 第2TSSビル301号室
石原内科医院	石原浩	多摩区宿河原3-10-3 セルシオITO
井上医院	井上奈津彦	多摩区宿河原4-25-2
かじもと整形外科	梶本陽司	多摩区宿河原4-28-8 エスポワール宿河原1F
久保田診療所	久保田風生	多摩区宿河原4-21-23
コクボ診療所	國保久光	多摩区宿河原6-33-9-1F
大串仁愛整形外科	竹内仁煥	多摩区宿河原2-30-4 ジーエス向ヶ丘1F
本橋内科クリニック	本橋信博	多摩区宿河原3-1-6
渡辺耳鼻咽喉科	渡辺昭司	多摩区宿河原4-25-2 101
高橋クリニック	高橋章	多摩区堰3-5-14
かえでファミリークリニック	櫛笥永晴	多摩区長尾5-2-2-101
たまふれあいクリニック	鈴木忠	多摩区枳形2-24-6 エスペランザ枳形101号室
西根医院	西根晃	多摩区枳形1-8-38
介護老人保健施設 遊花園	太宰正夫	多摩区枳形6-4-25
生田クリニック	内田敬之	多摩区三田1-14-1
介護老人保健施設 三田あすみの丘	酒井亮介	多摩区三田1-14-2
黒須内科クリニック	黒須知二	多摩区长沢4-2-9 グリーンヴァレー松沢207
大森医院	石川信子	多摩区南生田7-20-21
須田メディカルクリニック	須田直史	多摩区南生田4-20-2
土屋医院	土屋広明	多摩区南生田1-12-2
生田病院	岡田昇	多摩区西生田5-24-1
伊藤耳鼻咽喉科クリニック	伊藤博喜	多摩区西生田3-9-3 クレール読売ランド前202~203
岸内科胃腸科医院	岸忠宏	多摩区西生田2-2-5
読売ランド前すわクリニック	諏訪敏之	多摩区西生田1-8-1-102

施設名	医師名	住所
原田内科クリニック	原田契一	多摩区西生田4-16-24
水上内科医院	水上純一	多摩区西生田3-9-26 ミノルビル2F
山崎クリニック	山崎晴義	多摩区西生田3-26-7
高山整形外科	高山景範	多摩区西生田3-9-30 ヤマダビル2F
中込内科クリニック	中込健郎	多摩区生田7-2-13 SKビル2F
中村クリニック	中村健	多摩区生田6-6-5 カーサピノ1F
宮部耳鼻咽喉科医院	宮部聡	多摩区生田7-2-7
石田整形外科	石田保夫	多摩区栗谷3-1-6 セ・ウィステリア1F
渡辺小児科医院	渡邊明子	多摩区栗谷3-1-1 井田ビル207
川崎市立多摩病院	鈴木通博	多摩区宿河原1-30-37
百合が丘すみれクリニック	松浦健太郎	麻生区細山2-8-7-1F
重症児・者福祉医療施設 ソレイユ川崎	酒井亮介	麻生区細山1203
さくらクリニック	岡村弘次郎	麻生区万福寺3-2-1
新ゆりクリニック	小野田肇	麻生区万福寺1-8-7 バストラル新百合丘101
光中央診療所	小幡純一	麻生区万福寺1-8-7 バストラル新百合丘1-103
だいとうたじま眼科	大東正和	麻生区万福寺1-2-2 新百合21ビルB1F
ひらやま耳鼻咽喉科クリニック	平山裕	麻生区万福寺6-7-2 メディカルモリノビル2階
新百合山手福本内科	福本学	麻生区万福寺6-7-2 メディカルモリノビル206
あさおクリニック	前波輝彦	麻生区万福寺1-8-10
ガイアクリスタルクリニック	水間哲郎	麻生区万福寺1-7-1 TWビル2F
くぼ皮膚科クリニック	久保かおり	麻生区万福寺6-7-2 メディカルモリノビル2F
みずほ糖尿病内科	小尾竜正	麻生区万福寺6-7-2 メディカルモリノビル2F
嶋崎内科医院	滝田孝之	麻生区千代ヶ丘8-1-1-202
あさひファミリークリニック	朝日洋一	麻生区百合丘2-16-6
いしだクリニック	石田和彦	麻生区百合丘2-7-1
内田医院	内田健夫	麻生区百合丘1-2-1
百合ヶ丘整形外科クリニック	笹尾三郎	麻生区百合丘1-5-19 ワイディエム百合ヶ丘1F
百合ヶ丘診療所	竹岡知子	麻生区百合丘1-16-12 サンラフレ百合ヶ丘8-101
百合丘外科産婦人科	中原大	麻生区百合丘1-14-6
ひろわたり眼科	廣渡崇郎	麻生区百合丘1-5-1 ポヌール百合丘1F
ふるたクリニック	古田一徳	麻生区百合丘1-19-2 司生堂ビル1階
百合丘水野クリニック	水野泰彦	麻生区百合丘1-16-22
光永医院	光永忍	麻生区百合丘1-2-2
耳鼻咽喉科よしだクリニック	吉田高史	麻生区百合丘1-2-1-201
吉松クリニック	吉松信彦	麻生区百合丘1-16-2-301
みねき内科クリニック	峯木仁志	麻生区東百合丘2-29-10
川崎みどりの病院	桑野稔啓	麻生区王禅寺1142
たま日吉台病院	鈴木敏夫	麻生区王禅寺1105
介護老人保健施設虹が丘リハビリケアセンター	加藤信夫	麻生区王禅寺963-11
玉川内科クリニック	玉川恭士	麻生区白山4-1-1-119
あさお・百合クリニック	佐野順子	麻生区虹ヶ丘1-10-1
虹ヶ丘クリニック	本田直康	麻生区虹ヶ丘3-2-1
ごみぶちクリニック	五味潤誠	麻生区王禅寺西5-1-30 1階B
新ゆり内科	高橋央	麻生区王禅寺西4-3-8
王禅寺公園クリニック	中原広明	麻生区王禅寺西3-27-7

施設名	医師名	住所
米田胃腸科外科医院	米田禮之	麻生区王禅寺西1-24-1
岡崎医院	岡崎貴美子	麻生区王禅寺東2-13-1
葛西皮膚科医院	葛西庸子	麻生区王禅寺東4-13-5
北村クリニック	北村隆信	麻生区王禅寺東3-26-6 王禅寺メディカル1F
ゆうクリニック	木村孝	麻生区王禅寺東5-2-9
藤木内科医院	藤木博昭	麻生区王禅寺東1-9-3
ミオ医院	三尾英之	麻生区王禅寺東5-1-5
王禅寺整形外科	泉 康次郎	麻生区王禅寺東3-26-6
麻生リハビリ総合病院	菅直樹	麻生区上麻生6-23-50
麻生総合病院	菅泰博	麻生区上麻生6-25-1
柿生記念病院	関田則昭	麻生区上麻生6-28-20
新ゆり眼科	安西欣也	麻生区上麻生1-3-4 WAKAビル5F
ユミカ内科小児科ファミリークリニック	石川結美香	麻生区上麻生5-40-1
新百合ヶ丘石田クリニック	石田一雄	麻生区上麻生1-5-2 小田急新百合ヶ丘ビル4階
上麻生内科	小関新	麻生区上麻生2-11-21
かじもと耳鼻咽喉科	梶本正子	麻生区上麻生1-9-10
かとう整形外科	加藤英治	麻生区上麻生5-39-15 ハルグラン柿生1階
あさお診療所	清田実穂	麻生区上麻生2-1-10
クロキ形成外科クリニック	黒木信雄	麻生区上麻生1-9-10
小林内科医院	小林明文	麻生区上麻生1-9-10
かきお駅前さいとうクリニック	齋藤光代	麻生区上麻生6-39-35 1階
かきお北口皮ふ科クリニック	佐藤雅道	麻生区上麻生5-40-4
柿生内科クリニック	菅田文彦	麻生区上麻生5-38-10
ともクリニック	鈴木知子	麻生区上麻生5-6-8
柿生すずき内科循環器内科	鈴木宏行	麻生区上麻生5-23-6
しんゆり皮フ科クリニック	藺部陽	麻生区上麻生1-5-2 小田急新百合ヶ丘ビル4F
新百合ヶ丘ステーションクリニック	高橋啓泰	麻生区上麻生1-20-1 小田急アコルデ新百合ヶ丘5F
新ゆり武内クリニック	武内宏之	麻生区上麻生1-3-5
新ゆり整形外科	野崎博之	麻生区上麻生1-3-5
みぞぶちクリニック	溝渕昇	麻生区上麻生6-9-2 ピアシティ晃和1F
渡辺クリニック	渡邊寛之	麻生区上麻生7-22-11
渡辺内科消化器科医院	渡辺義郎	麻生区上麻生4-34-5
新百合ヶ丘介護老人保健施設つくしの里	高橋啓泰	麻生区上麻生3-14-20
内田毅クリニック	内田毅	麻生区上麻生4-15-1 山口台ビル4F
かきお整形外科	山田広志	麻生区下麻生3-21-5 麻生メディカルセンター2F
川崎田園都市病院	遠見仁	麻生区片平1782
きむら内科クリニック	木村謙介	麻生区片平5-24-15
井上医院	井上安子	麻生区白鳥3-6-12
すこやかこどもクリニック	小野木恵子	麻生区白鳥3-5-2 ガーデンヒルズ白鳥1-B
平井内科クリニック	平井洋一	麻生区五力田2-2-1-103
新百合ヶ丘総合病院	笹沼仁一	麻生区古沢都古255
新百合ヶ丘龍クリニック	龍祥之助	麻生区古沢7
池内クリニック	池内孝夫	麻生区栗平2-1-6 小田急マルシェ栗平1F
栗木台かわぐちクリニック	川口文夫	麻生区栗木台1-2-3
塚本医院	塚本房江	麻生区栗木台2-15-5

施設名	医師名	住 所	
介護老人保健施設 アクアピア新百合	石田和彦	麻生区黒川318	
はるひ野内科クリニック	荒木康史	麻生区はるひ野4-4-1	はるひ野メディカルヴィレッジA棟-1F
はるひ野整形外科	替地恭介	麻生区はるひ野4-4-1	はるひ野メディカルヴィレッジB棟-1F

川崎市告示第496号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により医療機関の指定並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項において生活保護法の規定の例によるとされている医療支援給付の医療機関の指定を行いましたので、同法第55条の3第1号の規定に基づき告示します。

(別表省略)

平成29年9月26日

川崎市長 福田紀彦

川崎市告示第497号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項の規定により施術機関の指定並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項において生活保護法の規定の例によるとされている医療支援給付の施術機関の指定を行いましたので、同法第55条の3第1号の規定に基づき告示します。（別表省略）

平成29年9月26日

川崎市長 福田紀彦

川崎市告示第498号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により指定医療機関の変更並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項において生活保護法の規定の例によるとされている医療支援給付の指定医療機関の変更を行いましたので、同法第55条の3第2号の規定に基づき別表のとおり告示します。（別表省略）

平成29年9月26日

川崎市長 福田紀彦

川崎市告示第499号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項において準用する同法第50条の2の規定により指定施術機関の変更並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の

支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項において生活保護法の規定の例によるとされている医療支援給付の指定施術機関の変更を行いましたので、同法第55条の3第2号の規定に基づき告示します。（別表省略）

平成29年9月26日

川崎市長 福田紀彦

川崎市告示第500号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により指定医療機関の廃止並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項において生活保護法の規定の例によるとされている医療支援給付の指定医療機関の廃止を行いましたので、同法第55条の3第2号の規定に基づき告示します。（別表省略）

平成29年9月26日

川崎市長 福田紀彦

川崎市告示第501号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第51条第1項の規定により指定医療機関の辞退による廃止並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項において生活保護法の規定の例によるとされている医療支援給付の指定医療機関の辞退による廃止を行いましたので、同法第55条の3第3号の規定に基づき告示します。（別表省略）

平成29年9月26日

川崎市長 福田紀彦

川崎市告示第502号

川崎市自転車等の放置防止に関する条例（昭和62年川崎市条例第4号。以下「条例」という。）第10条第2項、第11条第2項及び第3項並びに第27条第2項の規定に基づき自転車等を撤去し、保管しましたので、条例第12条第1項（第27条第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づき告示します。

平成29年9月26日

川崎市長 福田紀彦

1 撤去年月日、撤去場所、撤去自転車等並びに保管場

所の名称及び位置

別紙のとおり

2 保管期間

当該告示をした日から起算して1箇月間

3 引取りの方法

(1) 引取りの場所

別紙表記載の保管場所

(2) 引取りのできる日時

火曜日から金曜日までの午前11時から午後7時まで並びに土曜日及び日曜日の午前11時から午後5時まで。ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から1月3日までを除く。

(3) 引取りに要する費用

自転車 2,500円

原動機付自転車 5,000円

自動二輪車 10,000円

(4) 持参するもの

自転車等の鍵

印鑑

住所等身分を証明するもの

4 その他

この告示に関する撤去自転車等で上記の保管期間を経過するまでの間に利用者又は所有者の引取りのないものについては、条例第14条に基づき売却その他の処理をします。

(別紙省略)

川崎市告示第503号

川崎市個人情報保護条例（昭和60年川崎市条例第26号）第8条第1項の規定による個人情報ファイルの届出について、同条第7項の規定に基づき公表します。

平成29年9月27日

川崎市長 福田 紀彦

1 届出の状況

(1) 個人情報ファイル（新規）

ア 市 長 1 件

2 届出書

別紙のとおり（省略）

川崎市告示第504号

川崎市個人情報保護条例（昭和60年川崎市条例第26号）第11条第3項の規定による保有個人情報の目的外利用等の届出について、同条第5項の規定に基づき公表します。

平成29年9月27日

川崎市長 福田 紀彦

1 届出の状況

(1) 目的外利用

ア 市 長 2 件

イ 教育委員会 1 件

(2) 外部提供

ア 市 長 6 件

イ 上下水道事業管理者 2 件

ウ 病院事業管理者 3 件

エ 消 防 長 2 件

オ 教育委員会 2 件

2 届出書

別紙のとおり（省略）

川崎市告示第505号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により指定介護機関の変更及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項において生活保護法の規定の例によるとされている介護支援給付の指定介護機関の変更を行いましたので、同法第55条の3第2号の規定に基づき別表のとおり告示します。（別表省略）

平成29年9月28日

川崎市長 福田 紀彦

川崎市告示第506号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により指定介護機関の廃止及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項において生活保護法の規定の例によるとされている介護支援給付の指定介護機関の廃止を行いましたので、同法第55条の3第2号の規定に基づき別表のとおり告示します。（別表省略）

平成29年9月28日

川崎市長 福田 紀彦

川崎市告示第507号

国民健康保険法施行規則（昭和33年厚生省令第53号）第6条第1項の規定に基づき、平成29年8月1日付けて交付した記号50番号第1395723号の被保険者証は、次の事由により平成29年9月4日に無効とします。

平成29年9月29日

川崎市長 福田 紀彦

無効の事由 新記号番号を設定したため

税 告 示

川崎市税告示第1号

地方税法（昭和25年法律第226号）第410条第1項の規定に基づき川崎市長が決定した川崎市に存在する固定資産の平成29年度の価格等の全てを、同法第411条第1項の規定に基づき固定資産課税台帳へ登録しましたので、この旨を同法第411条第2項の規定に基づき告示します。

平成29年4月3日

川崎市長 福田 紀彦

(別紙省略)

川崎市税告示第2号

川崎市市税条例（昭和25年川崎市条例第26号）第23条の5第1項の規定に基づき、川崎市市税条例の規定による寄附金の指定について（平成21年川崎市告示第91号）の一部を改正しますので、同条例第23条の6第4項の規定により告示します。

平成29年 8月22日

川崎市長 福田 紀彦

表中

「

社会福祉法人育桜福祉会 (川崎市中原区西加瀬9番地1)	左に掲げる者の主たる 目的である業務に関連 する寄附金
--------------------------------	-----------------------------------

」

を「

社会福祉法人育桜福祉会 (川崎市中原区西加瀬10番3号)	左に掲げる者の主たる 目的である業務に関連 する寄附金
---------------------------------	-----------------------------------

」

に改める。

川崎市税告示第3号

川崎市市税条例（昭和25年川崎市条例第26号）第23条の5第1項の規定に基づき、川崎市市税条例の規定によ

(案件1)

競争入札に 付する事項	件 名 多摩区総合庁舎金属屋根防水改修工事
	履 行 場 所 川崎市多摩区登戸1775番地1
	履 行 期 限 契約の日から平成30年3月15日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
	(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
	(3) 建設業退職金共済制度に加入していること。
	(4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。

る寄附金の指定について（平成21年川崎市告示第91号）の一部を改正し、平成29年1月1日以後に支出する分から適用しますので、同条例第23条の6第2項の規定により告示します。

平成29年9月13日

川崎市長 福田 紀彦

表中に次のように加える。

学校法人洗足学園 (川崎市高津区久本2丁目3番1号)	左に掲げる者の主たる 目的である業務に関連 する寄附金
-------------------------------	-----------------------------------

(別紙省略)

公 告

川崎市公告第516号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成29年9月19日

川崎市長 福田 紀彦

- 1 工事を完了した開発区域の名称及び面積
川崎市麻生区岡上字川井田下363番3
1,613平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
東京都渋谷区千駄ヶ谷四丁目24番13号
株式会社 大京 代表執行役 山口 陽
- 3 予定建築物の用途
一戸建て住宅
計画戸数：10戸
- 4 開発許可年月日及び許可番号
平成29年6月12日
川崎市指令 ま建管宅地（イ）第29号

川崎市公告第517号

一般競争入札について次のとおり公告します。

平成29年9月20日

川崎市長 福田 紀彦

参加資格	(5) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「防水」種目「その他の防水」で登録されている者。 (6) 平成29・30年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。 (7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (9) 防水工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (10) 主任技術者(業種「防水」)を配置できること。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2100
入札日時等	平成29年10月11日14時30分(砂子平沼ビル7階入札室)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp

(案件2)

競争入札に付する事項	件 名	高津区役所屋上防水改修工事
	履行場所	川崎市高津区下作延2丁目8番1号
	履行期限	契約の日から平成30年3月15日まで
参加資格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。 (5) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「防水」種目「その他の防水」で登録されている者。 (6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (8) 防水工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (9) 主任技術者(業種「防水」)を配置できること。	
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2100	
入札日時等	平成29年10月11日14時30分(砂子平沼ビル7階入札室)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
その他	契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp	

川崎市公告第518号

道路位置の廃止について

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第2項の規定による道路を次のとおり廃止します。

なお、関係図書は、川崎市まちづくり局指導部建築審査課に備えて縦覧に供します。

平成29年9月20日

川崎市長 福田 紀彦

築造主 住所・氏名	川崎市多摩区登戸2202番地1 川崎都市計画事業 登戸土地区画整理事業施行者 川崎市 代表者 川崎市長 福田 紀彦		
	道路位置の 地名・地番 多摩区登戸1917-6, 1919-1, 2083-4, 2083-5の各一部、2083-4地先 別図省略		
幅員	4.00メートル	延長	15.75メートル
	以下余白		以下余白
川崎市指令ま建管指導 第606号		廃止 年月日	平成29年 9月20日

川崎市公告第519号

道路位置の廃止について

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路を次のとおり廃止します。

なお、関係図書は、川崎市まちづくり局指導部建築審査課に備えて縦覧に供します。

平成29年9月20日

川崎市長 福田 紀彦

築造主 住所・氏名	川崎市多摩区登戸2202番地1 川崎都市計画事業 登戸土地区画整理事業施行者 川崎市 代表者 川崎市長 福田 紀彦		
	道路位置の 地名・地番 多摩区登戸2569-1, 2565-1の各一部 別図省略		
幅員	6.00メートル	延長	6.60メートル
	5.30メートル		27.10メートル
	4.00メートル		4.80メートル
川崎市指令ま建管指導 第605号		廃止 年月日	平成29年 9月20日

川崎市公告第520号

道路位置の指定について

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第

5号の規定により道路の位置を次のとおり指定します。

なお、関係図書は、川崎市まちづくり局指導部建築審査課に備えて縦覧に供します。

平成29年9月20日

川崎市長 福田 紀彦

築造主 住所・氏名	横浜市西区南軽井沢5-1 株式会社あさひハウジングセンター 代表取締役 高村 明彦		
	道路位置の 地名・地番 川崎市宮前区野川字中耕地1418番1の 一部 別図省略		
幅員	4.50メートル	延長	17.75メートル
	4.00メートル		5.00メートル
	以下余白		以下余白
川崎市指令ま建管指導 第215号		指定 年月日	平成29年 9月20日

川崎市公告第521号

道路の指定について

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第4号の規定に基づき道路を次のとおり指定します。

なお、関係図書は、川崎市まちづくり局指導部建築指導課に備えて縦覧に供します。

平成29年9月21日

川崎市長 福田 紀彦

道路事業の名称	都市計画道路3・4・4号 世田谷町田線
指定区間の 地名・地番	川崎市麻生区古沢字都古28番1、29番2、 30番2、31番2、43番2、44番、45番2、 45番4、45番8、46番2、47番2、60番2、 61番2、62番3、63番2、64番2、70番2、 71番2、72番2、77番2、78番2、79番、 80番2、81番2、88番2、89番3、90番3、 91番2、294番4の各一部、28番4、外 別図省略
幅員・延長	20.0m×12.0m
指定番号 及び年月日	川崎市指令ま建管指導第503号 平成29年9月21日

川崎市公告第522号

一般競争入札について次のとおり公告します。

平成29年9月22日

川崎市長 福田 紀彦

(案件1)

競争入札に 付する事項	件 名	多摩区内都市計画道路世田谷町田線(登戸陸橋)橋梁上部工詳細設計委託
	履 行 場 所	川崎市多摩区登戸1262番地先
	履 行 期 限	平成30年3月30日 限り
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 平成29・30年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「建設コンサルタント」種目「鋼構造及びコンクリート部門」で登録されている者。</p> <p>(4) 次の要件を満たす者を配置できること。ただし、下記ア及びイの兼務は不可とする。</p> <p>ア 現場代理人及び主任技術者は、技術士(建設部門:鋼構造及びコンクリート)の資格を有する者。</p> <p>イ 道路詳細修正設計の担当技術者のうち1名は、技術士(建設部門:道路)の資格を有する者。</p> <p>ウ 橋梁詳細設計の担当技術者のうち1名は、平成13年度以降にJR跨線橋の主構造に関連する設計業務(発注元は問わない)の履行完了実績を有する者。なお、ここで言う跨線橋の主構造とは、上部工をいい、耐震構造物も含めるものとする。</p>	
契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課委託契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2097	
入札日時等	平成29年10月19日14時30分(砂子平沼ビル7階入札室)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp	

(案件2)

競争入札に 付する事項	件 名	中野島多摩川市営住宅内道路敷等測量業務委託
	履 行 場 所	川崎市多摩区中野島5丁目2381番1
	履 行 期 限	平成30年3月15日限り
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 平成29・30年度川崎市業務委託有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。</p> <p>(4) 平成29・30年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「測量」種目「測量一般」で登録されている者。</p>	
契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課委託契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2097	
入札日時等	平成29年10月19日14時30分(砂子平沼ビル7階入札室)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp	

(案件3)

競争入札に 付する事項	件 名	塚越第2住宅基礎解体工事家屋事後調査委託
	履 行 場 所	川崎市幸区塚越2丁目159番11
	履 行 期 限	平成30年1月31日限り
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 平成29・30年度川崎市業務委託有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。 (4) 平成29・30年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「補償コンサルタント」、種目「事業損失部門」で登録されている者。	
契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課委託契約係 (〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2097	
入札日時等	平成29年10月19日14時30分(砂子平沼ビル7階入札室)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp	

川崎市公告第523号

平成29年9月22日

一般競争入札について次のとおり公告します。

川崎市長 福田 紀彦

(案件1)

競争入札に 付する事項	件 名	高度救命処置用資機材(災害対応資機材セット等)
	履 行 場 所	消防局の指示する場所(川崎市市内)
	履 行 期 限	平成29年1月31日
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 平成29・30年度川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿の業種「医療機器」種目「医療機器」に登載されていること。 (4) 川崎市内に本社を有すること。 (5) 「官公需についての中小企業の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業であること。 (6) 平成19年4月1日以降に、この購入(製造)物品についての類似の契約実績があること。 なお、契約実績については、1契約につき1,000,000円以上とします。 また、川崎市以外の他官公庁、民間企業との契約実績でもかまいません。 (7) この購入(製造)物品及び数量について、仕様書の内容を遵守し確実に納入できること。	
契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課物品契約係 (〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 明治安田生命ビル13階) 電話番号 044-200-2091	
入札日時等	平成29年10月30日11時00分(砂子平沼ビル7階入札室)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp	

(案件2)

競争入札に 付する事項	件 名 高度救命処置用資機材 (救急搬送用モニター式)
	履 行 場 所 消防局の指示する場所 (川崎市市内)
	履 行 期 限 平成29年1月31日
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 平成29・30年度川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿の業種「医療機器」種目「医療機器」に記載されており、A又はBの等級に格付されていること。 (4) 川崎市内に本社を有すること。 (5) 「官公需についての中小企業の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業であること。 (6) 平成19年4月1日以降に、この購入(製造)物品についての類似の契約実績があること。 なお、契約実績については、1契約につき1,000,000円以上とします。 また、川崎市以外の他官公庁、民間企業との契約実績でもかまいません。 (7) この購入(製造)物品及び数量について、仕様書の内容を遵守し確実に納入できること。
契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課物品契約係 (〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 明治安田生命ビル13階) 電話番号 044-200-2091
入札日時等	平成29年10月30日11時00分(砂子平沼ビル7階入札室)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp

川崎市公告第524号

一般競争入札について次のとおり公示します。

平成29年9月25日

川崎市長 福田 紀 彦

1 一般競争入札に付する事項

(1) 件名

中原区役所におけるESCO事業公募条件設定
業務委託

(2) 履行場所

財政局資産管理部資産運用課
(川崎市川崎区宮本町6番地) 他

(3) 履行期間

契約締結日から平成30年3月30日(金)まで

2 一般競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて
満たさなければなりません。(1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第
2条の規定に該当しないこと。(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による
指名停止期間中でないこと。(3) 平成29・30年度川崎市業務委託有資格業者名簿の
業種「建設コンサルタント」に登録されていること。(4) 省エネルギー保証を伴うESCO事業において、
本業務(ESCO事業公募条件設定業務及び補助金
申請書類作成業務)の業務実績があること。(5) 自社において、技術士(機械部門・電気電子部
門・衛生工学部門・環境部門)、エネルギー管理士、
設備設計一級建築士、建築設備士のいずれかの資格
を持つ者を配置できること。3 一般競争入札参加資格確認申請書の配布、提出及び
問い合わせ先この入札に参加を希望する者は、次により一般競争
入札参加資格確認申請書及び上記2の(4)(5)を証する書
類、また、資格者との雇用関係を証明できる書類を提
出しなければなりません。なお、申請書は川崎市ホ
ームページの「入札情報かわさき(<http://keiyaku.city.kawasaki.jp>)」において、本件の公表情報詳細
のページからダウンロードできます。

(1) 配布・提出場所及び問い合わせ先

〒210-8577

川崎市川崎区宮本町6番地
明治安田生命川崎ビル13階
財政局資産管理部資産運用課 担当 柴田
電話 044-200-2851(直通)

(2) 配布・提出期間

平成29年9月25日(月)から平成29年9月28日(木)までの9時から17時まで(12時から13時の間は除く。)

(3) 提出方法

持参とします。

- 4 一般競争入札参加資格確認通知書及び質問書の交付
一般競争入札参加資格確認申込書を提出した者には、一般競争入札参加資格確認通知書及び質問書を交付します。ただし、川崎市業務委託有資格業者名簿へ登録した際に電子メールアドレスを登録している場合は、電子メールで配信されます。なお、入札説明会については実施いたしません。

(1) 日時

平成29年10月4日(水)9時から17時まで
(12時から13時の間は除く)

(2) 交付場所

3(1)に同じ

5 仕様に関する問い合わせ

(1) 問い合わせ先

3(1)に同じ

(2) 質問受付日

平成29年10月4日(水)から平成29年10月6日(金)9時から17時まで

(3) 質問書の様式

配布する「質問書」の様式により提出してください。

(4) 質問受付方法

電子メールによります。

電子メール 23sisan@city.kawasaki.jp

(5) 回答方法

平成29年10月12日(木)全者に文書(電子メール)にて送付します。

(6) その他

(4)及び(5)について、電子メールによりがたい場合には、FAXによります。

FAX 044-200-3905

6 競争参加資格の喪失

次のいずれかに該当するときは、この競争参加資格を喪失します。

(1) 開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。

(2) 一般競争入札参加資格確認申請書及び提出書類等について、虚偽の記載をしたとき。

7 入札の手続等

(1) 入札方法

ア 入札は総価で行います。入札者は見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

イ 入札は所定の入札書をもって行います。入札書を入札件名が記載された封筒に封印して持参してください。

ウ 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に、消費税及び地方消費税に相当する額(入札書に記載した金額の8%)を加算した金額をもって契約金額とします。

(2) 入札・開札の日時及び場所

ア 平成29年10月16日(月)10時00分

イ 入札場所

〒210-8577

川崎市川崎区宮本町6番地

明治安田生命川崎ビル10階

財政局資産運用課会議室

(3) 入札書の提出方法

持参とします。

(4) 入札保証金

免除とします。

(5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって有効な入札を行った者のうち、最低の価格をもって入札を行った者を落札者とします。

(6) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

8 契約の手続き等

(1) 契約保証金

契約金額の10%とします。ただし、川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は、契約保証金の納付を免除します。

(2) 契約書の作成

必要とします。

(3) 契約規則等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、上記3(1)の場所及び川崎市ホームページの「入札情報かわさき(<http://keiyaku.city.kawasaki.jp>)」の「契約関係規定」から閲覧することができます。

9 その他

(1) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等の定めるところによります。

- (2) 公告に関する問い合わせ先は、上記3(1)に同じです。
- (3) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (4) 本業務を受託した者は、中原区役所のESCO事業には参加できません。

川崎市公告第525号

一般競争入札について次のとおり公告します。

平成29年 9月25日

川崎市長 福田 紀彦

1 競争入札に付する事項

- (1) 件 名 加瀬クリーンセンター脱臭装置吸着剤交換業務委託
- (2) 履行場所 川崎市幸区南加瀬4丁目40番23号
- (3) 履行期間 契約締結日から平成29年12月28日(木)まで
- (4) 業務概要 本仕様書は、加瀬クリーンセンターに設置されている脱臭装置設備の機能保持のために、必要な点検整備業務及び吸着剤(腐植質脱臭剤)交換業務の委託内容を示すものである。

2 競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に該当しないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (3) 平成29・30年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「施設維持管理」種目「その他の施設維持管理」で登録されている者。
- (4) 川崎市内に本社または事業所、営業所を有していること。
- (5) 過去2年間で本市又は他官公庁において脱臭装置吸着剤交換業務の契約実績があること。

3 競争入札参加申込書の配布、提出、仕様書閲覧及び問い合わせ先

この入札に参加を希望する者は、次により競争入札参加申込書及び上記2(5)の契約実績を確認できる書類を提出してください。

- (1) 配布・提出・仕様書閲覧場所及び問い合わせ先
川崎市川崎区東田町5番地4
川崎市役所第3庁舎16階
環境局施設部処理計画課
電話 044-200-2587(直通)

※ 競争入札参加申込書については、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」よりダウンロードで

きます。

(2) 配布・提出・仕様書閲覧期間

平成29年9月25日(月)から平成29年10月3日(火)9時から17時まで(土、日及び12時から13時は除く)

(3) 提出方法 持参(持参以外は無効とします)

(4) 提出書類

ア 上記2(5)の実績を確認できる書類等の写し(契約書の写し等)

4 競争入札参加資格確認通知書及び仕様書の交付

競争入札参加申込書を提出し、競争入札参加資格があると認められた者には、競争入札参加資格確認通知書及び仕様書を平成29年10月11日(水)に交付します。

なお、川崎市業務委託有資格業者名簿へ登録した際に電子メールアドレスを登録している場合は、電子メールで配信します。電子メールアドレスを登録していない場合は、次のとおり受け取りに来てください。

(1) 交付場所 上記3(1)に同じ

(2) 交付日時 平成29年10月11日(水)

9時から17時まで

(12時から13時の間は除く。)

5 質問書の受付・回答

(1) 質問受付日

平成29年10月11日(水)から平成29年10月16日(月)9時から17時まで(土、日及び12時から13時は除く)

(2) 質問書の様式 「質問書」の様式は、仕様書と併せて交付いたします。

(3) 質問受付方法

持参または電子メール、FAXによります。

ア 電子メール 30syori@city.kawasaki.jp

イ FAX 044-200-3923

ウ 持参 上記3(1)に同じ

(4) 回答方法

平成29年10月19日(木)に文書(電子メールまたはFAX)にて送付します。

6 競争入札参加資格の喪失

次のいずれかに該当するときは、この競争入札参加資格を喪失します。

(1) 開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。

(2) 競争入札参加申込書及び提出書類等に虚偽の記載をしたとき。

7 入札手続等

(1) 入札は「川崎市競争入札参加者心得」に基づいて行うものとします。

(2) 入札・開札の日時 平成29年10月23日(月)

11時00分

- (3) 入札・開札の場所 川崎市川崎区東田町5番地4
川崎市役所第3庁舎16階
環境局会議室
- (4) 入札書の提出方法 持参
(持参以外は無効とします。)
- (5) 入札保証金 免除
- (6) 落札者の決定方法 川崎市契約規則第14条の規定
に基づいて作成した予定価格
の範囲内で、最低の価格をも
って有効な入札を行った者を
落札者とします。ただし、著
しく低価格の場合は、調査を
行うことがあります。
- (7) 入札の無効 川崎市競争入札参加者心得で
無効と定める入札は、これを
無効とします。

8 契約手続等

- (1) 契約保証金 要(10%)
※ ただし、川崎市契約規則第33条各号に該当する
場合は免除いたします。
- (2) 契約書の作成 要
- (3) 契約規則等の閲覧 川崎市契約規則及び川崎市競
争入札参加者心得等は、入札
情報かわさきの「契約関係規
程」から閲覧できます。
([http://keiyaku.city.
kawasaki.jp/epc/index.htm](http://keiyaku.city.kawasaki.jp/epc/index.htm))

9 その他

- (1) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎
市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等の定め
るところによります。
- (2) 公告に関する問い合わせ先は、上記3(1)に同じです。
- (3) 詳細は入札説明書によります。

川崎市公告第526号

入札公告

平成29年9月25日

川崎市長 福田 紀彦

一般競争入札について次のとおり公告します。

1 競争入札に付する事項

- (1) 件名
微小粒子状物質測定装置賃貸借及び保守
- (2) 履行場所
麻生一般環境大気測定局
(麻生区百合丘2-10) 1台
池上自動車排出ガス測定局
(川崎区池上町3) 1台
宮前平駅前自動車排出ガス測定局

(宮前区土橋2-1-1) 1台

- (3) 履行期間
平成30年3月1日から平成37年2月28日まで
- 2 競争入札参加資格に関する事項
この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて
満たさなければなりません。
 - (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第
2条の規定に該当しないこと。
 - (2) 平成29・30年度川崎市製造の請負・物件の供給等
有資格業者名簿の業種「リース」に登録されており、
A又はBの等級に格付けされていること。
 - (3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による
指名停止期間中でないこと。
 - (4) 川崎市内又は隣接する都市に拠点をもち、保守対
応等を迅速に実施できる体制を有すること。
 - (5) 過去5ヶ年に、本市又は他官公庁において同規模
の賃貸借契約の実績があること。
- 3 競争入札参加申込書の配布、提出及び問合せ先
一般競争入札に参加を希望する者は、次により競争
参加の申込みをしなければなりません。
 - (1) 配布・提出場所及び問合せ先
〒210-0821
川崎市川崎区殿町3丁目25番13号
川崎生命科学・環境研究センター3階
川崎市環境局環境総合研究所
地域環境・公害監視課 安西(技術仕様関係)
事業推進課 仙石(契約事務関係)
電 話 044-276-9001
F A X 044-288-3156
E-mail 30sojig@city.kawasaki.jp
 - (2) 提出期間
ア 配布・提出日
平成29年9月25日(月)から平成29年9月29日
(金)まで
イ 配布・提出時間
午前9時から正午まで及び午後1時から午後5
時まで
 - (3) 提出書類
ア 競争入札参加申込書
イ 上記2(5)の内容を確認できる契約書等の写し
ウ 納入予定物品の仕様を確認できるもの(カタロ
グ等の資料)
 - (4) 提出方法
持参に限ります。
提出書類(競争入札参加申込書)及び仕様書は、
インターネットからダウンロードすることができます。
(「入札情報かわさき」の「入札情報」の物品の
欄の「入札公表」の中にあります。)ダウンロード

ができない場合には、上記3(2)の期間に、3(1)の場所で配布します。(「入札情報かわさき」<http://keiyaku.city.kawasaki.jp>)

4 競争入札参加資格確認通知書の交付

競争入札参加申込書を提出した者のうち参加資格があると認められた者には、平成29・30年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の委任先メールアドレスに平成29年10月10日(火)までに送付します。委任先メールアドレスを登録していない場合は、直接受取りに来るようお願いします。

(1) 交付日

平成29年10月10日(火)

(2) 場所

上記3(1)に同じ。

5 仕様・入札に関する問合せ

(1) 問合せ先

上記3(1)に同じ。

(2) 問合せ期間

平成29年10月10日(火)から平成29年10月13日(金)午後5時まで

(3) 問合せ方法

競争入札参加資格確認通知書に添付の「質問書」の様式に必要事項を記入し、指定するFAX又は電子メールアドレスあて送付してください。

(4) 回答方法

質問があった場合の回答は、平成29年10月16日(月)に、参加全者あてに、電子メール又はFAXにて送付します。

6 競争入札参加資格の喪失

競争入札参加資格があると認められた者が、次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

(1) 開札前に上記2の各号のいずれかの資格条件を満たさなくなったとき。

(2) 競争入札参加申込書及び提出書類について虚偽の記載をしたとき。

7 入札手続等

(1) 入札方法等

税抜きの総額で行います。月額賃貸借料(税抜きで1円未満の端数を切り捨てた額)を84ヵ月で乗じる方法で見積もりしてください。

ア 入札書の提出日時

平成29年10月27日(金)午前10時00分

イ 入札書の提出場所

川崎市環境局環境総合研究所研修室

川崎市川崎区殿町3丁目25番13号

川崎生命科学・環境研究センター3階

(2) 入札保証金

免除とします

(3) 開札の日時

7(1)アに同じ

(4) 開札の場所

7(1)イに同じ

(5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は落札を保留し、調査を行うことがあります。

(6) 入札の無効

川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

8 契約手続等

次により、契約を締結します。

(1) 契約保証金

契約金額の10%とします。ただし、川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は免除とします。

(2) 前払金

否

(3) 契約書作成の要否

必要とします。

(4) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等は、上記3(1)の場所及び川崎市のホームページの「入札情報」(<http://keiyaku.city.kawasaki.jp/epc/index.htm>)の「契約関係規定」で閲覧することができます。

9 その他

(1) 関連情報を入手するための窓口は3(1)に同じ。

(2) 当該契約は、翌年度以降における所要の予算金額について減額又は削除があった場合は、この契約を変更又は解除することができるものとします。

また、上記解除に伴い損失が生じた場合は、その損失の補償を川崎市に対して請求することができるものとし、補償額は協議して定めるものとします。

川崎市公告第527号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成29年9月25日

川崎市長 福田紀彦

1 工事を完了した開発区域の名称及び面積

川崎市高津区子母口字旭田771番1

936平方メートル

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東京都江東区亀戸一丁目39番5
 ビルトホーム 株式会社 代表取締役 大畑 元三
 3 予定建築物の用途
 一戸建ての住宅
 計画戸数：10戸
 4 開発許可年月日及び許可番号
 平成29年6月21日

川崎市指令 ま建管宅地 (イ) 第36号

川崎市公告第528号

一般競争入札について次のとおり公示します。
 平成29年9月25日

川崎市長 福 田 紀 彦

(案件1)

競争入札に 付する事項	件 名	多摩区内主要地方道世田谷町田自転車通行環境整備及び舗装道補修(切削)工事
	履行場所	川崎市多摩区生田7丁目10番地先
	履行期限	契約の日から平成30年3月28日まで
参加資格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。 (5) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「土木」ランク「B」で登録されている者。 (6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (8) 土木工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。 (9) 監理技術者資格者証(業種「土木」)の交付を受けた技術者を専任で配置できること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。また、本案件の請負金額が3,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)未満となった場合は専任を要しません。	
契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2099	
入札日時等	平成29年10月20日13時30分(砂子平沼ビル7階入札室)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp	

(案件2)

競争入札に 付する事項	件 名	大島住宅提供公園整備工事
	履行場所	川崎市川崎区大島4丁目4番6
	履行期限	契約の日から平成30年2月28日まで
参加資格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。 (5) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「造園」で登録されている者。 (6) 平成29・30年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。	

参 加 資 格	(7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (9) 造園工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (10) 主任技術者(業種「造園」)を配置できること。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2099
入札日時等	平成29年10月10日13時30分(砂子平沼ビル7階入札室)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp

(案件3)

競争入札に付する事項	件 名 橋特別緑地保全地区斜面对策工事
	履 行 場 所 川崎市高津区千年地内
	履 行 期 限 契約の日から平成30年3月30日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 平成29・30年度川崎市工事請負資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。 (5) 平成29・30年度川崎市工事請負資格業者名簿に業種「土木」ランク「A」で登録されている者。 (6) 平成29・30年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が30点以上であること。 (7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (9) 土木工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。 (10) 監理技術者資格者証(業種「土木」)の交付を受けた技術者を専任で配置できること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。また、本案件の請負金額が3,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)未満となった場合は専任を要しません。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2099
入札日時等	平成29年10月20日13時30分(砂子平沼ビル7階入札室)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp 本工事は、総価契約単価合意方式試行実施の対象工事です。【川崎市総価契約単価合意方式試行実施要領(URL: http://www.city.kawasaki.jp/530/page/0000052876.html)参照】

(案件4)

競争入札に 付する事項	件 名	高津区内道路補修(緊急その2)工事
	履 行 場 所	川崎市高津区役所道路公園センター管内
	履 行 期 限	契約の日から平成30年3月31日まで
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 建設業退職金共済制度に加入していること。</p> <p>(4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。</p> <p>(5) 川崎市高津区内に本社を有すること。</p> <p>(6) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「舗装」で登録されている者。</p> <p>(7) 平成29・30年度の業者登録情報において、主観評価項目制度実施要綱第2条(1)イの「災害時における本市との協力体制」に登録があること。</p> <p>ただし、現在未登録でこの入札に参加を希望する者は、主観評価項目変更登録申請を入札参加申込締切日の前日までに行ってください。</p> <p>なお、開札日の前日までに主観評価項目変更登録が完了していない場合は、事後審査で入札参加資格が無いものとして入札が無効となります。</p> <p>(8) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(9) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(10) 舗装工事業に係る建設業の許可を受けていること。</p> <p>(11) 主任技術者(業種「舗装」)を配置できること。</p>	
契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2099	
入札日時等	平成29年10月10日13時30分(砂子平沼ビル7階入札室)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。 契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp	

川崎市公告第529号

都市公園法(昭和31年法律第79号)第2条の2の規定に基づき、次の公園の供用を開始します。

平成29年9月27日

川崎市長 福田紀彦

公園の 名称	位 置	区 域	面 積 (㎡)	供用開始 の期日
小向公園	幸区小向仲野町 3-5	別図のとおり	699	公告日
鹿島田2 丁目公園	幸区鹿島田 2丁目21-35	別図のとおり	1,776	公告日
餅井坂 公園	麻生区東百合丘 4丁目48-30	別図のとおり	248	公告日

(別図省略)

川崎市公告第530号

一般競争入札について次のとおり公示します。

平成29年9月27日

川崎市長 福田紀彦

(案件1)

競争入札に付する事項	件 名	多摩市民館大会議室空調和其他設備改修工事
	履 行 場 所	川崎市多摩区登戸1775番地1
	履 行 期 限	契約の日から平成30年3月16日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。 (5) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「空調・衛生」種目「空調和設備」ランク「B」で登録されている者。 (6) 平成29・30年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。 (7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (9) 管工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (10) 主任技術者(業種「管」)を配置できること。	
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2100	
入札日時等	平成29年10月25日14時30分(砂子平沼ビル7階入札室)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp	

川崎市公告第531号

道路の指定について

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第4号の規定に基づき道路を次のとおり指定します。

なお、関係図書は、川崎市まちづくり局指導部建築指導課に備えて縦覧に供します。

平成29年9月28日

川崎市長 福田紀彦

道路事業の名称	主要地方道横浜上麻生線
指定区間の地名・地番	麻生区上麻生3丁目28番3、28番4、29番7、30番2、30番3、30番4、31番2、32番2、32番3、36番3、36番4、37番2、39番2、41番2、42番、43番2、44番、45番3、127番2、140番2、141番3、141番4、149番9の各一部、32番7、35番8 別図省略
幅員・延長	18.00m × 11.00m
指定番号及び年月日	川崎市指令ま建管指導第504号 平成29年9月28日

川崎市公告第532号

一般競争入札について次のとおり公示します。

平成29年9月29日

川崎市長 福田紀彦

(案件1)

競争入札に 付する事項	件 名 平成29年度消防艇第5川崎丸上架整備
	履 行 場 所 請負社工場ほか
	履 行 期 限 平成29年12月20日
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に該当する資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 平成29・30年度川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿の業種「船舶・航空機」種目「船舶」に登載されていること。</p> <p>(4) 本定期修理について、仕様書の内容を遵守し、確実に実施が可能であること。</p> <p>(5) 船舶の修理等について、平成19年4月1日以降に類似の契約実績があること。 なお、契約実績については、1契約につき1,000,000円以上とします。 また、川崎市以外の他官公庁、民間企業との契約実績でも構いません。</p> <p>(6) 本定期修理後、点検、修理、その他アフターサービスを本市の求めに応じて速やかに提供できること。</p> <p>(7) 検査を行う設備を日本国内に有しており、本市の求めにより職員の立会いの下に、検査に応じられること。</p>
契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課物品契約係 (〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 明治安田生命ビル13階) 電話番号 044-200-2091
入札日時等	平成29年10月30日11時00分(川崎市役所入札室 砂子平沼ビル7階)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp

川崎市公告第533号

平成29年9月29日

一般競争入札について次のとおり公示します。

川崎市長 福田 紀彦

(案件1)

競争入札に 付する事項	件 名 生田東五反田特別緑地保全地区擁壁改修設計業務委託
	履 行 場 所 川崎市多摩区生田8丁目3485ほか
	履 行 期 限 平成30年3月15日 限り
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 平成29・30年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「建設コンサルタント」種目「土質及び基礎部門」で登録されている者。</p> <p>(4) 管理技術者及び照査技術者は、技術士(建設部門:土質及び基礎)、技術士(総合技術監理部門:建設-土質及び基礎)、又はRCCM(土質及び基礎)のいずれかの資格を有すること。 なお、管理技術者と照査技術者は兼務できない。</p>
契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課委託契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2097
入札日時等	平成29年10月26日14時30分(砂子平沼ビル7階入札室)
入札保証金	免

契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp

(案件2)

競争入札に付する事項	件 名	平成29年度登戸土地区画整理事業道路築造等設計業務委託
	履 行 場 所	川崎市多摩区登戸地内
	履 行 期 限	平成30年3月31日限り
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 平成29・30年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「建設コンサルタント」種目「道路部門」で登録されている者。	
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課委託契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2097	
入札日時等	平成29年10月26日14時30分(砂子平沼ビル7階入札室)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp	

川崎市公告第534号

道路の指定について

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第4号の規定に基づき道路を次のとおり指定します。

なお、関係図書は、川崎市まちづくり局指導部建築指導課に備えて縦覧に供します。

平成29年9月29日

川崎市長 福田紀彦

道路事業の名称	川崎市都市計画事業登戸土地区画整理事業
指定区間の地名・地番	多摩区登戸字戊耕地1849番4の一部、1849番5の一部、1849番6の一部、1850番1の一部、1850番2の一部、1851番の一部、1852番の一部、1853番1の一部、1854番の一部、1855番の一部、1856番3の一部、1860番2の一部、1860番3の一部、2161番の一部、1846番3の一部、1847番2の一部、1848番の一部、2172番2の一部、2174番2 多摩区登戸字己耕地2184番3の一部、2184番4の一部、2185番2の一部、2186番2の一部、2187番2の一部、2472番の一部、2473番1の一部、2473番2の一部、2178番の一部、2204番1の一部、2393番1の一部、2405番4の一部、2423番1の一部、2423番2、2423番3、2423番4の一部、2422番1の一部、2422番3の一部、2422番4の一部、2425番2の一部、2424番2の一部、2426番1の一部、2427番1の一部、2427番3の一部、2427番4の一部、2427番5の一部、2428番1の一部、2428番3の一部、2452番1の一部、2452番2の一部、2569番1の一部、2569番2の一部、2569番3の一部、2568番1の一部、2567番の一部、2570番3の一部、2570番4の一部 多摩区登戸字辛耕地3403番14の一部、3409番1の一部、3409番3の一部、3410番1の一部、3410番3の一部、3412番4の一部、3412番5の一部、3412番6の一部、3413番3の一部、3413番4の一部、3414番2の一部、3414番4の一部、3414番10の一部
	別図省略

幅員・延長	9.00m × 61.48m (区画道路歩9-4号線)
	5.67m~8.00m × 59.00m (区画道路8-2号線)
	5.48m~8.00m × 40.08m (区画道路8-6号線)
	8.00m × 9.80m (区画道路8-6号線)
	8.00m × 26.21m (区画道路8-2号線)
	5.65m~5.91m × 19.25m (区画道路8-7号線)
	7.12m~8.00m × 10.22m (区画道路8-2号線)
	4.00m × 8.11m (区画道路4-9号線)
	15.00m × 42.00m (都市計画道路登戸3号線)
	11.10m~14.27m × 12.56m (都市計画道路登戸2号線)
	14.27m~15.57m × 27.39m (都市計画道路登戸2号線)
	16.00m × 77.27m (都市計画道路登戸野川線)
	6.00m × 2.12m (区画道路歩6-3号線)
	6.00m × 43.58m (区画道路歩6-2号線)
	6.00m × 61.91m (区画道路6-46号線)
	6.00m × 16.14m (区画道路6-47号線)
6.00m × 2.61m (区画道路6-51号線)	
指定番号及 び年月日	川崎市指令ま建管指導第505号 平成29年9月29日

川崎市公告第535号

(仮称)川崎区東扇島物流施設開発事業に係る条例環境影響評価審査書について

川崎市環境影響評価に関する条例(平成11年川崎市条例第48号)第25条第1項の規定に基づき、標記指定開発行為に係る条例環境影響評価審査書を次のとおり公告します。

平成29年9月29日

川崎市長 福田紀彦

(仮称)川崎区東扇島物流施設開発事業に係る条例環境影響評価審査書

平成29年9月

川崎市

目次

はじめに

1 指定開発行為の概要

2 審査結果及び内容

(1) 全般的事項

(2) 個別事項

ア 大気質

イ 緑(緑の質、緑の量)

ウ 騒音・振動・低周波音(騒音、振動)

エ 廃棄物等

(一般廃棄物、産業廃棄物、建設発生土)

オ 景観

カ テレビ受信障害

キ 地域交通(交通混雑、交通安全)

ク 温室効果ガス

(3) 環境配慮項目に関する事項

(4) 事後調査に関する事項

3 川崎市環境影響評価に関する条例に基づく手続経過

4 川崎市環境影響評価審議会の審議経過 12

はじめに

(仮称)川崎区東扇島物流施設開発事業(以下「指定開発行為」という。)は、東扇島プロパティ特定目的会社(以下「指定開発行為者」という。)が、川崎区東扇島7-1他の約13.5haの区域において、地上5階建ての物流施設の建設をするものである。

指定開発行為者は、川崎市環境影響評価に関する条例に基づき、平成29年5月16日に指定開発行為実施届及び条例環境影響評価準備書(以下「条例準備書」という。)を提出した。

市は、この提出を受けて条例準備書を公告、縦覧したが、市民等からの意見書の提出はなかった。

これらの結果をもって、川崎市環境影響評価審議会(以下「審議会」という。)に諮問し、平成29年9月22

日に答申を得た。

市では、この答申を踏まえ、本条例環境影響評価審査書(以下「条例審査書」という。)を作成したものである。

1 指定開発行為の概要

(1) 指定開発行為者

名 称：東扇島プロパティ-特定目的会社

代表者：取締役 松澤 和浩

住 所：東京都千代田区丸の内二丁目1番1号

(2) 指定開発行為の名称及び種類

名 称：(仮称)川崎市東扇島物流施設開発事業

種 類：大規模建築物の新設(第2種行為)

(川崎市環境影響評価に関する条例施行

規則別表第1の15の項に該当)

(3) 指定開発行為を実施する区域

位 置：川崎市東扇島7-1他

区域面積：約134,830㎡

用途地域：工業専用地域

(4) 計画の概要

ア 目的

物流施設の建設

イ 土地利用計画

土地利用区分	面積 (㎡)	構成比 (%)
建築物 (物流施設)	約62,800	約46.6
緑化地	約18,965	約14.1
車路	約32,900	約24.4
屋外駐車場	約15,965	約11.8
通路・アプローチ等	約4,200	約3.1
合計	約134,830	100.0

注) 接道部緑化等により緑被率約15.1%を確保する計画である。

ウ 建築計画等

区分	内容
構造	柱：鉄筋コンクリート造 梁：鉄骨造
階数	5階
高さ	約38m
建築面積	約61,810㎡
延べ面積	約299,950㎡
容積率算定床面積	約269,550㎡
敷地面積	約134,830㎡
建ぺい率	46%
容積率	200%
緑被率	約15.1%

注) 建ぺい率は角地緩和を受ける予定である。

エ 施設計画

区分	内容
倉庫面積	約215,000㎡
取扱物品	精密機械、電気・電子機器、アルミ製品、ゴム加工品、衣料品、食料品等
屋外駐車場台数	一般車：915台 物流車：122台
従業員数	約1,800人/日 (交代制)
営業日数及び時間	365日/年、24時間/日

2 審査結果及び内容

(1) 全般的事項

本指定開発行為は、物流施設の建設であり、工事中及び供用時における大気質、騒音、交通安全対策等、計画地周辺の生活環境上の配慮が求められることから、条例準備書に記載した環境保全のための措置に加え、本審査結果の内容を確実に遵守すること。

また、工事着手前に周辺住民等に対する工事説明等を行い、環境影響に係る低減策、問合せ窓口等について周知を図ること。

(2) 個別事項

ア 大気質

建設機械の稼働に伴う大気質の長期将来濃度の最大値は、二酸化窒素(日平均値の年間98%値)が0.056ppm、浮遊粒子状物質(日平均値の年間2%除外値)が0.056mg/㎡で、いずれも環境基準(二酸化窒素：0.04ppm～0.06ppmのゾーン内又はそれ以下、浮遊粒子状物質：0.10mg/㎡以下)を満足すると予測している。また、建設機械のピーク稼働時における短期将来濃度(1時間値)の最大値は、二酸化窒素が0.192ppmで、中央公害対策審議会答申による短期曝露の指針値(0.1ppm～0.2ppm)を満足し、浮遊粒子状物質が0.052mg/㎡で、環境基準(0.20mg/㎡以下)を満足すると予測している。さらに、施工方法や手順等を十分に検討し、建設機械の集中稼働を行わないよう作業の平準化に努めるなどの環境保全のための措置を講ずることから、周辺地域の大気質に著しい影響は及ぼさないとしている。

工事用車両の走行に伴う長期将来濃度の最大値は、二酸化窒素が0.044ppm、浮遊粒子状物質が0.048mg/㎡で、いずれも環境基準を満足すると予測している。さらに、施工方法や手順等を十分に検討し、工事用車両が特定の期間・時間に集中しないよう平準化に努めるなどの環境保全のための措置を講ずることから、沿道の大気質に著しい影響を及ぼすことはないとしている。

供用時の施設関連車両の走行に伴う長期将来濃度の最大値は、二酸化窒素が0.044ppm、浮遊粒子

状物質が0.048mg/m³で、いずれも環境基準を満足すると予測している。さらに、テナント等に産業道路等の交通渋滞に伴う大気汚染を軽減するため、首都高速湾岸線の積極的な利用に努めるよう周知するなどの環境保全のための措置を講ずることから、沿道の大気質に著しい影響を及ぼすことはないとしている。

しかしながら、車両ルートが住宅等に近接していること、さらに、建設機械のピーク稼働時における二酸化窒素の短期将来濃度が短期曝露の指針値の上限值に近いことから窒素酸化物の排出量を低減するため、条例準備書に記載した環境保全のための措置を徹底すること。

イ 緑（緑の質、緑の量）

（ア）緑の質

本計画における主要植栽予定樹種は、計画地の環境特性に適合し、植栽基盤の整備に必要な土壌量は、約2,160m³と予測している。また、計画地内の土壌は、還元状態にあるなど植物生育上の阻害要因が存在しており、現状で植栽基盤として利用することは適当ではないと予測している。これに対して、植栽基盤の整備に当たっては、必要土壌量を上回る量の良質な土壌を搬入し、植栽基盤として適さない土壌と入替えるなどの環境保全のための措置を講ずることから、緑の適切な回復育成が図られるとしている。

しかしながら、植栽基盤の整備に当たっては、計画地は埋立てによる造成地であることから、その埋立てに用いた土壌の性質を精査した上で、土壌の入替えの必要性について検討を行うこと。そして、土壌の入替えが必要となることから、植栽する立地にマウンドを形成し、水捌けやエアレーション等を考慮する植栽工法を検討すること。

また、国道357号沿いには樹木が十分に生長した緑道があり、潜在自然植生に合致した種が多数見られることから、これらの樹木調査を行い、緑化計画を検討すること。

さらに、樹木の植栽に当たっては、その時期、養生等について十分配慮するとともに、樹木の育成を支える十分な土壌厚の確保について市関係部署と協議すること。

（イ）緑の量

本計画における緑被率は約15.1%で、地域別環境保全水準（15.0%）を上回り、植栽本数についても、「川崎市緑化指針」に基づく

緑の量的水準を満足すると予測している。さらに、高木・中木・低木・地被類を適切に組み合わせ、配植、密度を考慮した植栽を行い、多様な緑の創出・育成に努めるなどの環境保全のための措置を講ずることから、緑の適切な回復育成が図られるとしている。

この評価はおおむね妥当であるが、新たに植栽する樹木等の適正な管理及び育成に努めること。

ウ 騒音・振動・低周波音（騒音、振動）

（ア）騒音

建設機械の稼働に伴う騒音レベルの最大値は75デシベルとなり、環境保全目標（85デシベル以下）を満足すると予測し、さらに、施工方法や手順等を十分に検討し、建設機械の集中稼働を行わないよう作業の平準化に努めるなどの環境保全のための措置を講ずることから、周辺地域の生活環境の保全に支障はないとしている。

工事用車両の走行に伴う等価騒音レベルは、地点1で74デシベルとなり、環境保全目標（70デシベル以下）を上回るが、工事用車両の上乗せによる騒音レベルの増加分は1デシベル未満と予測している。これに対して、施工方法や手順等を十分に検討し、工事用車両が特定の期間・時間に集中しないよう平準化に努めるなどの環境保全のための措置を講ずることから、沿道の生活環境の保全に著しい支障はないとしている。

供用時の施設関連車両の走行に伴う等価騒音レベルは、地点1で昼間74デシベル、夜間70デシベルとなり、環境保全目標（昼間：70デシベル以下、夜間65デシベル以下）を上回るが、施設関連車両の上乗せによる騒音レベルの増加分は1デシベル未満と予測している。これに対して、テナント等に一般道路の道路交通騒音を軽減するため、首都高速湾岸線の積極的な利用に努めるよう周知するなどの環境保全のための措置を講ずることから、沿道の生活環境の保全に著しい支障はないとしている。

しかしながら、車両ルートが住宅等に近接していること、また、沿道における等価騒音レベルが既に環境保全目標を超える状況にあることから、条例準備書に記載した環境保全のための措置を徹底するとともに、工事工程、作業時間、工事用車両の運行時間等について、工事着手前に周辺住民等への周知を図

ること。

(イ) 振動

建設機械の稼働に伴う振動レベルの最大値は66デシベルとなり、環境保全目標（75デシベル以下）を満足すると予測している。さらに、施工方法や手順等を十分に検討し、建設機械の集中稼働を行わないよう作業の平準化に努めるなどの環境保全のための措置を講ずることから、周辺地域の生活環境の保全に支障はないとしている。

工事用車両の走行に伴う振動レベルの最大値は、地点1で昼間47デシベル、夜間45デシベルとなり、環境保全目標（昼間70デシベル以下、夜間65デシベル以下）を満足すると予測している。さらに、施工方法や手順等を十分に検討し、工事用車両が特定の期間・時間に集中しないよう平準化に努めるなどの環境保全のための措置を講ずることから、沿道の生活環境の保全に支障はないとしている。

供用時の施設関連車両の走行に伴う振動レベルの最大値は、地点1で昼間47デシベル、夜間46デシベルとなり、環境保全目標（昼間70デシベル以下、夜間65デシベル以下）を満足すると予測している。さらに、テナント等に一般道路の道路交通振動を軽減するため、首都高速湾岸線の積極的な利用に努めるよう周知するなどの環境保全のための措置を講ずることから、沿道の生活環境の保全に支障はないとしている。

この評価はおおむね妥当である。

エ 廃棄物等（一般廃棄物、産業廃棄物、建設発生土）

(ア) 一般廃棄物

供用時に発生する一般廃棄物は、事業系一般廃棄物が約545 t／年と予測し、一般廃棄物保管場所にて集積・保管したのち、川崎市の許可を受けた業者等に委託し、適切に処理する計画としている。さらに、環境教育など従業員への啓発活動を行い、廃棄物の発生抑制、再資源化のための意識の向上を図るようテナントに周知するなどの環境保全のための措置を講ずることから、周辺地域の生活環境の保全に支障はないとしている。

しかしながら、供用時に発生する木くずにおいて、貨物の流通のために使用したパレットなどについては、産業廃棄物に分類されることから、本事業における木くずについて適切に分類し、予測・評価をすること。

(イ) 産業廃棄物

工事に発生する産業廃棄物は、新築工事において約5,400 t（がれき類：約1,764 t、木くず：約648 t等）、汚泥約36,000㎥と予測している。これらは、法令に規定された許可を受けた産業廃棄物処理業者に委託し、がれき類は再生砕石等に、金属くずは鋼材に再資源化するなど適正に処理・処分するとともに、種類ごとに分別し可能な限り再資源化・縮減を図る計画としている。さらに、建築部材は工場先行組立てなどにより、現場での廃棄物発生量を低減するなどの環境保全のための措置を講ずることから、周辺地域の生活環境の保全に支障はないとしている。

供用時に発生する産業廃棄物は、約410 t／年（廃プラスチック類：約370 t／年等）と予測し、これらは保管場所を確保し分別排出・集積・保管を適正に行い、極力再資源化を図るようテナントに要請するとしている。さらに、搬出に際しては、荷崩れや飛散が生じないように搬出車両の荷台にカバーシート等を使用し、周辺への影響を考慮した処置を行うよう要請するなどの環境保全のための措置を講ずることから、周辺地域の生活環境の保全に支障はないとしている。

しかしながら、供用時に発生する木くずにおいて、貨物の流通のために使用したパレットなどについては、産業廃棄物に分類されることから、本事業における木くずについて適切に分類し、予測・評価をすること。

(ウ) 建設発生土

工事に発生する建設発生土は約141,900 ㎥と予測し、このうち約108,900 ㎥は計画地内における埋戻し土として有効利用し、これ以外の建設発生土約39,600 ㎥については計画地外へ搬出し、法令等に基づき処分先を指定して適正に処理されるとしている。さらに、搬出に当たっては、飛散防止のため搬出車両の荷台にカバーシート等を使用するなどの環境保全のための措置を講ずることから、周辺地域の生活環境の保全に支障はないとしている。

この評価はおおむね妥当であるが、処理する建設発生土については、再利用等を含めた処理方法について、その実施内容を市に報告すること。

オ 景観

本計画の実施に伴う主要な景観構成要素の改変の程度及び地域景観の特性の変化の程度について

て、計画地の現況は更地であり物流施設を建設することから、計画地の主要な景観構成要素は変化したが、計画地周辺には物流施設などが分布し工場・物流系の産業景観を呈しており、計画建築物はそれらの産業景観に調和したものとなることから、地域景観の特性に大きな変化は生じないと予測している。

代表的な眺望地点からの眺望の変化の程度について、計画建築物が出現することにより変化が生じると予測される地点もあるが、眺望景観に及ぼす影響は小さいと予測している。

さらに、計画建築物の配置に当たっては、敷地境界からの離隔距離を確保するとともに、計画地外周部に緑化地を配置することにより、潤いが感じられる緑の景観を創出するなどの環境保全のための措置を講ずることから、周辺環境と調和が保たれるとしている。

しかしながら、建物の形状、外壁の色彩等については、当該地区の景観形成方針を踏まえ、市関係部署と協議すること。

カ テレビ受信障害

本計画の実施に伴うテレビ受信障害の影響範囲について、地上デジタル放送の遮蔽障害は発生し、受信障害範囲に位置する事務所等の建築物は30棟と予測し、また、衛星放送の遮蔽障害は発生するが、受信障害範囲に位置する事務所等の建築物は存在しないと予測している。

これに対して、円滑な受信障害防止対策実施のため、問合せ窓口を設けて迅速な対応を図るなどの環境保全のための措置を講ずることから、良好な受像画質が維持され、かつ、現状を悪化させないとしている。

この評価はおおむね妥当であるが、工事中を含め障害が発生したときの問合せ窓口を周辺住民等に明らかにし、その対策については確実に実施すること。

キ 地域交通（交通混雑、交通安全）

工事中における交通混雑については、工事用車両の走行に伴うピーク時間帯において、工事用車両が走行する車線混雑度は最大0.925、交差点需要率は最大0.897で、円滑な交通量の処理が可能とされる道路の車線混雑度1.0及び交差点における交通量の処理が可能とされる交差点需要率0.9を下回ると予測している。さらに、施工方法や手順等を十分に検討し、工事用車両が特定の期間・時間に集中しないよう平準化に努めるなどの環境保全のための措置を講ずることから、周辺地域の生活環境の保全に著しい支障はないとしている。

供用時における交通混雑については、施設関連車両の走行に伴うピーク時間帯において、施設関連車両が走行する車線混雑度は対策後で最大0.991、交差点需要率は最大0.857であり、車線混雑度1.0及び交差点需要率0.9を下回ると予測している。さらに、テナント等に首都高速湾岸線の積極的な利用に努めるよう周知するなどの環境保全のための措置を講ずることから、周辺地域の生活環境の保全に著しい支障はないとしている。

工事中及び供用時における交通安全については、工事用車両及び施設関連車両の主要な走行ルートである国道357号及び国道132号はマウンタップやガードレール等により歩車道が分離されており、工事用車両及び施設関連車両の走行に際しても歩行者の安全が確保されると予測している。さらに、工事中においては、工事用車両の運転者に対する交通安全教育を日常的に行い、また、供用時においては、テナント等に搬出入車両の運転者に対する交通安全教育を日常的に行うよう周知するなどの環境保全のための措置を講ずることから、周辺地域の生活環境の保全に支障はないとしている。

しかしながら、車両ルートが住宅等に近接していることから、事業の実施に当たっては交通安全対策を最優先するとともに、事前に周辺住民等に対し工事説明等を行い、交通安全対策や工事中の問合せ窓口等について周知を徹底すること。また、交差点1においては、車線構成の変更、信号現示の調整を行ったとしても車線混雑度が1.0、交差点需要率が0.9に近いことから、市関係部署等と協議し交通混雑の低減に努めること。

ク 温室効果ガス

本計画における温室効果ガス排出量は、約28,900 t-CO₂/年で、その削減の程度は約16.0%と予測している。さらに、設備機器は省エネルギー型の器具・機械の採用に努め電力使用の削減を図るほか、建築物の断熱性能の向上に努めるなどの環境保全のための措置を講ずることから、温室効果ガス排出量の抑制が図られるとしている。

しかしながら、多くの温室効果ガスの排出が見込まれる計画であることから、LEDによるエネルギー使用量の削減だけでなく、他の方策によるエネルギー使用量の削減を検討するとともに、冷凍冷蔵設備や空調設備などによるエネルギー消費量は、建築物の断熱性能に大きく依存することから、建築計画においてもエネルギー使用量の削減のための検討を行い、温室効果ガスの排出量の削減を行うこと。

(3) 環境配慮項目に関する事項

条例準備書に記載した「ヒートアイランド現象」、「地震時等の災害」、「地球温暖化」、「資源」及び「エネルギー」の各項目における環境配慮の措置については、その積極的な取組を図るとともに、具体的な実施の内容について、市に報告すること。

(4) 事後調査に関する事項

事後調査については、供用時の「緑の質」及び「地域交通（交通混雑）」を行うとしており、これらの調査項目の選定はおおむね妥当であるが、条例準備書に記載した事後調査の内容に加え、個別事項で指摘した内容を踏まえて、計画的な事後調査を行うこと。

また、事後調査の結果、条例準備書で予測した数値を超えること等により、生活環境の保全に支障が生じる場合は、直ちに市に連絡するとともに、生活環境を保全するための適切な措置を講ずること。

3 川崎市環境影響評価に関する条例に基づく手続経過

平成29年 5月16日 条例準備書の受領

5月23日 条例準備書公告、縦覧開始

7月6日 条例準備書縦覧終了、

意見書の締切り

意見書の提出 なし

8月1日 市長から審議会に条例準備書について諮問

9月22日 審議会から市長に条例準備書について答申

9月29日 条例審査書公告、指定開発行為者宛て送付

4 川崎市環境影響評価審議会の審議経過

平成29年 8月1日 審議会（現地視察、条例準備書事業者説明及び審議）

9月22日 審議会（条例準備書答申案審議）

川崎市公告第536号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により特定非営利活動法人の設立の認証申請がありましたので、同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成29年9月29日

川崎市長 福田紀彦

申請のあった年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成29年9月21日	特定非営利活動法人 神奈川県相続成年後見協会	高島 俊一	川崎市中原区 小杉陣屋町1 丁目22番51号	この法人は、地域で暮らす人々に対して、相談会などの活動を通じ、相続、遺言、成年後見などに関する諸制度の必要性や重要性を啓蒙し、適切なる活用の促進や支援などを行い、我が国の超高齢社会をとりまく様々な人々に対応した、活力ある地域社会の実現に寄与することを目的とする。

川 崎 市 公 告 (調 達)

川崎市公告（調達）第313号

入 札 公 告

一般競争入札について、次のとおり公告します。

平成29年10月10日

川崎市長 福田紀彦

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

平成29年度川崎市役所本庁舎等建替えに係る記録調査業務委託

(2) 履行場所

川崎市川崎区宮本町1番地ほか

(3) 履行期限

契約締結日から平成30年3月15日（木）まで

(4) 業務概要

解体された川崎市役所旧本庁舎において、平成27年度及び平成28年度の記録調査では判明しなかった創建当時の色や仕上げ材について、竣工写真等（白黒写真）のカラー化を行うことにより推測し、併せて、特徴的な部位の仕様等の推測を行うことで、歴史的・建築的価値を将来に継承するとともに、本庁舎等建替えに伴い一部新築復元等をする旧本庁舎のための調査報告書を作成する。

2 一般競争入札参加資格に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件を全て満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に該当しないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (3) 平成29・30年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「その他業務」種目「その他」で登録されていること。
- (4) 文化庁の承認を受けた「文化財建造物修理主任技術者」の資格を有する者を管理技術者として配置すること。

3 一般競争入札参加資格確認申請書の配布及び提出

一般競争入札に参加を希望する者は、次により競争参加の申込みをしなければなりません。

- (1) 配布場所
川崎市のホームページ「入札情報かわさき」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)からダウンロードすることができます。
- (2) 配布・提出期間
平成29年10月10日(火)から平成29年10月16日(月)までの下記の時間
午前9時から正午までと午後1時から午後5時まで
ただし、土曜日及び日曜日を除きます。
- (3) 提出場所・提出方法
提出場所は次のとおりとします。
〒210-0005 川崎市川崎区東田町5番地4
川崎市役所第3庁舎13階
川崎市総務企画局本庁舎等建替準備室
電話 044-200-0281
提出方法は持参とします。
- (4) 提出書類
ア 一般競争入札参加資格確認申請書
イ 2(4)の資格証の写し

4 仕様書及び入札説明書の交付

一般競争入札参加資格確認申請書の配布に併せて、3(2)の期間、3(3)の場所で仕様書及び入札説明書を縦覧に供するとともに、希望する者には無償で印刷物を配布します。

また、川崎市のホームページ「入札情報かわさき」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)からダウンロードすることができます。

5 一般競争入札参加資格確認通知書の交付

一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者には、平成29年10月18日(水)午後5時までに平成29・30年度川崎市業務委託有資格業者名簿へ登録した際に届出のあった電子メールアドレス宛て一般競争入札参

加資格確認通知書を送付します。なお、電子メールアドレスの登録を行っていない場合は、次により一般競争入札参加資格確認通知書を交付します。

- (1) 交付場所
3(3)と同じ
 - (2) 交付日時
平成29年10月18日(水)
午前9時から正午までと午後1時から午後5時まで
- 6 仕様書に関する問い合わせ
仕様書の内容に関する質問は、持参、電子メール又はFAXにより受け付けます。
- (1) 質問書の提出方法
ア 持参の場合の受付場所
3(3)と同じ
イ 電子メールの場合の提出先
17tatekae@city.kawasaki.jp
ウ FAXの場合の提出先
044-200-2110
 - (2) 受付期間
平成29年10月10日(火)から平成29年10月19日(木)まで
午前9時から正午までと午後1時から午後5時まで
ただし、土曜日及び日曜日を除きます。
 - (3) 質問回答縦覧
質問に対する回答は3(3)の場所において、平成29年10月23日(月)の午前9時から正午までと、午後1時から午後5時まで縦覧に供するとともに、平成29年10月23日(月)に、一般競争入札参加資格確認通知書の交付を受けた者(審査の結果、入札参加資格があると認められなかった者を除く。)へ電子メールで送付します。なお、電子メールの登録を行っていない場合は、FAXで送付します。
- 7 入札参加資格の喪失
一般競争入札参加資格があると認められた者が、次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。
- (1) 開札前に2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。
 - (2) 一般競争入札参加資格確認申請書及び提出書類等について虚偽の記載をしたとき。
- 8 入札手続等
- (1) 入札・開札の日時及び場所
ア 日時
平成29年10月25日(水)午前10時
イ 場所
川崎市川崎区東田町5番地4 川崎市役所第3庁舎5階 総務企画局会議室
 - (2) 入札書の提出方法
持参とします。

- (3) 入札保証金
免除とします。
- (4) 落札者の決定方法
川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した
予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有
効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著
しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。
- (5) 入札の無効
入札に参加する資格のない者が行った入札及び
「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入
札は無効とします。
- 9 契約の手続等
- (1) 契約保証金
免除とします。
- (2) 契約書作成の要
要
- (3) 前払金
有
- (4) 契約条項等の閲覧
川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等
は、3(3)の場所及び川崎市ホームページの「入札情
報かわさき」の「契約関係規定」で閲覧できます。
- 10 その他
- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本
語及び日本国通貨に限ります。
- (2) 詳細は、入札説明書によります。
- (3) 関連情報を入手するための照会窓口
3(3)と同じ

川崎市公告(調達)第314号

入 札 公 告

一般競争入札について次のとおり公告します。

平成29年10月10日

川崎市長 福 田 紀 彦

- 1 競争入札に付する事項
- (1) 件 名 平成30年度市民税・県民税当初課税
時における人材派遣契約
- (2) 履行場所 かわさき市税事務所法人課税課
- (3) 履行期間 平成30年1月15日から平成30年7月
31日まで
- (4) 業務概要 市民税・県民税当初課税時における
人材派遣業務
詳細は入札説明書によります。
- 2 競争入札参加資格
この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて
満たさなければなりません。
- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第
2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。

- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による
指名停止期間中でないこと。
- (3) 一般労働者派遣事業の許可を受けていること。
- (4) 本市又は他官公庁において人材派遣業務(一般事
務サービス)の契約実績があること。
- (5) 「プライバシーマーク」の使用許諾事業者として
認定されていること。
- (6) 入札期日において、平成29・30年度川崎市業務委
託有資格業者名簿の業種99「その他業務」、種目99
「その他」に登録されていること。
- 3 競争入札参加申込書の配布及び提出
この入札に参加を希望する者は、次により競争入札
参加の申込みをしなければなりません。
- (1) 配布及び提出場所
〒210-0006
川崎市川崎区砂子1丁目8番9号 川崎御幸ビル
5階
財政局税務部税制課 担当:片桐・大澤
電 話:044-200-2190(直通)
F A X:044-200-3906
E-mail: 23zeisei@city.kawasaki.jp
- (2) 配布及び提出期間
平成29年10月10日(火)から平成29年10月18日(水)
まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く、午前8時30
分から正午まで及び午後1時から午後5時まで)
- (3) 提出物
ア 競争入札参加申込書
イ 業務実績書及び契約内容を確認できる契約書等
の写し
ウ 一般労働者派遣事業許可証の写し
エ プライバシーマーク登録証の写し
上記ア以外の書類については提出者において作
成し、係る費用は提出者の負担とします。
- (4) その他
提出した書類に関して説明を求められた場合に
は、これに応じなければなりません。また、提出さ
れた書類は返却しません。
- 4 競争入札参加資格確認通知書の交付及び入札説明会
上記3により、競争入札参加申込書を提出した者に
は、次により競争入札参加資格確認通知書を交付しま
す。ただし、川崎市業務委託有資格者名簿へ登録した
際に電子メールアドレスを登録している場合は、自動
的に電子メールで配信します。
- (1) 交付場所
上記3(1)に同じ。
- (2) 通知書交付日
平成29年10月23日(月)
- (3) 入札説明書の交付

入札説明書は3(1)の場所において、3(2)の期間で縦覧に供します。また、川崎市のホームページからダウンロードできます。「入札情報かわさき」－「入札情報」の「委託」－「入札公表・財政局」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)

なお、インターネットホームページから入手できない場合には、申し出により無償で入札説明書を交付します。

ただし、川崎市業務委託有資格者業者名簿に登録した際に電子メールアドレスを登録している場合は、競争入札参加資格確認通知書と一括して自動的に電子メールで配信します。

(4) 入札説明会

実施しません。

5 仕様に関する問合せ

(1) 問合せ先

〒210-0006

川崎市川崎区砂子1丁目8番9号

川崎御幸ビル5階

財政局税務部市民税管理課 担当：伊丹・小林
電 話：044-200-3825 (直通)

F A X：044-200-3907

E-mail：23simka@city.kawasaki.jp

(2) 問合せ期間

平成29年10月23日(月)から平成29年10月27日(金)午後5時まで

(3) 問合せ方法

入札説明書に添付の質問書にて受け付けます。また、F A X・メールで質問する場合は、質問書を送信した旨を担当まで御連絡ください。

(4) 回答方法

競争入札参加資格があると認めた者からの質問に対する回答は、平成29年11月1日(水)午後5時までに、競争入札参加資格があると認めた者全社宛てにF A Xまたは電子メールにて送付します。

なお、電話等による問合せには一切応じません。

6 競争入札参加資格の喪失

次の各号のいずれかに該当するときは、競争入札参加資格を喪失します。

(1) 開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。

(2) 競争入札参加申込書及び提出書類等について、虚偽の記載をしたとき。

7 入札の手続等

(1) 入札方法

労働者派遣業務に係る費用の総額(消費税額及び地方消費税額を含まない。)で行います。

なお、金額の算定にあたっては、備品購入費用、

採用費用及び社会保険料等を含め、業務履行にかかる費用すべてを考慮して算出してください。

(2) 入札書の提出日時及び場所

ア 提出日時

平成29年11月8日(水)午後2時00分

イ 提出場所

川崎市川崎区宮本町3番地3 第4庁舎4階
第6会議室

(3) 入札保証金

免除とします。

(4) 開札の日時

上記(2)アに同じ。

(5) 開札の場所

上記(2)イに同じ。

(6) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、その者の入札価格が著しく低価格であるときは、調査を行うことがあります。

(7) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

8 契約の手続等

(1) 契約保証金

契約金額の10%とします。ただし、川崎市契約規則第33条に規定する各号のいずれかに該当する場合は、免除します。

(2) 前払金 否

(3) 契約書の作成 要

(4) 費用内訳明細表

落札者は契約締結までに、本委託にかかる落札額の内訳を提示すること(様式自由)。

(5) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、上記3(1)の場所及び川崎市のホームページの「入札情報」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「契約関係規定」で閲覧することができます。

9 その他

(1) 公告に定めるもののほかは、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得の定めるところによります。

(2) 詳細は入札説明書によります。

(3) この入札への参加者が、2者以上にならないときは、この入札を中止することがあります。

(4) この契約において使用する言語及び通貨は、日本

語及び日本国通貨に限りです。

川崎市公告(調達)第315号

特定調達契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

平成29年10月10日

川崎市長 福田 紀彦

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

行政情報システムにおけるクライアント機器等の賃貸借及び保守に関する契約

(2) 履行場所

川崎市川崎区東田町5番地4 ほか

(3) 履行期間

平成30年3月31日から平成35年3月30日まで

(4) 調達物品の概要

入札説明書によります。

2 競争入札参加資格に関する事項

この入札に参加を希望するものは、次の条件をすべて満たさなければなりません。

(1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則28号)第2条の規定に該当しないこと。

(2) 平成29・30年度川崎市「製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿」の業種「リース」に登録されており、かつ、Aの等級に格付けされていること。

なお、有資格者名簿に登録のない者(入札参加業種に登録のない者も含む。)は、財政局資産管理部契約課に所定の様式により、資格審査申請を平成29年10月24日(火)までに行ってください。

(3) 川崎市競争入札参加資格指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(4) この調達物品について、本市又は他官公庁において類似の契約実績があること。

(5) この調達物品を契約締結後確実に速やかに納入することができること。

(6) この調達物品の納入後アフターサービスを本市の求めに応じて速やかに提供できること。

3 一般競争入札参加資格確認申請書の配布、提出及び問い合わせ先

この入札に参加を希望するものは、次により一般競争入札参加資格確認申請書を提出しなければなりません。

(1) 配布・提出場所及び問い合わせ先

〒210-0005 川崎市川崎区東田町5番地4

川崎市役所第3庁舎9階

総務企画局情報管理部システム管理課

担当 酒井、高橋、片岡

電話 044-200-2071

FAX 044-200-3752

E-mail 17syskan@city.kawasaki.jp

(2) 配布・提出期間

平成29年10月10日(火)から平成29年10月24日(火)までとします(土曜日、日曜日及び休日を除く、毎日午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで)。

(3) 提出方法

持参に限りです。

4 一般競争入札参加資格確認通知書及び入札説明書の交付

一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者には、次により一般競争入札参加資格確認通知書を交付します。

(1) 交付場所及び問い合わせ先

3(1)に同じ

(2) 交付日時

平成29年11月1日(水)午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで

(3) 入札説明書の交付

一般競争入札参加資格確認通知書の交付の際に併せて、入札説明書を無料交付します。

また、入札説明書は3(1)の場所において平成29年10月10日(火)から平成29年10月24日(火)まで縦覧に供します(土曜日、日曜日及び休日を除く、毎日午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで)。

5 仕様に関する問い合わせ先

3(1)に同じ

仕様に関する質問は、平成29年11月1日(水)から平成29年11月7日(火)まで、入札説明書に添付の質問書にて受け付けます。必要事項を記入し、FAX又はメールでお送りください。(土曜日、日曜日及び休日を除く毎日午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで)また、質問書を送信した旨を担当まで御連絡ください。

なお、回答については平成29年11月10日(金)に、全社に文書(FAX又はメール)にて送付します。

6 商品説明書(カタログ等)の提出

この入札の参加者は、納入する物品の商品説明書(カタログ等)を平成29年11月15日(水)午後5時15分までに3(1)の場所に提出しなければなりません。また、競争入札参加者は、開札日の前日までの間に、本市から該当書類に関し説明を求められたときには、これに応じなければなりません。

7 競争入札参加資格の喪失

競争入札参加資格があると認められた者が、開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたときは、競争参加資格を喪失します。

8 入札の手續等

(1) 入札方法

リース総額(税抜き)を入札金額として行います。契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載してください。なお、詳細は入札説明書によります。

(2) 入札・開札の日時及び場所

ア 日時 平成29年11月21日(火)午前10時
イ 場所 川崎市役所第3庁舎 9階 開発室 I

(3) 郵送による場合の入札書の提出期限及びあて先期限 平成29年11月20日(月)必着

あて先 〒210-0005
川崎市川崎区東田町5番地4
川崎市役所第3庁舎9階
総務企画局情報管理部システム管理課
行政情報担当

(4) 入札保証金

免除とします。

(5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行なった者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は調査を行なうことがあります。

(6) 入札の無効

川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

9 契約の手續等

(1) 契約保証金は、次のとおりとします。

ア 川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は免除します。
イ ア以外の場合は、契約金額の10パーセントを納入しなければなりません。

(2) 契約書作成の要否

必要とします。

(3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、3(1)の場所において閲覧できます。

10 その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 詳細は、入札説明書によります。

(3) 当該契約は、翌年度以降における所要の予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、この契約を変更又は解除することができるものとします。

また、上記解除に伴い損失が生じた場合は、その損失の補償を川崎市に対して請求することができるものとし、補償額は協議して定めるものとします。

(4) 関連情報を入手するための窓口 3(1)に同じ

11 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be leased :

The contract for the lease and maintenance of personal computers and other necessary equipment for Administrative Information system.

(2) Time-limit for tender :

10:00 A.M. November 21, 2017

(3) Time-limit for tender by mail :

November 20, 2017

(4) Contact point for the notice :

KAWASAKI CITY OFFICE
System Management Section
Information Management Department
General Affairs and Planning Bureau
5-4, Higashida-cho, Kawasaki-ku
Kawasaki, Kanagawa 210-0005, Japan
Tel:044-200-2071
FAX:044-200-3752
E-mail:17syskan@city.kawasaki.jp

川崎市公告(調達)第316号

入 札 公 告

一般競争入札について次のとおり公告します。

平成29年10月10日

川崎市長 福 田 紀 彦

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

土砂災害警戒区域及び洪水浸水想定区域内戸数データ作成業務委託

(2) 履行場所

川崎市川崎区東田町5番地4
市役所第3庁舎7階 ほか

(3) 履行期限

平成30年3月31日

(4) 業務概要

迅速かつ的確な災害対応に資することを目的として、土砂災害警戒区域及び洪水浸水想定区域における戸数データを作成することにより、事前に避難勧告等の対象世帯を把握する。

2 一般競争入札参加資格

この入札に参加を希望するものは、次の条件をすべて満たさなければなりません。

(1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に該当しないこと。

(2) 一般競争入札参加資格確認申請書の提出の締切日において、平成29・30年度業務委託有資格業者名簿

の業種「測量」種目「地図調製」に登録されていること。

- (3) 神奈川県内に本店又は受任地を有していること。
- (4) 直接的な雇用関係にあるものを主任技術者として配置できること。
- (5) 入札期日までの間、川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (6) 次のア及びイの実績を有すること。
 - ア 地理情報システム(GIS)を用い、土地利用状況等のデータ作成の実績を有すること。
 - イ ハザードマップの作成等、防災に関する地図作成の実績を有すること。

3 一般競争入札参加資格確認申請書の配布、提出及び問い合わせ先

この入札に参加を希望するものは、次により一般競争入札参加資格確認申請書、2(6)の契約実績を証する書類(契約書の写し等業務内容がわかるもの)を持参により提出してください。

(1) 配布・提出場所及び問い合わせ先

〒210-8577
川崎市川崎区東田町5番地4
川崎市役所第3庁舎7階
総務企画局危機管理室 初動対策担当
電 話 044-200-2113(直通)、
F A X 044-200-3972、
E-mail 17kiki@city.kawasaki.jp

(2) 配布・提出期間

平成29年10月10日から10月17日までの午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時までとします。ただし、閉庁日を除きます。

4 一般競争入札参加資格確認通知書の交付及び入札説明会

上記3により、一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者には、次により一般競争入札参加資格確認通知書を交付します。ただし、川崎市業務委託有資格業者名簿へ登録した際に電子メールアドレスを登録している場合は、自動的に電子メールで配信します。

(1) 通知書交付日

平成29年10月19日

(2) 場所

3(1)に同じ

(3) 入札説明書の交付

入札説明書は3(1)の場所において、3(2)の期間で縦覧に供します。また、川崎市のホームページからダウンロードできます。(「入札情報かわさき」-「入札情報」の「委託」-「入札公表・財政局」)

なお、インターネットホームページから入手できない場合には、申し出により無償で入札説明書を交

付します。

ただし、川崎市業務委託有資格業者名簿に登録した際に電子メールアドレスを登録している場合は、一般競争入札参加資格確認通知書と一括して自動的に電子メールで配信します。

(4) 入札説明会

実施しません。

5 仕様に関する問い合わせ

(1) 問い合わせ先

3(1)に同じ

(2) 質問受付期間

平成29年10月10日から10月23日までの午前8時30分から午後5時までとします。ただし、閉庁日及び平日の正午から午後1時までを除きます。

(3) 質問書の様式

入札説明書に添付の「質問書」の様式により提出してください。

(4) 質問受付方法

持参、電子メール又はF A Xに限ります。(電子メール又はF A Xで送付した場合は、送付した旨を「3(1)」の問い合わせ先に電話にて御連絡ください。)

ア 電子メール 17kiki@city.kawasaki.jp

イ F A X 044-200-3972

(5) 回答方法

平成29年10月25日に、一般競争入札参加資格確認通知書の交付を受けた者へ電子メール又はF A Xにて回答書を送付します。なお、この入札の参加資格を満たしていない者からの質問に関しては回答しません。

6 競争入札参加資格の喪失

次の各号のいずれかに該当するときは、一般競争入札参加資格を喪失します。

(1) 開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。

(2) 一般競争入札参加資格確認申請書及び提出書類等について、虚偽の記載をしたとき。

7 入札の手続等

(1) 入札方法

ア 入札は、総価で行います。入札者は見積った契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

イ 入札は所定の入札書をもって行います。入札書を入札件名が記載された封筒に封印して持参してください。

ウ 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に、消費税及び地方消費税に相当する額(入札書に記載した金額の8%)を加算した金額をもつ

て契約金額とします。

(2) 入札・開札の日時及び場所

ア 入札日時 平成29年10月27日 午前10時00分

イ 入札場所 川崎市役所第3庁舎7階
災害対策本部事務局室

(3) 入札書の提出方法

持参とします。

(4) 入札保証金

免除とします。

(5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した
予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格
をもって有効な入札を行った者のうち、最低の価格
をもって入札を行った者を落札者とします。

(6) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び
「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入
札は無効とします。

8 契約の手続き等

(1) 契約保証金

免除とします。

(2) 契約書作成の要否

必要とします。

(3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等
は、上記3(1)の場所及び川崎市のホームページの
「入札情報かわさき」－「契約関係規定」で閲覧す
ることができます。

9 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本
語及び日本国通貨に限ります。

(2) 詳細は入札説明書によります。

(3) 関連情報を入手するための窓口は、3(1)に同じです。

(4) 3の一般競争入札参加資格確認申請書及び5(3)の
質問書の様式は、川崎市のホームページからダウン
ロードできます。(「入札情報かわさき」－「入札情
報」の「委託」－「入札公表・財政局」)

川崎市公告(調達)第317号

入 札 公 告

一般競争入札について次のとおり公告します。

平成29年10月10日

川崎市長 福田 紀 彦

1 一般競争入札に付する事項

(1) 件名

証明書発行システム用端末等増設分の賃貸借及び
保守に関する契約

(2) 履行場所

本市の指定する場所

(3) 履行期間

平成30年1月1日から平成34年12月31日まで

(4) 調達物品の概要

詳細については、入札説明書によります。

2 一般競争入札参加資格者に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて
満たさなければなりません。

(1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第
2条の規定に該当しないこと。

(2) 平成29・30年度川崎市製造の請負・物件の供給等
有資格業者名簿の業種「リース」に記載されており、
かつ、B以上の等級に格付けされていること。

(3) 入札期日までの間、川崎市競争入札参加資格者指
名停止等要綱による指名停止の措置を受けていない
こと。

(4) この調達物品について、本市又は他官公庁におい
て類似の契約実績があること。

(5) この調達物品及び数量を確実かつ速やかに納入す
ることができること。

(6) この調達物品の納入後、本市の求めに応じて、ア
フターサービスを速やかに提供できること。

3 一般競争入札参加資格確認申請書の配布、提出及び
問い合わせ先

この入札に参加を希望する者は、次により一般競争
入札参加資格確認申請書を提出しなければなりません。

(1) 配布・提出場所及び問い合わせ先

〒210-8577

川崎市川崎区東田町5番地4

川崎市役所第3庁舎9階

総務企画局情報管理部システム管理課

担 当 辻井・中村

電 話 : 044-200-2077 (直通)

F A X : 044-200-3752

E-Mail : 17syskan@city.kawasaki.jp

(2) 配布・提出期間

平成29年10月10日(火)から平成29年10月17日
(火)まで(土曜日、日曜日及び祝祭日を除く、毎
日午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後
5時まで)

(3) 提出物

ア 一般競争入札参加資格確認申請書

イ 類似契約実績の調達内容を確認できる契約書等
の写し

ウ 本業務の実施体制

(4) 一般競争入札参加資格確認申請書の提出方法
持参してください。

4 一般競争入札参加資格確認通知書の交付

一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者には、次により一般競争入札参加資格確認通知書を交付します。

(1) 交付場所及び問い合わせ先

上記3(1)に同じ

(2) 日時

平成29年10月20日(金)午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時まで

(3) その他

一般競争入札参加資格があると認められた者には、入札説明書を無料交付します。

また、入札説明書は上記3(1)の場所において平成29年10月10日(火)から平成29年10月17日(火)まで縦覧に供します(土曜日、日曜日及び祝祭日を除く、毎日午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時まで)。

5 一般競争入札参加者に求められる義務

この入札の参加者には、入札説明書を交付しますので、次の日時・場所のとおり御来庁ください。

(1) 交付場所及び問い合わせ先

上記3(1)に同じ

(2) 日時

上記4(2)に同じ

6 仕様に関する問い合わせ

(1) 問い合わせ先

上記3(1)に同じ

(2) 問い合わせ期間

平成29年10月20日(金)から平成29年10月25日(水)まで(土曜日、日曜日及び祝祭日を除く、毎日午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時まで)

(3) 問い合わせ方法

入札説明書に添付の質問書にて、上記3(1)のFAX番号又はE-mailアドレス宛て送付してください。

なお、その際には、質問書を送付した旨を担当宛て御連絡ください。

(4) 回答方法

質問に対する回答は、平成29年10月30日(月)までに、FAX又は電子メールにより全社宛て送付します。

7 商品説明書(カタログ等)の提出

この入札の参加者は、納入する物品の商品説明書(カタログ等)を、平成29年11月1日(水)午後5時までに上記3(1)の場所に提出しなければなりません。

また、入札の参加者は、開札日の前日までの間において、本市から該当書類に関し説明を求められたときには、これに応じなければなりません。

8 一般競争入札参加資格の喪失

次の各号のいずれかに該当するときは、一般競争入札参加資格を喪失します。

(1) 開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。

(2) 一般競争入札参加資格確認申請書及び提出書類等について、虚偽の記載をしたとき。

9 入札の手續等

(1) 入札方法

本契約に要する経費の総額で行います。

(2) 入札・開札の日時及び場所

ア 日時

平成29年11月7日(火)午後3時

イ 場所

川崎市役所第3庁舎9階開発室II

(3) 入札保証金

免除とします。

(4) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(5) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び川崎市競争入札参加者心得第7条に該当する入札は無効とします。

10 契約の手續き等

(1) 契約保証金

ア 川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は免除します。

イ ア以外の場合は、契約金額の10パーセントを納入しなければなりません。

(2) 契約書作成の要否

契約書を作成することを必要とします。

(3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、上記3(1)の場所及び川崎市のホームページの「入札情報」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「契約関係規定」で閲覧することができます。

11 その他

(1) 公告に定めるもののほかは、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得の定めるところによります。

(2) この入札への参加者が、2社以上にならないときは、この入札を中止することがあります。

(3) 契約手續きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(4) 当該契約は、翌年度以降における所要の予算の当

該金額について減額又は削除があった場合は、この契約を変更又は解除することができるものとします。

また、上記解除に伴い損失が生じた場合は、その損失の補償を本市に対して請求することができるものとし、補償額は協議して定めるものとします。

(5) その他問い合わせ窓口は、上記3(1)に同じです。

川崎市公告(調達)第318号

一般競争入札について次のとおり公告します。

平成29年10月10日

川崎市長 福田 紀彦

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 件 名 健康管理事業用パソコン賃貸借契約
- (2) 履行場所 川崎区砂子1丁目7番地4
砂子平沼ビル8階
川崎市教育委員会事務局職員部
給与厚生課 健康推進室
- (3) 履行期間 平成29年12月1日から平成30年12月31日まで
- (4) 調達概要 入札説明書によります。

2 競争参加資格に関する事項

この入札に参加を希望するものは、次の条件をすべて満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則28号)第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (2) 入札期日において、平成29・30年度川崎市「製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿」の業種「リース」種目「事務用機器」に記載されていること。
- (3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (4) 本市又は他の官公庁において類似の契約実績を有すること。
- (5) この調達物品を契約締結後確実かつ速やかに納入することができること。
- (6) この調達物品の納入後アフターサービスを本市の求めに応じて速やかに提供できること。

3 競争参加申込書の配布、提出及び問い合わせ先

この入札に参加を希望する者は、次により競争参加の申込みをしなければなりません。

- (1) 配布・提出場所及び問い合わせ先
〒210-0004 川崎市川崎区宮本町6番地
明治安田生命ビル2F
教育委員会事務局職員部給与厚生課
担当 天野
電 話 044-200-3283
FAX 044-200-2869
E-mail 88kyuko@city.kawasaki.jp

- (2) 配布・提出期間

平成29年10月10日(火)から平成29年10月20日(金)までの下記の時間午前8時30分～正午及び午後1時～午後5時15分(土・日曜日及び祝日を除く)

(3) 提出方法

持参に限る。申込書及び入札説明書は、インターネットからダウンロードすることができます(「入札情報かわさき」の「入札情報」の物品の欄の「入札公表」の中にあります。)。ダウンロードできない場合には、上記3(2)の期間に、3(1)の場所で配布します(「入札情報かわさき」<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)。

4 競争参加資格確認通知書の交付

競争入札参加申込書を提出した者には、平成29年10月24日(火)までに平成29・30年度川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿へ登録した際に届出のあった電子メールアドレス(以下、「届出電子メールアドレス」という。)宛てに競争参加資格確認通知書を送付します。なお、申請者が電子メールアドレスの登録を行っていない場合は、次により競争参加資格確認通知書を交付します。

(1) 交付場所

3(1)と同じ

(2) 交付日時

平成29年10月24日(火)午前8時30分から正午及び午後1時から午後5時15分まで

(3) その他

競争参加資格があると認められた者には、入札説明書を無料交付します。

また、入札説明書は3(1)の場所において平成29年10月10日(火)から平成29年10月24日(火)まで縦覧に供します。(土・日曜日及び休日を除く、午前8時30分から正午及び午後1時から午後5時15分まで)

5 仕様に関する問い合わせ先

3(1)に同じ

仕様に関する質問は、平成29年10月10日(火)から平成29年10月30日(月)まで、入札説明書に添付の質問書にて受け付けます。また、FAX・メールで質問する場合は、質問書を送付した旨を担当まで御連絡ください。(土・日曜日及び祝日を除く、午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで)

なお、回答については平成29年10月31日(火)、競争参加資格確認通知書の交付を受けた者(審査の結果、入札参加資格があると認められなかった者を除く。)へ届出電子メール宛て送付します。なお、電子メールアドレスの登録を行っていない場合は、FAXで送付します。

6 カタログの提出について

導入予定機種のカタログを平成29年11月2日(木)午後5時15分までに3(1)の場所に提出してください。

7 入札参加資格

競争入札参加資格があると認められた者が、次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

- (1) 開札前に上記2の各号のいずれかの資格条件を満たさなくなったとき。
- (2) 競争入札参加申込書及び提出書類について虚偽の記載をしたとき。

8 入札手続等

(1) 入札方法等

入札金額は、リースの総額(税抜き)で行います。契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載してください。なお、詳細は入札説明書によります。

(2) 入札保証金 免除

(3) 入札・開札の日時及び場所

ア 日時 平成29年11月6日(月)14時00分

イ 場所 川崎市川崎区宮本町3番地3

川崎市役所第4庁舎4階第1会議室

(4) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(5) 入札の無効

川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

(6) 再入札の実施

落札者がいない場合は、直ちに再入札を実施します。再入札用の入札書も準備のうえ、参加してください。

9 契約手続等

(1) 契約保証金 免除

(2) 前払金 否

(3) 契約書作成の要否 要

(4) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等は、上記3(1)の場所及び川崎市のホームページの「入札情報」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「契約関係規定」で閲覧することができます。

10 その他

- (1) この契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (2) 詳細は入札説明書によります。

(3) 当該契約は、翌年度以降における所要の予算の当該金額について減額または削除があった場合は、この契約を変更または解除できるものとします。

また、上記解除に伴い、損失が生じた場合は、その損失の補償を川崎市に対して請求することができるものとし、補償額は協議して定めるものとします。

(4) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市入札参加者心得等の定めるところによります。

(5) 関連情報を入手するための照会窓口
3(1)と同じ

川崎市公告(調達)第319号

入札公告

一般競争入札について次のとおり公告します。

平成29年10月10日

川崎市長 福田 紀彦

1 一般競争入札に付する事項

(1) 件名

平成29年度川崎市総合計画に関する市民意識調査業務委託

(2) 履行場所

川崎市川崎区宮本町1番地

川崎市総務企画局都市政策部企画調整課ほか

(3) 履行期間

契約締結日から平成30年3月30日(金)まで

(4) 委託概要

川崎市総合計画の取組の成果を測るため、市民生活やまちづくり等に関するいくつかのテーマについて、市民の生活意識や市政に対する意識等を明らかにし、次期実施計画の策定や今後の市政運営の参考とするため、「川崎市総合計画に関する市民意識調査」を実施します。詳細は、委託仕様書によります。

ア 実施時期

年2回(第1回:平成29年11月(予定)、第2回:平成30年2月(予定))

イ 標本数

各3,000サンプル(住民基本台帳から層化二段無作為抽出)

ウ 対象者

市内在住の満18歳以上の男女(外国人を含む。)

エ 調査方法 郵送法

2 一般競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件を全て満たしていなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に該当しないこと。
- (2) 平成29・30年度川崎市業務委託有資格業者名簿に

業種「調査・測定」種目「市場調査」で掲載されていること。

- (3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (4) 過去2箇年の間に、本市又はその他の官公庁において、社会・世論に係る調査業務の委託契約を2回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行した実績を有し、かつ、この調達役務を確実に履行することができること。
- (5) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会よりプライバシーマーク（Pマーク）の取得を認定されていること。

3 一般競争入札参加資格確認申請書等の配布、提出及び問合せ先

次により一般競争入札参加資格確認申請書を配布します。この入札に参加を希望する者は、次により所定の一般競争入札参加資格確認申請書及び必要な書類を提出しなければなりません。

- (1) 配布・提出場所及び問合せ先
〒210-8577
川崎市川崎区宮本町1番地
川崎市役所第3庁舎 5階
総務企画局都市政策部企画調整課 担当 山田
電話：044-200-2024
FAX：044-200-0401
E-Mail：17kityo@city.kawasaki.jp

- (2) 配布・提出期間
平成29年10月10日（火）から平成29年10月16日（月）までとします（午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時まで。）（土、日を除く。）

- (3) 提出物
ア 一般競争入札参加資格確認申請書
イ 2の各号を証明する資料（契約書の写し等）
ウ 本業務の実施体制及びスケジュール

- (4) 一般競争入札参加資格確認申請書の提出方法
持参してください。

4 一般競争入札参加資格確認通知書の交付

一般競争入札参加資格確認申請書を提出し、入札参加資格があると認められた者には、次により一般競争入札参加資格確認通知書を交付します。ただし、川崎市業務委託有資格業者名簿へ登録した際に電子メールのアドレスを登録している場合は、自動的に電子メールで配信されます。

- (1) 問合せ先
3(1)に同じ。
- (2) 交付日時
平成29年10月18日（水）午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時まで

5 競争参加者に求められる義務

この入札の参加者は、次の入札説明会に出席しなければなりません。

- (1) 日時
平成29年10月20日（金）午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時までの間でいずれかの時間を指定
- (2) 開催場所及び問合せ先
開催場所 川崎市役所第3庁舎5階
企画調整課会議室
問合せ先 3(1)に同じ。
- (3) 出席者数 1社について2名までとします。
- (4) 入札説明書の交付
入札説明会において、無償で入札説明書を交付します。

6 入札に関する問合せ

- (1) 問合せ先
3(1)に同じ。
- (2) 問合せ期間
平成29年10月23日（月）午前8時30分から午後5時までとします。
- (3) 問合せ方法
入札説明書に添付の「質問書」の様式に必要な事項を記入し、入札説明会で指定するFAX番号又は電子メールアドレス宛て送付してください。
- (4) 回答方法
質問に対する回答は、平成29年10月25日（水）午後5時までに、入札説明会出席の全社宛てにFAX又は電子メールにて送付します。

7 一般競争入札参加資格の喪失

- 次の各号のいずれかに該当するときは、一般競争入札参加資格を喪失します。
- (1) 開札前に2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。
 - (2) 一般競争入札参加資格確認申請書及び提出書類等について、虚偽の記載をしたとき。

8 入札の手続等

- (1) 入札の方法
ア 入札書の提出方法
持参
イ 入札書の提出日時
平成29年10月30日（月）午前10時
ウ 入札書の提出場所
川崎市役所第3庁舎5階 企画調整課会議室
- (2) 入札保証金
免除とします。
- (3) 開札の日時及び場所
(1)イ及びウに同じ。
- (4) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、その者の入札価格が著しく低価格であるときは、調査を行うことがあります。

(5) 入札書の記載金額

入札に際しては、「川崎市競争入札参加者心得」第3条第2項の規定に関わらず、契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

(6) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

9 契約の手続等

(1) 契約保証金

契約金額の10%とします。ただし、川崎市契約規則第33条に規定する各号のいずれかに該当する場合は、免除します。

(2) 契約書の作成

ア 契約書を作成することを要します。

イ 契約書作成に要する費用は、落札者の負担とします。

(3) 契約規則等の閲覧

川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等は、3(1)の場所及び川崎市のホームページの「入札情報」の「契約関係規定」で閲覧することができます。

10 その他

(1) 公告に定めるもののほかは、川崎市契約条例(昭和39年川崎市条例第14号)、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得の定めるところによります。

(2) この入札及び入札説明会への参加者が、2社以上にならないときは、この入札を中止することがあります。

(3) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(4) 入札金額等

ア 入札書に記載する金額には、法令所定の消費税額及び地方消費税額を含まないものとします。消費税額及び地方消費税額は、契約の際に加算するものとします。

イ 入札は所定の入札書をもって行います。

(5) 入札及び開札に立会う者は、入札者又はその代理人とします。ただし、代理人が入札及び開札に立会う場合は、入札に関する権限及び開札の立会いに関する権限の委任をした書類を事前に提出しなければなりません。また、開札においては、一般競争入札

参加資格確認通知書を必ず持参してください。

(6) 再度入札の実施

落札者がいない場合は、直ちに再度入札を行います。ただし、その前回の入札が川崎市競争入札参加者心得第7条の規定により無効とされた者及び開札に立会わない者は除きます。

(7) その他問合せ窓口は3(1)に同じです。

川崎市公告(調達)第320号

特定調達契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

平成29年10月10日

川崎市長 福田 紀彦

1 競争入札に付する事項

(1) 件 名 庁内情報環境整備に係るパーソナルコンピュータ等の賃貸借及び保守契約(平成30年3月31日導入分)

(2) 履行場所 川崎市川崎区東田町5-4ほか

(3) 履行期間 平成30年3月31日から平成35年3月30日まで

(4) 調達物品の概要 入札説明書によります。

2 競争参加資格

この入札に参加を希望するものは、次の条件をすべて満たさなければなりません。

(1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則28号)第2条の規定に該当しないこと。

(2) 平成29・30年度川崎市「製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿」の業種「リース」に登録されており、かつ、Aの等級に格付けされていること。

なお、有資格業者名簿に登録のない者(入札参加業種に登録のない者も含む)は、財政局資産管理部契約課に所定の様式により、資格審査申請を平成29年10月20日(金)までに行ってください。

(3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(4) この調達物品について、本市又は他官公庁において類似の契約実績があること。

(5) この調達物品を契約締結後確実かつ速やかに納入することができること。

(6) この調達物品の納入後アフターサービスを本市の求めに応じて速やかに提供できること。

3 競争参加申込書の配布、提出及び問い合わせ先

この入札に参加を希望するものは、次により競争参加の申込みをしなければなりません。

(1) 配布・提出場所及び問い合わせ先

〒210-8577 川崎市川崎区東田町5-4

(第3庁舎9階)

総務企画局情報管理部システム管理課

担当 森田・松田

電 話 044-200-3076

F A X 044-200-3752

E-mail 17syskan@city.kawasaki.jp

(2) 配布・提出期間

平成29年10月10日(火)から平成29年10月20日(金)までとします。(土曜日・日曜日及び休日を除く、毎日午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで)

(3) 提出方法 持参に限る。

4 競争参加資格確認通知書の交付

競争参加申込書を提出した者には、次により競争参加資格確認通知書を交付します。

(1) 場 所 3(1)に同じ

(2) 日 時 平成29年10月27日(金)

午前8時30分から正午まで及び

午後1時から午後5時15分まで

(3) その他

競争参加資格があると認められた者には、入札説明書を無料交付します。

また、入札説明書は3(1)の場所において平成29年10月10日(火)から平成29年10月20日(金)まで縦覧に供します。(土曜日・日曜日及び休日を除く、毎日午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで)

5 競争参加者に求められる義務

この入札の参加者には、入札説明書を配布しますので、次の日時・場所のとおり御来庁ください。

(1) 日時 平成29年10月27日(金)午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで

(2) 場所 川崎市役所 第3庁舎9階

6 仕様に関する問い合わせ先

3(1)に同じ

仕様に関する質問は、平成29年10月27日(金)から平成29年11月2日(木)まで、入札説明書に添付の質問書にて受け付けます。また、F A X・メールで質問する場合は、質問書を送信した旨を担当まで御連絡ください。(土曜日・日曜日及び休日を除く、毎日午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで)

なお、回答については平成29年11月10日(金)、全社にF A Xもしくはメールにて送付します。

7 カタログの提出について

導入予定機種(パソコン、スイッチングハブ等)のカタログを平成29年11月15日(水)午後5時15分までに3(1)に提出してください。

8 競争参加資格の喪失

競争参加資格があると認められた者が、開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたときは、競争参加資格を喪失します。

9 入札の手續等

(1) 入札方法

リース総額(税抜き)を入札金額として行います。契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載してください。なお、詳細は入札説明書によります。

(2) 入札・開札の日時及び場所

ア 日時 平成29年11月28日(火)午後2時

イ 場所 川崎市役所 第3庁舎9階 開発室 I

(3) 郵送による場合の入札書の受領期限及びあて先

ア 期限 平成29年11月27日(月)必着

イ 宛先 3(1)に同じ

(4) 入札保証金 免除とします。

(5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(6) 入札の無効

川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

10 契約の手續等

(1) 契約保証金は、次のとおりとします。

ア 川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は免除します。

イ ア以外の場合は、契約金額の10パーセントを納入しなければなりません。

(2) 契約書作成の要否 必要とします。

(3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、3(1)の場所において閲覧できます。

11 その他

(1) 契約手續において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 詳細は、入札説明書によります。

(3) 当該契約は、翌年度以降における所要の予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、この契約を変更又は解除することができるものとします。

また、上記解除に伴い損失が生じた場合は、その損失の補償を川崎市に対して請求することができるものとし、補償額は協議して定めるものとします。

(4) 関連情報を入手するための窓口3(1)に同じ

12 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be leased :

The contract for the lease and maintenance of personal computers and other necessary equipment for the Kawasaki City Office intra information system.

- (2) Time-limit for tender :
2:00 P.M. November 28, 2017
- (3) Time-limit for tender by mail :
November 27, 2017
- (4) Contact point for the notice :
KAWASAKI CITY OFFICE
System Management Section
Information Management Department
General Affairs and Planning Bureau
5-4, Higashida-cho, Kawasaki-ku
Kawasaki, Kanagawa 210-8577, Japan
Tel:044-200-3076

川崎市公告(調達)第321号

一般競争入札について次のとおり公告します。

平成29年10月10日

川崎市長 福田 紀彦

1 競争入札に付する事項

- (1) 件名 幸区役所等ネットワーク通信機器の賃貸借及び保守契約
- (2) 履行場所 幸区役所 ほか
- (3) 履行期間 平成30年1月1日から平成34年12月31日まで
- (4) 調達物品の概要 スイッチングハブ等
詳細は入札説明書によります。

2 競争参加資格者に関する事項

この入札に参加を希望するものは、次の条件をすべて満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に該当しないこと。
- (2) 平成29・30年度川崎市「製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿」の業種「リース」に登録されており、かつ、Aの等級に格付けされていること。
- (3) 川崎市競争入札参加資格指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (4) この調達物品について、本市または他官公庁において類似の契約実績があること。
- (5) この調達物品及び数量を確実かつ速やかに納入することができること。
- (6) この調達物品の納入後アフターサービスを本市の求めに応じて速やかに提供できること。

3 一般競争入札参加資格確認申請書の配布、提出及び問い合わせ先

この入札に参加を希望する者は、次により一般競争

入札参加資格確認申請書を提出しなければなりません。

ただし、一般競争入札参加資格確認申請書の郵送による提出は認めません。

(1) 配布・提出場所及び問い合わせ先

〒210-8577

川崎市川崎区東田町5-4 第3庁舎9階

総務企画局情報管理部システム管理課

伊藤・松井

電 話 044-200-2057 (直通)

F A X 044-200-3752

(2) 配布・提出期間

平成29年10月10日(火)から平成29年10月17日

(火)までとします。

(土曜日・日曜日及び休日を除く、毎日午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで)

4 一般競争入札参加資格確認通知書の交付

一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者には、次により一般競争入札参加資格確認通知書を交付します。

(1) 日時

平成29年10月20日(金)午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで

(2) 場所

3(1)に同じ

(3) 入札説明書の交付

一般競争入札参加資格確認通知書の交付の際に併せて、無償で入札説明書を交付します。

また、入札説明書は3(1)の場所において平成29年10月10日(火)から平成29年10月17日(火)まで縦覧に供します(土曜日・日曜日及び休日を除く、毎日午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで)。

ア 入札説明書配布日時

平成29年10月20日(金)午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで

イ 場所

3(1)に同じ

5 仕様に関する問い合わせ先

(1) 3(1)に同じ

(2) 仕様に関する質問は、平成29年10月20日(金)から平成29年10月25日(水)まで、入札説明書に添付の質問書にて受け付けます(FAX又は持参にてお願いします。)。また、FAXで質問する場合は、質問書を送信した旨を担当まで御連絡ください(土曜日、日曜日及び休日を除く、毎日午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで)。

なお、回答については平成29年10月30日(月)、全社にFAXまたは電子メールにて送付します。

6 カタログの提出について

この入札の参加者は、納入する物品が仕様書に合致することを示すため、納入予定の物品の商品説明書(カタログ等)を平成29年11月2日(木)午後5時15分までに3(1)の場所に提出しなければなりません。また、競争入札参加者は、開札日の前日までの間において、本市から該当書類に関し説明を求められたときには、これに応じなければなりません。

7 競争参加資格の喪失

競争参加資格があると認められたものが、開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたときは、競争入札参加資格を喪失します。

8 入札の手続等

(1) 入札方法

リース総額(税抜)を入札金額として行います。

(2) 入札・開札の日時及び場所

ア 日時 平成29年11月7日(火)午後2時

イ 場所 川崎市役所 第3庁舎9階 開発室1

(3) 入札保証金

免除とします。

(4) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(5) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び「川崎市競争入札参加者心得」で無効と定める入札は、無効とします。

9 契約の手続き等

(1) 契約保証金は、次のとおりとします。

ア 川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は免除します。

イ ア以外の場合は、契約金額の10パーセントを納入しなければなりません。

(2) 契約書作成の要否

必要とします。

(3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、3(1)の場所において閲覧できます。

10 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 詳細は、入札説明書によります。

(3) 当該契約は、翌年度以降における所要の予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、この契約を変更又は解除することができるものとします。また、上記解除に伴い損失が生じた場合は、その

損失の補償を川崎市に対して請求することができるものとし、補償額は協議して定めるものとします。

(4) 関連情報を入手するための窓口 3(1)に同じ

川崎市公告(調達)第322号

入 札 公 告

特定調達契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

平成29年10月10日

川崎市長 福 田 紀 彦

1 一般競争入札に付する事項

(1) 件 名 川崎市立学校121校等実物投影装置賃貸借契約

(2) 履行場所 川崎市立小学校、高等学校、特別支援学校、総合教育センター

(3) 履行期間 平成30年3月1日から平成35年2月28日

(4) 概 要 仕様書によります。

2 一般競争入札参加資格に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。

(1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。

(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(3) 入札期日において平成29・30年度川崎市「製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿」の業種「リース」に登載されており、かつ、A又はBの等級に格付けされていること。

なお、平成29・30年度川崎市「製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿」に登載のない者(入札参加業種に登載のない者を含む。)は財政局資産管理部契約課に所定の様式により、資格審査申請を平成29年10月17日(火)までに行ってください。

(4) 本市又は他の官公庁において過去5年以内に類似の契約実績を有すること。

3 一般競争参加申込書の配布及び提出

一般競争入札に参加を希望する者は、次により競争参加の申込みをしなければなりません。

(1) 一般競争入札参加申込書配布及び提出場所
〒213-0001 川崎市高津区溝口6-9-3

川崎市総合教育センター 3階

情報・視聴覚センター

電話 044-844-3712

(2) 配布及び提出期間

平成29年10月10日(火)から平成29年10月24日(火)まで

午前8時30分～正午及び午後1時～5時(土・日曜日を除く。)

(3) 提出方法

持参に限りません。申込書及び入札説明書は、インターネットからダウンロードすることができます。「入札情報かわさき」の「入札情報」の物品の欄の「入札公表」にあります。ダウンロードができない場合には、上記3(2)の期間に、3(1)の場所で配布します。「入札情報かわさき」<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>

4 仕様・入札に関する問い合わせ先

(1) 問い合わせ場所 上記3(1)と同じ。

(2) 問い合わせ期間

平成29年10月10日(火)午前8時30分から平成29年11月8日(水)午後5時まで(土・日曜日、祝日を除く)

(3) 問い合わせ方法

入札説明書に添付の「質問書」の様式に必要事項を記入し、指定するFAXまたは電子メールアドレスあて送付してください。

(4) 回答方法

質問があった場合の回答は、平成29年11月15日(水)までに、参加全者あてに、FAXまたは電子メールアドレスにて送付します。

5 競争入札参加資格確認通知書の交付

競争入札参加申込書を提出した者には、平成29・30年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の委任先メールアドレスに平成29年10月31日(火)までに送付します。

なお、申請者がメールアドレスを登録されていない場合は、平成29年10月31日(火)の午前8時30分から午後5時(正午から午後1時までを除く)に、3(1)にて、書類を交付します。

6 カタログの提出について

導入予定機種等のカタログを平成29年11月20日(月)午後5時までに3(1)の場所に提出してください。

7 競争入札参加資格の喪失

競争入札参加資格があると認められた者が、次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

(1) 開札前に上記2の各号のいずれかの資格条件を満たさなくなったとき。

(2) 競争入札参加申込書及び提出書類について虚偽の記載をしたとき。

8 入札手続等

(1) 入札方法等

入札金額は、税抜きの総額で行います。月額賃貸借料(税抜きで1円未満の端数を切り捨てた額)を月数(60ヶ月)で乗じる方法で見積もりしてください。

なお、入札に際しては、「川崎市競争入札参加者心得」第3条第2項の規定に関わらず、契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

ア 入札書の提出日時

平成29年11月30日(木)午前9時30分

イ 入札書の提出場所

川崎市総合教育センター 3階 第5研修室
川崎市高津区溝口6-9-3

ウ 郵送による場合の入札書の受領期限

平成29年11月29日(水)

エ 郵送による場合の入札書の宛先

3(1)と同じ

(2) 入札保証金 免除

(3) 開札の日時 8(1)アと同じ

(4) 開札の場所 8(1)イと同じ

(5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(6) 入札の無効

川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

(7) 再入札の実施

落札者がいない場合は、直ちに再入札を実施します。再入札用の入札書も準備のうえ、参加してください。

9 契約手続等

次により、契約を締結します。

(1) 契約保証金 契約金額の10%

ただし、川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は免除。

(2) 前払金 否

(3) 契約書作成の要否 要

(4) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等は、上記3(1)の場所及び川崎市のホームページの「入札情報」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「契約関係規定」で閲覧することができます。

10 その他

(1) この契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限りません。

(2) 詳細は入札説明書によります。

(3) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市入札参加者心得等の定めるところによります。

(4) 当該契約は、翌年度以降における所要の予算金額について減額又は削除があった場合は、この契約を変更又は解除することができるものとします。

また、上記解除に伴い損失が生じた場合は、その損失の補償を川崎市に対して請求することができるものとし、補償額は協議して定めるものとします。

(5) 支払については、毎月払いとします。

11 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be leased:

Lease opaque projector installed in Elementary schools, High schools, Special support schools in Kawasaki City and Kawasaki City Comprehensive Education Center.

(2) Time-limit for tender:

9:30AM 30 November 2017

(3) Time-limit for tender by mail:

29 November 2017

(4) Contact point for the notice:

KAWASAKI CITY OFFICE
KAWASAKI CITY Comprehensive Education Center
6-9-3, Mizonokuchi, Takatsu-ku Kawasaki,
Kanagawa 213-0001, Japan
TEL:044-844-3712

川崎市公告(調達)第323号

入 札 公 告

かわさきパラムーブメントネクストラップ作製業務委託に関する一般競争入札について、次のとおり公告します。

平成29年10月10日

川崎市長 福田 紀 彦

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

かわさきパラムーブメントネクストラップ作製業務委託

(2) 履行場所

川崎市市民文化局オリンピック・パラリンピック推進室 他
(川崎市川崎区駅前本町11-2 川崎フロンティアビル9階他)

(3) 履行期限

契約日から平成30年2月28日まで

(4) 委託概要

かわさきパラムーブメント啓発用のネクストラップの作製

2 競争入札参加資格に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件を全て満たさなければなりません。

(1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に該当しないこと。

(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(3) 入札期日において平成29・30年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種「その他」種目「その他」及び地域区分市内で登録されていること。

(4) 官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律第2条第1項による中小企業者であること

(5) 平成22年度以降に本市において普及啓発品等の作製業務委託実績のあるもの

3 競争入札参加申込書の配布

次により、競争入札参加申込書及び入札説明書等を配布します。

(1) 配布場所

〒210-0007

川崎市川崎区駅前本町11-2

川崎フロンティアビル9階

川崎市市民文化局オリンピック・パラリンピック推進室 担当 田中

電 話 : 044-200-0809

F A X : 044-200-3599

E-Mail : 20olypara@city.kawasaki.jp

(2) 配布期間

平成29年10月10日(火)から平成29年10月16日(月)までの下記の時間

午前9時から正午までと午後1時から午後5時まで
ただし、土曜日、日曜日及び休日を除きます。

4 競争入札参加申込書の提出

この入札に参加を希望する者は、次により所定の競争入札参加申込書を提出しなければなりません。

(1) 提出場所 3(1)に同じ

(2) 提出期間 3(2)に同じ

(3) 提出方法 持参に限ります

5 仕様書の縦覧及び配布等

仕様書は3(1)の場所において、3(2)の期間中縦覧します。

また、一般競争入札参加申込書の提出者に対しては、希望者に仕様書を無料交付します。

6 一般競争入札参加資格確認通知書の交付

一般競争入札参加申込書を提出した者には、川崎市業務委託有資格業者名簿へ登録した際に電子メールのアドレスを登録している場合は、平成29年10月18日(水)までに電子メールで配信します。電子メールのアドレスを登録していない場合は、平成29年10月18日(水)に3(1)の場所へ午前9時から正午までと午後1時から午後5時の間に直接受取りに来るようお願いし

ます。

7 仕様に関する問合せ

(1) 問合せ先

3(1)と同じ

(2) 問合せ期間

平成29年10月10日(火)から平成29年10月20日(金)までの下記の時間

午前9時から正午までと午後1時から午後5時まで

(3) 問合せ方法

入札説明書に添付の「質問書」にて、3(1)のFAX番号又は電子メールアドレス宛て送付してください。また、FAX・電子メールで質問する場合は、「質問書」を送信した旨を3(1)の所管課まで電話連絡願います。

(4) 回答方法

質問に対する回答は、平成29年10月24日(火)に、全参加者宛てにFAX又は電子メールにて送付します。

8 入札参加資格の喪失

一般競争入札参加資格があると認められた者が、次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

(1) 開札前に上記2の各号のいずれかの資格条件を満たさなくなったとき

(2) 一般競争入札参加申込書及び提出書類について虚偽の記載をしたとき

9 入札手続等

(1) 入札書

入札は、所定の入札書をもって行い、入札書の「件名」及び「商号又は名称」の項目に記載した内容を明記した封筒に入れて提出してください。

なお、郵送による入札は認めません。

(2) 入札方法等

入札に際しては、「川崎市競争入札参加者心得」第3条第2項の規定に関わらず、契約希望金額の108分の100に相当する金額(税抜金額)を入札書に記載してください。

ア 入札日時

平成29年11月2日(木)午後2時

イ 入札場所

川崎市川崎区駅前本町11-2

川崎フロンティアビル9階 市民文化局会議室

(3) 入札保証金

免除とします。

(4) 開札の日時

9(2)アと同じ

(5) 開札の場所

9(2)イと同じ

(6) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。

ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(7) 入札の無効

入札に参加する資格の無い者が行なった入札及び川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

10 入札及び開札に立ち会う者に関する事項

入札場所に入場しようとするときは、競争参加資格確認通知書の提示を求めますので、必ず持参してください。

入札及び開札に立ち会う者は、入札者又はその代理人とします。

ただし、代理人が入札及び開札に立ち会う場合は、入札に関する権限及び開札の立会いに関する権限の委任を受けなければなりません。(入札前に委任状を提出してください。)

11 再度入札の実施

落札者が無い場合は、直ちに再度入札を行います。

ただし、開札に立ち会わない者は、再度入札に参加の意志がないものとみなします。

12 契約の手続等

(1) 契約保証金

ア 川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は、免除します。

イ ア以外の場合は、契約金額の10パーセントを納付しなければなりません。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 前払金

否

(4) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、3(1)の場所及び川崎市のホームページの「入札情報 かわさき」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「契約関係規定」で閲覧することができます。

13 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限りします。

(2) 詳細は、入札説明書によります。

(3) 関連情報を入手するための照会窓口は、3(1)と同じです。

(4) 公告に定めるもののほかは、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得の定めるところによります。

税 公 告

川崎市税公告第168号

交付要求通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び川崎市市税条例（昭和25年川崎市条例第26号）第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成29年9月20日

川崎市長 福田 紀彦

(別紙省略)

川崎市税公告第169号

差押調書（謄本）を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び川崎市市税条例（昭和25年川崎市条例第26号）第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成29年9月20日

川崎市長 福田 紀彦

(別紙省略)

川崎市税公告第170号

差押調書（謄本）を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び川崎市市税条例（昭和25年川崎市条例第26号）第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成29年9月26日

川崎市長 福田 紀彦

(別紙省略)

川崎市税公告第171号

次の市税に係る督促状を別紙記載の方に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び川崎市市税条例（昭和25年川崎市条例第26号）第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は、送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成29年9月28日

川崎市長 福田 紀彦

年 度	税 目	期 別	この公告により滞納処分に着手し得る日	件数・備考
平成29年度	市民税・県民税 (普通徴収)	第1期分	平成29年10月11日	計165件
平成29年度 (平成28年度課税分)	市民税・県民税 (普通徴収)	6月随時分	平成29年10月11日	計8件
平成29年度	市民税・県民税 (普通徴収)	7月随時分	平成29年10月11日	計6件
平成29年度	固定資産税 都市計画税 (土地・家屋)	第1期分	平成29年10月11日	計1件
平成29年度	固定資産税 都市計画税 (土地・家屋)	第2期分	平成29年10月11日	計31件
平成29年度	固定資産税 都市計画税 (土地・家屋)	6月随時分	平成29年10月11日	計7件
平成29年度	軽自動車税	全期分	平成29年10月11日	計4件
平成29年度 (平成28年度課税分)	軽自動車税	6月随時分	平成29年10月11日	計1件
平成28年度	軽自動車税	3月随時分	平成29年10月11日	計1件
平成29年度 (平成27年度課税分)	法人市民税	4月随時分	平成29年10月11日	計1件
平成29年度 (平成28年度課税分)	法人市民税	4月随時分	平成29年10月11日	計1件

(別紙省略)

上 下 水 道 局 規 程

川崎市上下水道局規程第20号

川崎市上下水道局契約規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成29年9月29日

川崎市上下水道事業管理者 金子正典

川崎市上下水道局契約規程の一部を改正する規程

川崎市上下水道局契約規程（昭和41年川崎市水道局規程第28号）の一部を次のように改正する。

第2号様式及び第4号様式を次のように改める。

第2号様式

入 札 (見 積) 書

年 月 日

(宛先) 川崎市上下水道事業管理者

住 所

商号又は名称

代 表 者 名

印

代 理 人 名

印

次の金額で請負（供給）したいので、川崎市上下水道局契約規程を堅く守り入札（見積り）します。

		十億			百万			千			円
--	--	----	--	--	----	--	--	---	--	--	---

(件 名 _____)

(履行場所 _____)

- 注 1 本書は、入札（見積り）件名を記載した封筒に封入してください。
- 2 金額は、1つの枠に1字ずつアラビア数字で記入し、頭書に¥を記入してください。
訂正したものは無効とします。
- 3 代理人が入札をする場合は、代表者及び代理人の記名押印が必要です。

第4号様式

指 名 通 知 書

年 月 日

様

川崎市上下水道事業管理者

次の入札（見積り）に参加を指名します。

契約番号

1 品 名 又 は 件 名

2 業 種 ・ 種 目

3 内 訳

4 履 行 場 所

5 履 行 期 限 年 月 日

6 仕様書等配布日時・場所 日時： 月 日 時 分 ～ 月 日 時 分
場所：

7 入 札 保 証 金

8 最 低 制 限 価 格

9 入 札 日 時 ・ 場 所 日時： 月 日 時 分
場所：

10 契 約 保 証 金

11 前 払 金

12 解体工事に要する費用等 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律の適用

13 契 約 書 の 作 成 川崎市上下水道局契約規程第3 1条第1項に該当するとき以外は作成を要する。

14 そ の 他 の 事 項 川崎市上下水道局競争入札参加者心得記載のとおり

15 仕様書等問い合わせ先 TEL：
FAX：
E-MAIL：
担当者：

16 通 信 欄

第7号様式第4条第4項に次の(注)を加える。
 (注)川崎市上下水道局建設工事低入札価格調査取扱要領(平成25年3月28日24川上総契第1257号)に規定する調査(以下「低入札価格調査」という。)を行った契約においては、「10分の1」を「10分の3」に改める。

第7号様式第47条第2項(注)を同項(注)1とし、同項(注)1の次に次のように加える。
 2 低入札価格調査を行った契約においては、「10分の1」を「10分の3」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成29年10月3日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の規程の規定により調製した帳票(第2号様式に限る。)で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。

上 下 水 道 局 告 示

川崎市上下水道局告示第35号

川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者の指定について

川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者規程(平成10年川崎市水道局規程第3号)第4条の規定に基づき、川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者として次の者を指定したので、同規程第8条第1号の規定により告示します。

平成29年9月28日

川崎市上下水道事業管理者 金子 正 典

- 1 指定番号 第1573号
 氏名又は名称 株式会社家善
 住 所 埼玉県戸田市笹目6-5-31
 代表者氏名 遠藤 賢
 指定年月日 平成29年9月22日
- 2 指定番号 第1574号
 氏名又は名称 株式会社エーピーエス
 住 所 東京都八王子市上柚木242番地9
 代表者氏名 中山 博
 指定年月日 平成29年9月22日
- 3 指定番号 第1575号
 氏名又は名称 JMS株式会社
 住 所 東京都板橋区大山東町53-6
 代表者氏名 細川 洋海
 指定年月日 平成29年9月22日
- 4 指定番号 第1576号
 氏名又は名称 高南設備

住 所 東京都杉並区高円寺南2丁目40番38号
高円寺コンチェルト 202

代表者氏名 田村 隆

指定年月日 平成29年9月22日

川崎市上下水道局告示第36号

川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者の指定事項の変更について

川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者規程(平成10年川崎市水道局規程第3号)第5条の規定に基づく届け出があり、次の指定給水装置工事事業者の指定事項の変更を行いましたので告示します。

平成29年9月28日

川崎市上下水道事業管理者 金子 正 典

- 1 指定番号 第1204号
 氏名又は名称 (新)株式会社ブルーライン
 (旧)株式会社ブルーライン・シンセイクリエイターズ
 住 所 (新)東京都品川区西五反田一丁目21番10号
 (旧)東京都品川区東五反田五丁目26番6号
 代表者氏名 清水 謙二
 変更年月日 平成29年6月9日
- 2 指定番号 第1182号
 氏名又は名称 株式会社早瀬工業
 住 所 (新)横浜市中区曙町一丁目3番地藤和伊勢佐木ハイタウン228号室
 (旧)横浜市中区弥生町二丁目17番地ストークタワー大通り公園—I(1105号)
 代表者氏名 (新)竹村 和昭
 (旧)早瀬 英彦
 変更年月日 住 所 平成29年7月7日
 代表者氏名 平成29年6月1日
- 3 指定番号 第1439号
 氏名又は名称 水道お直し隊
 住 所 (新)東京都世田谷区用賀3丁目10番7号
 スコアール用賀B棟101
 (旧)東京都世田谷区弦巻2丁目8番8-302号
 代表者氏名 上村 誠二
 変更年月日 平成29年5月16日
- 4 指定番号 第355号
 氏名又は名称 京浜管鉄工業株式会社
 住 所 (新)東京都豊島区目白二丁目1番

- 1号
(旧) 東京都新宿区若葉一丁目12番
5号
- 代表者氏名 平松 拓也
変更年月日 平成29年8月3日
- 5 指定番号 第971号
氏名又は名称 有限会社カワビエンジニアリング
住 所 (新) 横浜市旭区白根三丁目27番9号
ベルグリーンA101
(旧) 横浜市旭区白根一丁目15番17号
- 代表者氏名 鈴木 修一
変更年月日 平成29年8月3日
- 6 指定番号 第1417号
氏名又は名称 株式会社国昇
住 所 (新) 大阪府枚方市東香里新町2番
- 8
(旧) 東京都町田市金森七丁目7番
11-106号
- 代表者氏名 国本 憲治
変更年月日 平成29年6月1日

川崎市上下水道局告示第37号

川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者
の休止について

川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者規程(平成
10年川崎市水道局規程第3号)第5条の規定に基づく届
け出があり、次の指定給水装置工事事業者の指定の休止
を行いましたので告示します。

平成29年9月28日

川崎市上下水道事業管理者 金子 正 典

指定番号 第1371号

氏名又は名称 有限会社白亜建設

住 所 横浜市磯子区丸山二丁目23番14号

代表者氏名 齋藤 貢一

休止年月日 平成29年7月31日

上 下 水 道 局 公 告

川崎市上下水道局公告第75号

一般競争入札について次のとおり公告します。

平成29年9月19日

川崎市上下水道事業管理者 金子 正 典

競争入札に 付する事項	件 名	I C P 発光分光分析装置 (マルチ型)
	履 行 場 所	川崎市中原区宮内3-22-1 下水道水質課 検査担当
	履 行 期 限	契約締結後 90日間
参 加 資 格	(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 平成29・30年度川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿の業種「計測機器・光理化学 機器」、種目「分析機器」に登録されていること。 (4) この購入(製造)物品及び数量について、仕様書の内容を遵守し、当該物品を確実に納入する ことができること。	
契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課物品契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話 044-200-2092	
入札日時等	平成29年10月20日 午前10時30分(砂子平沼ビル7階入札室)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札及び川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	川崎市ホームページ「入札情報かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp	

川崎市上下水道局公告第76号

一般競争入札について次のとおり公告します。

平成29年9月19日

川崎市上下水道事業管理者 金子 正 典

(案件1)

競争入札に付する事項	件 名	平成29年度北部下水管内管きよ清掃委託その2
	履行場所	川崎市多摩区、麻生区地内
	履行期限	契約の日から平成30年3月31日まで
参加資格	<p>(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 平成29・30年度川崎市業務委託有資格業者名簿に、地域区分「市内」で登録されている者。</p> <p>(4) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(5) 平成29・30年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種「屋外清掃」、種目「下水道清掃」に登録されている者。</p> <p>(6) 川崎市産業廃棄物収集運搬業又は神奈川県産業廃棄物収集運搬業の許可証（産業廃棄物の種類に汚泥が含まれていること。）を受けていること。</p> <p>(7) バキューム車（揚泥車、強力吸引車、特殊強力吸引車等）を保有または調達することが可能な者。</p> <p>(8) 管きよ清掃の作業にあたって、以下の者を専任で配置できること。</p> <p>ア 産業洗浄技能士（高圧洗浄作業）の技能検定合格者</p> <p>イ 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任技能講習修了者</p> <p>なお、上記アとイは兼任できるものとします。</p>	
契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課委託契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話 044-200-2097	
入札日時等	平成29年10月12日 午後2時30分（砂子平沼ビル7階入札室）	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
その他	本案件は、川崎市契約条例第7条第1項第2号に規定する特定業務委託契約に該当します。 川崎市ホームページ「入札情報かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp	

川崎市上下水道局公告第77号

一般競争入札について次のとおり公告します。

平成29年9月19日

川崎市上下水道事業管理者 金子 正 典

(案件1)

競争入札に付する事項	件 名	工業用水道 日東亜鉛(株)川崎工場ほか3箇所流量計測設備取替工事
	履行場所	川崎市川崎区水江町4-3（日東亜鉛(株)川崎工場）ほか3箇所
	履行期限	契約の日から平成30年3月9日まで
参加資格	<p>(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 建設業退職金共済制度に加入していること。</p> <p>(4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。</p> <p>(5) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「電気」種目「その他の電気設備」ランク「B」で登録されている者。</p>	

参加資格	(6) 平成29・30年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。 (7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (9) 電気工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (10) 主任技術者(業種「電気」)を配置できること。 なお、契約後は建設業法に抵触しない範囲で、工事担当局と協議の上、技術者を変更することができます。
契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課建築契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話 044-200-2100
入札日時等	平成29年10月11日 午後2時30分(砂子平沼ビル7階入札室)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	川崎市ホームページ「入札情報かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp

(案件2)

競争入札に付する事項	件名	大島ポンプ場ほか改良機械その1工事
	履行場所	川崎市川崎区浜町4-17-11ほか
	履行期限	契約の日から平成30年3月30日まで
参加資格	<p>(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 建設業退職金共済制度に加入していること。</p> <p>(4) 平成29・30年度川崎市工事請負資格業者名簿に業種「機械」で登録されている者。</p> <p>(5) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(6) 機械器具設置工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。</p> <p>(7) 監理技術者資格者証(業種「機械器具設置」)の交付を受けた技術者を専任で配置できること。 ただし、本案件の請負金額が3,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)未満となった場合は専任を要しません。 なお、同一工場内で他の同種工事に係る製作と一元的な管理体制のもとで製作を行うことが可能である場合は、本工事のみの専任配置を求めません。 また、契約後は建設業法に抵触しない範囲で、工事担当局と協議の上、技術者を変更することができます。</p> <p>(8) 下水道処理施設において、機械式スクリーン設備の製作・据付工事又は修理・整備工事の元請としての完工実績を平成14年4月1日以降に有すること。 ただし、共同企業体により施工した工事については、出資割合が20%以上であること。</p>	
契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課建築契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話 044-200-2100	
入札日時等	平成29年10月16日 午後2時30分(砂子平沼ビル7階入札室)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
その他	川崎市ホームページ「入札情報かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp	

(案件3)

競争入札に 付する事項	件 名	麻生水処理センター場内整備その3工事
	履 行 場 所	川崎市麻生区上麻生6-15-1
	履 行 期 限	契約の日から平成30年2月28日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。 (5) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「土木」ランク「C」で登録されている者。 (6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (8) 土木工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (9) 主任技術者(業種「土木」)を配置できること。	
契約条項を 示す場所等	財政局資産管理部契約課土木契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話 044-200-2099	
入札日時等	平成29年10月10日 午後1時30分(砂子平沼ビル7階入札室)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	川崎市ホームページ「入札情報かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp	

(案件4)

競争入札に 付する事項	件 名	平成29年度中部下水管内管きょ緊急補修第2号工事
	履 行 場 所	川崎市中原区、高津区地内
	履 行 期 限	契約の日から平成30年3月31日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。 (5) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「下水管きょ」種目「下水道開削」ランク「B」で登録されている者。 (6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (8) 土木工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。 (9) 監理技術者資格者証(業種「土木」)の交付を受けた技術者を専任で配置できること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。また、本案件の請負金額が3,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)未満となった場合は専任を要しません。	
契約条項を 示す場所等	財政局資産管理部契約課土木契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話 044-200-2099	

入札日時等	平成29年10月16日 午後1時30分(砂子平沼ビル7階入札室)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	<p>本案件は川崎市上下水道局請負工事受注機会確保方式試行対象案件です。</p> <p>(1) 入札参加者は本案件又は「平成29年度中部下水管内取付管布設第2号工事」のいずれか1件のみ落札ができるものとします。ただし、「川崎市請負工事受注機会確保方式試行要領」第3条の規定に該当する場合はこの限りではありません。</p> <p>(2) 落札候補者決定は、本案件、「平成29年度中部下水管内取付管布設第2号工事」の順に行います。</p> <p>(3) 本案件の落札候補者となった者は、「平成29年度中部下水管内取付管布設第2号工事」の落札候補者にはなれません。ただし、「川崎市請負工事受注機会確保方式試行要領」第3条の規定に該当する場合はこの限りではありません。</p> <p>川崎市ホームページ「入札情報かわさき」アドレスhttp://keiyaku.city.kawasaki.jp</p>

(案件5)

競争入札に付する事項	件 名	平成29年度中部下水管内取付管布設第2号工事
	履 行 場 所	川崎市中原区、高津区地内
	履 行 期 限	契約の日から平成30年3月30日まで
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 建設業退職金共済制度に加入していること。</p> <p>(4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。</p> <p>(5) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「下水管きよ」種目「下水道開削」ランク「B」で登録されている者。</p> <p>(6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(8) 土木工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。</p> <p>(9) 監理技術者資格者証(業種「土木」)の交付を受けた技術者を専任で配置できること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。また、本案件の請負金額が3,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)未満となった場合は専任を要しません。</p>	
契約条項を示す場所等	<p>財政局資産管理部契約課土木契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地)</p> <p>電話 044-200-2099</p>	
入札日時等	平成29年10月16日 午後1時30分(砂子平沼ビル7階入札室)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	

そ の 他	<p>本案件は川崎市上下水道局請負工事受注機会確保方式試行対象案件です。</p> <p>(1) 入札参加者は本案件又は「平成29年度中部下水管内管きょ緊急補修第2号工事」のいずれか1件のみ落札ができるものとします。ただし、「川崎市請負工事受注機会確保方式試行要領」第3条の規定に該当する場合はこの限りではありません。</p> <p>(2) 落札候補者決定は、「平成29年度中部下水管内管きょ緊急補修第2号工事」、本案件の順に行います。</p> <p>(3) 「平成29年度中部下水管内管きょ緊急補修第2号工事」の落札候補者となった者は、本案件の落札候補者にはなれません。ただし、「川崎市請負工事受注機会確保方式試行要領」第3条の規定に該当する場合はこの限りではありません。</p> <p>川崎市ホームページ「入札情報かわさき」アドレスhttp://keiyaku.city.kawasaki.jp</p>
-------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

川崎市上下水道局公告第78号

一般競争入札について次のとおり公告します。

平成29年9月26日

川崎市上下水道事業管理者 金子 正 典

(案件1)

競争入札に付する事項	件 名	平成29年度西部下水管内管きょ清掃委託その2
	履 行 場 所	川崎市宮前区、高津区地内
	履 行 期 限	契約の日から平成30年3月31日まで
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 平成29・30年度川崎市業務委託有資格業者名簿に、地域区分「市内」で登録されている者。</p> <p>(4) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(5) 平成29・30年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種「屋外清掃」、種目「下水道清掃」に記載されている者。</p> <p>(6) 川崎市産業廃棄物収集運搬業又は神奈川県産業廃棄物収集運搬業の許可証（産業廃棄物の種類に汚泥が含まれていること。）を受けていること。</p> <p>(7) バキューム車（揚泥車、強力吸引車、特殊強力吸引車等）を保有または調達することが可能な者。</p> <p>(8) 管きょ清掃の作業にあたって、以下の者を専任で配置できること。</p> <p>ア 産業洗浄技能士（高圧洗浄作業）の技能検定合格者</p> <p>イ 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任技能講習修了者</p> <p>なお、上記アとイは兼任できるものとします。</p>	
契約条項を示す場所等	<p>財政局資産管理部契約課委託契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地）</p> <p>電話 044-200-2097</p>	
入札日時等	平成29年10月19日 午後2時30分（砂子平沼ビル7階入札室）	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札及び川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	<p>本案件は、川崎市契約条例第7条第1項第2号に規定する特定業務委託契約に該当します。</p> <p>川崎市ホームページ「入札情報かわさき」アドレスhttp://keiyaku.city.kawasaki.jp</p>	

(案件2)

競争入札に 付する事項	件 名	平成29年度入江崎水処理センターほか消防用設備保守点検業務委託
	履 行 場 所	川崎市川崎区塩浜3-17-1ほか
	履 行 期 限	契約の日から平成30年3月9日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 平成29・30年度川崎市業務委託有資格業者名簿に、地域区分「市内」で登録されている者。 (4) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (5) 平成29・30年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種「施設維持管理」、種目「消火設備保守点検」に登録されている者。 (6) 平成14年4月1日以降に国または地方公共団体等が発注した消防用設備保守点検業務委託の元請履行完了実績を有すること。 (7) 平成16年消防庁告示第10号に従い施設に設備されている消防用設備の種別に対応した消防設備士免状を保有する者が業務にあたること。また、当該消防設備士との雇用関係を証明できる書類を提出すること。	
契約条項を 示す場所等	財政局資産管理部契約課委託契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話 044-200-2097	
入札日時等	平成29年10月19日 午後2時30分（砂子平沼ビル7階入札室）	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札及び川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	本案件は、川崎市契約条例第7条第1項第2号に規定する特定業務委託契約に該当します。 川崎市ホームページ「入札情報かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp	

川崎市上下水道局公告第79号

一般競争入札について次のとおり公告します。

平成29年9月26日

川崎市上下水道事業管理者 金子 正 典

(案件1)

競争入札に 付する事項	件 名	平成29年度北部下水管内取付管布設第2号工事
	履 行 場 所	川崎市多摩区、麻生区地内
	履 行 期 限	契約の日から平成30年3月30日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。 (5) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「下水管きよ」種目「下水道開削」ランク「B」で登録されている者。 (6) 平成29・30年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。 (7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。	

参加資格	(9) 土木工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。 (10) 監理技術者資格者証(業種「土木」)の交付を受けた技術者を専任で配置できること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。また、本案件の請負金額が3,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)未満となった場合は専任を要しません。
契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課土木契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話 044-200-2099
入札日時等	平成29年10月23日 午後1時30分(砂子平沼ビル7階入札室)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	本案件は川崎市上下水道局請負工事受注機会確保方式試行対象案件です。 (1) 入札参加者は本案件又は「平成29年度南部下水管内管きょ緊急補修第2号工事」のいずれか1件のみ落札ができるものとします。ただし、「川崎市請負工事受注機会確保方式試行要領」第3条の規定に該当する場合はこの限りではありません。 (2) 落札候補者決定は、「平成29年度南部下水管内管きょ緊急補修第2号工事」、本案件の順に行います。 (3) 「平成29年度南部下水管内管きょ緊急補修第2号工事」の落札候補者となった者は、本案件の落札候補者にはなれません。ただし、「川崎市請負工事受注機会確保方式試行要領」第3条の規定に該当する場合はこの限りではありません。 川崎市ホームページ「入札情報かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp

(案件2)

競争入札に付する事項	件名	平成29年度北部下水管内管きょ緊急補修第2号工事
	履行場所	川崎市多摩区、麻生区地内
	履行期限	契約の日から平成30年3月31日まで
参加資格	(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。 (5) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「下水管きょ」種目「下水道開削」ランク「B」で登録されている者。 (6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (8) 土木工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。 (9) 監理技術者資格者証(業種「土木」)の交付を受けた技術者を専任で配置できること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。また、本案件の請負金額が3,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)未満となった場合は専任を要しません。	

契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課土木契約係 (〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話 044-200-2099
入札日時等	平成29年10月18日 午後1時30分(砂子平沼ビル7階入札室)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	川崎市ホームページ「入札情報かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp

(案件3)

競争入札に付する事項	件 名	平成29年度南部下水管内管きょ緊急補修第2号工事
	履行場所	川崎市川崎区、幸区地内
	履行期限	契約の日から平成30年3月31日まで
参加資格	<p>(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 建設業退職金共済制度に加入していること。</p> <p>(4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。</p> <p>(5) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「下水管きょ」種目「下水道開削」ランク「B」で登録されている者。</p> <p>(6) 平成29・30年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。</p> <p>(7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(9) 土木工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。</p> <p>(10) 監理技術者資格者証(業種「土木」)の交付を受けた技術者を専任で配置できること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。また、本案件の請負金額が3,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)未満となった場合は専任を要しません。</p>	
契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課土木契約係 (〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話 044-200-2099	
入札日時等	平成29年10月23日 午後1時30分(砂子平沼ビル7階入札室)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	<p>本案件は川崎市上下水道局請負工事受注機会確保方式試行対象案件です。</p> <p>(1) 入札参加者は本案件又は「平成29年度北部下水管内取付管布設第2号工事」のいずれか1件のみ落札ができるものとします。ただし、「川崎市請負工事受注機会確保方式試行要領」第3条の規定に該当する場合はこの限りではありません。</p> <p>(2) 落札候補者決定は、本案件、「平成29年度北部下水管内取付管布設第2号工事」の順に行います。</p> <p>(3) 本案件の落札候補者となった者は、「平成29年度北部下水管内取付管布設第2号工事」の落札候補者にはなれません。ただし、「川崎市請負工事受注機会確保方式試行要領」第3条の規定に該当する場合はこの限りではありません。</p> <p>川崎市ホームページ「入札情報かわさき」アドレスhttp://keiyaku.city.kawasaki.jp</p>	

(案件4)

競争入札に付する事項	件名	平成29年度西部下水管内管きよ緊急補修第2号工事
	履行場所	川崎市宮前区地内
	履行期限	契約の日から平成30年3月31日まで
参加資格	(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。 (5) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「下水管きよ」種目「下水道開削」ランク「B」で登録されている者。 (6) 平成29・30年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。 (7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (9) 土木工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (10) 主任技術者(業種「土木」)を配置できること。	
契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課土木契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話 044-200-2099	
入札日時等	平成29年10月18日 午後1時30分(砂子平沼ビル7階入札室)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
その他	川崎市ホームページ「入札情報かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp	

交 通 局 規 程

川崎市交通局規程第17号

川崎市乗合自動車乗車料条例施行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成29年9月29日

川崎市交通事業管理者
交通局長 平野 誠

川崎市乗合自動車乗車料条例施行規程の一部を改正する規程

川崎市乗合自動車乗車料条例施行規程(昭和29年交通部規程第6号)の一部を次のように改正する。

別表第1(第3条関係)中

「	「	「
〃	木月四丁目	元住吉
〃	〃	労災病院前
」	」	」

を

「	「	「
〃	木月四丁目	元住吉
」	」	」
に、	「	「
「	溝口駅南口	向丘出張所・蔵敷
」	柿生駅前	」
を	「	「
「	溝口駅南口	向丘出張所・蔵敷
」	〃	〃
」	新百合丘駅前	」
に、	「	「
「	鷺ヶ峰営業所前	王禅寺口・新ゆりグリーンタウン
」	〃	〃
を	「	「
「	〃	〃
」	」	」

鷲ヶ峰営業所前	王禅寺口・ 新ゆりグリーンタウン	〃
〃	王禅寺口・ 山口台中央	〃

に改める。

附 則

この規程は、平成29年10月1日から施行する。

交 通 局 公 告 (調 達)

川崎市交通局公告(調達)第11号

落札者等の公示

川崎市交通局物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程第11条の規定に基づき、次のとおり落札者等について公示します。

平成29年10月10日

川崎市交通事業管理者
交通局長 平野 誠

1 調達の名称

- (1) 軽油A (10月～12月分) 予定数量 264キロリットル
- (2) 軽油B (10月～12月分) 予定数量 374キロリットル
- (3) 軽油C (10月～12月分) 予定数量 182キロリットル
- (4) 軽油D (10月～12月分) 予定数量 422キロリットル

2 契約事務担当部局の名称及び所在地

交通局企画管理部経理課
川崎市川崎区砂子1丁目8番地9 (川崎御幸ビル9階)

3 契約の相手方を決定した日

平成29年9月21日

4 契約の相手方の氏名及び住所

- (1) 軽油A
中日本商事 株式会社
代表取締役 中川 秀信
名古屋市港区潮見町37番地の23
- (2) 軽油B
中日本商事 株式会社
代表取締役 中川 秀信
名古屋市港区潮見町37番地の23
- (3) 軽油C
株式会社 松田商店
代表取締役 高安 健臣
東京都中央区入船2丁目3番7号
- (4) 軽油D
中日本商事 株式会社
代表取締役 中川 秀信
名古屋市港区潮見町37番地の23

5 落札金額

- (1) 軽油A 83,400円 (1キロリットル当たり)
 - (2) 軽油B 83,200円 (1キロリットル当たり)
 - (3) 軽油C 83,000円 (1キロリットル当たり)
 - (4) 軽油D 83,200円 (1キロリットル当たり)
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日
平成29年7月25日

教 育 委 員 会 告 示

川崎市教育委員会告示第28号

川崎市教育委員会臨時会を次のとおり招集します。

平成29年9月19日

川崎市教育委員会
教育長 渡邊 直美

- 1 日 時 平成29年9月26日(火) 10:00から
- 2 場 所 第4庁舎 第1・2会議室
- 3 その他報告等

川 崎 区 公 告

川崎市川崎区公告第101号

次の国民健康保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第78条で準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成29年9月20日

川崎市川崎区長 土方 慎也

年 度	科 目	期 別	この公示により滞納処分に着手し得る日	件数・備考
平成29年度	国民健康保険料	過年4月	平成29年9月30日(過年4月分)	計1件
平成29年度	国民健康保険料	過年5月	平成29年9月30日(過年5月分)	計1件
平成29年度	国民健康保険料	第1期	平成29年9月30日(第1期分)	計13件
平成29年度	国民健康保険料	第2期	平成29年9月30日(第2期分)	計13件
平成29年度	国民健康保険料	第3期	平成29年9月30日(第3期分)	計89件

(別紙省略)

川崎市川崎区公告第102号

次の国民健康保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成29年9月20日

川崎市川崎区長 土方 慎也

年度	科目	期別	この公告により滞納処分に着手し得る日	件数・備考
平成29年度	国民健康保険料	第1期	平成29年9月30日(第1期)	計10件
平成29年度	国民健康保険料	第2期	平成29年9月30日(第2期)	計16件
平成29年度	国民健康保険料	第3期	平成29年9月30日(第3期)	計39件

(別紙省略)

川崎市川崎区公告第103号

督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、介護保険法（平成9年12月17日法律第123号）第143条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成29年9月20日

川崎市川崎区長 土方 慎也

年度	科目	期別	この公告により滞納処分に着手し得る日	件数・備考
平成29年度	介護保険料	第5期	平成29年10月3日(第5期分)	計22件

(別紙省略)

川崎市川崎区公告第104号

次の後期高齢者医療保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第112条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成29年9月20日

川崎市川崎区長 土方 慎也

年度	科目	期別	この公告により滞納処分に着手し得る日	件数・備考
平成29年度	後期高齢者医療保険料	第2期	平成29年10月3日(第2期分)	計1件

(別紙省略)

川崎市川崎区公告第105号

次の国民健康保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成29年9月20日

川崎市川崎区長 土方 慎也

年度	科目	期別	この公告により滞納処分に着手し得る日	件数・備考
平成29年度	国民健康保険料	第1期	平成29年9月30日(第1期分)	計38件
平成29年度	国民健康保険料	第2期	平成29年9月30日(第2期分)	計65件

(別紙省略)

川崎市川崎区公告第106号

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第8条及び住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第12条第1項の規定により、別紙に記載の者について住民票を職権消除しましたので、同条第4項の規定により、その者に通知しなければならないところ住所及び居所が不明のため、通知の送達ができないので公示します。

平成29年9月29日

川崎市川崎区長 土方 慎也

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、川崎市市長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴え（以下「取消訴訟」といいます。）は、前記の審査請求についての裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、川崎市を被告として（川崎市市長が被告の代表者となります。）提起することができます。なお、取消訴訟は、前記の審査請求についての裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、1 審査請求があった日から

3箇月を経過しても裁決がないとき、2 処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、3 その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも取消訴訟を提起することができます。

(別紙省略)

川崎市川崎区公告第107号

川崎市印鑑条例(昭和51年川崎市条例第8号)第12条第1項第6号の規定により、別紙に記載の者について、印鑑の登録を抹消しましたので、同条第2項の規定により、その者に通知しなければならないところ住所及び居所が不明のため、通知の送達ができないので公示します。

平成29年9月29日

川崎市川崎区長 土方 慎也

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、川崎市長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日(前記の審査請求をした場合には、当該審査請求についての裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6箇月以内に、川崎市を被告として(川崎市長が被告の代表者となります。)提起することができます。

(別紙省略)

幸 区 公 告

川崎市幸区公告第46号

次の国民健康保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法(昭和33年12月27日法律第192号)第78条で準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成29年9月20日

川崎市幸区長 石渡 伸幸

年 度	科 目	期 別	この公告により滞納処分に着手し得る日	件数・備考
平成28年度	国民健康保険料	第3期	平成29年10月3日(第3期分)	計1件
平成28年度	国民健康保険料	第4期	平成29年10月3日(第4期分)	計1件
平成28年度	国民健康保険料	第5期	平成29年10月3日(第5期分)	計1件

平成28年度	国民健康保険料	第6期	平成29年10月3日(第6期分)	計1件
平成28年度	国民健康保険料	第7期	平成29年10月3日(第7期分)	計1件
平成28年度	国民健康保険料	第8期	平成29年10月3日(第8期分)	計1件
平成28年度	国民健康保険料	第9期	平成29年10月3日(第9期分)	計1件
平成28年度	国民健康保険料	第10期	平成29年10月3日(第10期分)	計2件
平成29年度	国民健康保険料	過年4月	平成29年10月3日(過年4月分)	計3件
平成29年度	国民健康保険料	過年6月	平成29年10月3日(過年6月分)	計1件
平成29年度	国民健康保険料	第1期	平成29年10月3日(第1期分)	計30件
平成29年度	国民健康保険料	第2期	平成29年10月3日(第2期分)	計38件
平成29年度	国民健康保険料	第3期	平成29年10月3日(第3期分)	計66件

(別紙省略)

川崎市幸区公告第47号

次の介護保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、介護保険法(平成9年12月17日法律123号)第143条で準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成29年9月20日

川崎市幸区長 石渡 伸幸

年 度	科 目	期 別	この公告により滞納処分に着手し得る日	件数・備考
平成29年度	介護保険料	第2期	平成29年10月3日(第2期分)	計1件
平成29年度	介護保険料	第3期	平成29年10月3日(第3期分)	計3件
平成29年度	介護保険料	第4期	平成29年10月3日(第4期分)	計1件
平成29年度	介護保険料	第5期	平成29年10月3日(第5期分)	計17件

(別紙省略)

中 原 区 公 告

川崎市中原区公告第37号

次の介護保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、介護保険法（平成9年12月17日法律123号）第143条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成29年9月20日

川崎市中原区長 向坂光浩

年度	科目	期別	この公告により変更する納期限	件数・備考
平成29年度	介護保険料	第12期		計4件
平成29年度	介護保険料	第1期		計4件
平成29年度	介護保険料	第2期		計4件
平成29年度	介護保険料	第3期		計4件

別紙省略

川崎市中原区公告第38号

次の国民健康保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年12月27日法律第192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成29年9月20日

川崎市中原区長 向坂光浩

年度	科目	期別	この公告により滞納処分に着手し得る日	件数・備考
平成28年度	国民健康保険料	第10期	平成29年10月3日（第1期分）	計7件
平成29年度	国民健康保険料	第1期	平成29年10月3日	計16件
平成29年度	国民健康保険料	第2期	平成29年10月3日	計18件
平成29年度	国民健康保険料	第3期	平成29年10月3日	計67件

別紙省略

高 津 区 公 告

川崎市高津区公告第42号

次の介護保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、介護保険法（平成9年12月17日法律第123号）第143条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成29年9月20日

川崎市高津区長 高梨憲爾

年度	科目	期別	滞納処分に着手し得る日	件数・備考
平成29年度	介護保険料	第5期分	平成29年10月3日（第5期分）	計16件

(別紙省略)

川崎市高津区公告第43号

次の国民健康保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年12月27日法律第192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成29年9月20日

川崎市高津区長 高梨憲爾

年度	科目	期別	この公告により滞納処分に着手し得る日	件数・備考
平成29年度	国民健康保険料	過年7月分	平成29年10月3日（過年7月分）	計2件
平成29年度	国民健康保険料	第1期分	平成29年10月3日（第1期分）	計34件
平成29年度	国民健康保険料	第2期分	平成29年10月3日（第2期分）	計21件
平成29年度	国民健康保険料	第3期分	平成29年10月3日（第3期分）	計44件
平成28年度	国民健康保険料	第10期分	平成29年10月3日（第10期分）	計1件

(別紙省略)

宮 前 区 公 告

川崎市宮前区公告第50号

次の督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成29年 9月20日

川崎市宮前区長 小 田 嶋 満

年 度	科 目	期 別	この公告により滞納処分に着手し得る日	件数・備考
平成29年度	国民健康保険料	過年8月	平成29年10月3日	計1件
平成29年度	国民健康保険料	第1期	平成29年10月3日	計4件
平成29年度	国民健康保険料	第2期	平成29年10月3日	計10件
平成29年度	国民健康保険料	第3期	平成29年10月3日	計35件

(別紙省略)

川崎市宮前区公告第51号

次の後期高齢者医療保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、高齢者の医療の確保に関する法律第112条で準用する地方税法第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成29年 9月20日

川崎市宮前区長 小 田 嶋 満

年 度	科 目	期 別	この公告により滞納処分に着手し得る日	件数・備考
平成29年度	後期高齢者医療保険料	1期	平成29年10月3日	計3件

(別紙省略)

川崎市宮前区公告第52号

次の介護保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、介護保険法

(平成9年12月17日法律123号)第143条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成29年 9月20日

川崎市宮前区長 小 田 嶋 満

年 度	科 目	期 別	この公告により滞納処分に着手し得る日	件数・備考
平成29年度	介護保険料	第4期	平成29年10月3日	計11件

(別紙省略)

川崎市宮前区公告第53号

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第8条及び住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第12条第1項の規定により、別紙に記載の者について住民票を職権消除しましたので、同条第4項の規定により、その者に通知しなければならないところ住所及び居所が不明の為、通知の送達ができないので公示します。

平成29年 9月25日

川崎市宮前区長 小 田 嶋 満

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、川崎市長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日（前記の審査請求をした場合には、当該審査請求についての裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、川崎市を被告として（川崎市長が被告の代表者となります。）提起することができます。

(別紙省略)

川崎市宮前区公告第54号

川崎市印鑑条例（昭和51年川崎市条例第8号）第12条第1項第6号の規定により、別紙に記載の者について、印鑑の登録を抹消しましたので、同条第2項の規定により、その者に通知しなければならないところ住所及び居所が不明の為、通知の送達ができないので公示します。

平成29年 9月25日

川崎市宮前区長 小 田 嶋 満

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、川崎市長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日（前記の審査請求をした場合には、当該審査請求についての裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、川崎市を被告として（川崎市長が被告

の代表者となります。)提起することができます。
(別紙省略)

川崎市宮前区公告第55号

住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第8条及び住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号)第12条第1項の規定により、別紙に記載の者について住民票を職権削除しましたので、同条第4項の規定により、その者に通知しなければならないところ住所及び居所が不明の為、通知の送達ができないので公示します。

平成29年9月27日

川崎市宮前区長 小 田 嶋 満

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、川崎市長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日(前記の審査請求をした場合には、当該審査請求についての裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6月以内に、川崎市を被告として(川崎市長が被告の代表者となります。)提起することができます。

(別紙省略)

川崎市宮前区公告第56号

川崎市印鑑条例(昭和51年川崎市条例第8号)第12条第1項第6号の規定により、別紙に記載の者について、印鑑の登録を抹消しましたので、同条第2項の規定により、その者に通知しなければならないところ住所及び居所が不明の為、通知の送達ができないので公示します。

平成29年9月27日

川崎市宮前区長 小 田 嶋 満

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、川崎市長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日(前記の審査請求をした場合には、当該審査請求についての裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6月以内に、川崎市を被告として(川崎市長が被告の代表者となります。)提起することができます。

(別紙省略)

多 摩 区 公 告

川崎市多摩区公告第46号

次の介護保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、介護保険法(平成9年12月17日法律123号)第143条で準用する地方

税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成29年9月20日

川崎市多摩区長 石 本 孝 弘

年 度	科 目	期 別	滞納処分に着手し得る日	件数・備考
平成29年度	介護保険料	第5期	平成29年10月2日	計6件

別紙省略

川崎市多摩区公告第47号

次の国民健康保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達したところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法(昭和33年12月27日法律192号)第78条で準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成29年9月22日

川崎市多摩区長 石 本 孝 弘

年 度	科 目	期 別	この公告により滞納処分に着手し得る日	件数・備考
平成28年度	国民健康保険料	第5期	平成29年9月22日(第5期分)	計1件
平成28年度	国民健康保険料	第6期	平成29年9月22日(第6期分)	計1件
平成28年度	国民健康保険料	第7期	平成29年9月22日(第7期分)	計1件
平成28年度	国民健康保険料	第8期	平成29年9月22日(第8期分)	計1件
平成28年度	国民健康保険料	第9期	平成29年9月22日(第9期分)	計1件
平成28年度	国民健康保険料	第10期	平成29年9月22日(第10期分)	計1件
平成29年度	国民健康保険料	第1期	平成29年9月22日(第1期分)	計11件
平成29年度	国民健康保険料	第2期	平成29年9月22日(第2期分)	計27件
平成29年度	国民健康保険料	第3期	平成29年9月22日(第3期分)	計97件

別紙省略

川崎市多摩区公告第48号

次の国民健康保険料に係る差押調書(謄本)及び配当計算書(謄本)を別紙記載の者に送達すべきところ、そ

の者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年12月27日法律192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成29年 9月27日

川崎市多摩区長 石 本 孝 弘

年 度	科 目	期 別	変更する納期限	件数・備考
平成29年度				計4件

別紙省略

麻 生 区 公 告

川崎市麻生区公告第53号

次の督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年12月27日法律第192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成29年 9月20日

川崎市麻生区長 北 沢 仁 美

年 度	科 目	期 別	この公告により滞納処分に着手し得る日	件数・備考
平成28年度	国民健康保険料	第1期	平成29年10月3日 (第1期分)	計1件
平成28年度	国民健康保険料	第2期	平成29年10月3日 (第2期分)	計1件
平成28年度	国民健康保険料	第6期	平成29年10月3日 (第6期分)	計1件
平成28年度	国民健康保険料	第7期	平成29年10月3日 (第7期分)	計1件
平成29年度	国民健康保険料	過年7月	平成29年10月3日 (過年7月分)	計1件
平成29年度	国民健康保険料	第1期	平成29年10月3日 (第1期分)	計10件
平成29年度	国民健康保険料	第2期	平成29年10月3日 (第2期分)	計20件
平成29年度	国民健康保険料	第3期	平成29年10月3日 (第3期分)	計65件

別紙省略

